

国の行政機関が公表したガイドライン等の実態把握のための調査研究報告書

資料編

収集ガイドライン一覧

平成28年3月

1.内閣官房	5
2.内閣サイバーセキュリティセンター	8
3.内閣官房地域再生本部	9
4.内閣官房健康・医療戦略推進本部	10
5.内閣府	11
6.公正取引委員会	14
7.国家公安委員会	15
8.金融庁	16
9.消費者庁	19
10.個人情報保護委員会	20
11.警察庁	21
12.復興庁	22
13.総務省	23
14.消防庁	32
15.法務省(公安調査庁含む)	36
16.外務省	39
17.財務省(国税庁含む)	42
18.文部科学省(文化庁含む)	44
19.厚生労働省(中央労働委員会含む)	47
20.農林水産省(水産庁、林野庁含む)	58
21.経済産業省(資源エネルギー庁、中小企業庁含む)	68
22.特許庁	77
23.国土交通省(観光庁、運輸安全委員会、海上保安庁含む)	79
24.気象庁	88
25.環境省	89
26.原子力規制委員会	100
27.防衛省	101

1.内閣官房

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称)	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
地理空間情報の二次利用促進に関するガイドライン	平成22年9月6日	初版	内閣官房設置の地理空間情報活用推進会議	国土計画局 参事官室 国土地理院 企画部地理空間情報企画室 内閣官房副長官補(内政・外政担当)付	地理空間情報の円滑な提供・流通を図る上で課題となっている個人情報や二次利用に伴う著作権等の取扱いについて、実務上の取扱いを整理する	政府 地方公共団体 独立行政法人	取り上げる典型的な地理空間情報個人情報の取扱いに関するガイドライン 二次利用促進に関するガイドライン	http://www.mlit.go.jp/report/press/kokudo08_hh_000022.html
地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン	平成22年9月6日	初版	内閣官房設置の地理空間情報活用推進会議	国土計画局 参事官室 国土地理院 企画部地理空間情報企画室 内閣官房副長官補(内政・外政担当)付	情報を提供する側も利用する側も安心して地理空間情報の利用・提供をできるようにする	政府 地方公共団体 独立行政法人	何らかの措置が必要な地理空間情報化の判断指針 主な地理空間情報の利用・提供促進の考え方 段階別の個人情報保護対策	http://www.gsi.go.jp/common/000055897.pdf
新型インフルエンザ対策ガイドライン	平成21年2月17日	初版	新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議	厚生労働省 健康局 結核感染症課 新型インフルエンザ対策推進室	可能な限り流行のスピードを緩め、感染者数のピークを抑えることで、医療提供体制、社会・経済活動を維持し、被害を最小化する	国、地方自治体、医療機関等	水際対策、検疫、感染拡大防止、医療体制、ワクチン接種、情報提供・共有等に関するガイドライン	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/09.html
官民ファンドの運営に係る ガイドライン	平成27年12月18日(初版は平成25年9月27日)	平成27年12月18日(4度目の一部改正)	官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議	内閣官房官民ファンド総括アドバイザー委員会	日本経済の成長のため、官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう、官民ファンドの活動を評価、検証し、所要の措置を講じていく	(株)産業革新機構、(独)中小企業基盤整備機構、(株)地域経済活性化支援機構、(株)農林漁業成長産業化支援機構、(株)民間資金等活用事業推進機構、官民イノベーションプログラム、(株)海外需要開拓支援機構、耐震・環境不動産形成促進事業、(株)日本政策投資銀行における競争力強化ファンド及び特定投資業務、(株)海外交通・都市開発事業支援機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構、地域低炭素投資促進ファンド事業	運営全般 投資の態勢及び決定過程 ポートフォリオマネジメント 民間出資者の役割 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fund_kkk/pdf/guideline.pdf
政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン	平成26年12月3日(前身ガイドラインは平成18年3月(別名称))	初版(前身ガイドライン(最適化指針)は平成18年3月)	各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議	総務省行政管理局(業務・システム改革総括担当) 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室	新たに情報システムの企画段階から運用、廃止に至る一連の過程を通じて体系化した共通ルール等を定める	政府機関	総論 ITガバナンス ITマネジメント 別紙	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan05_02000033.html
国土強靱化地域計画策定ガイドライン	平成27年6月16日(初版は平成26年6月)	平成27年6月16日(第2版)	内閣官房国土強靱化推進室	内閣官房国土強靱化推進室	地方公共団体において、「地域強靱化計画」の策定が円滑に図られるようにする	地方公共団体	国土強靱化とは 国土強靱化地域計画(地域強靱化計画)とは 策定手順とそれぞれの策定手法等 計画の推進と不断の見直し 国への相談等	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyouseijinka/pdf/guideline2.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
法令外国語訳の外部委託に関するガイドライン	平成18年3月23日	初版	法令外国語訳・実施推進検討会議 法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議	内閣官房(部署名不明)	各府省が所管法令等の外国語訳を外部業者に委託して作成する場合に、統一的で質の高い翻訳を確保する	府省	入札により外部委託する場合の要件各種(訳語、電子データ、翻訳者の要件等)	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/hourei/houkoku.pdf
政府の地理情報の提供に関するガイドライン	平成15年4月17日	初版	地理情報システム(GIS)関係省庁連絡会議	内閣官房副長官補室	政府の地理情報の流通促進の	府省	所在情報の提供 提供を可能にするための配慮 提供方法 提供条件の設定 提供に際し留意すべき点	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/gis/guideline_20030417.pdf
マイナンバーロゴマーク利用ガイドライン	平成26年5月	初版	内閣府大臣官房番号制度担当室	内閣府大臣官房番号制度担当室	マイナンバーの広報用ロゴマークの普及、統一利用	政府 自治体 企業、団体	シンボルマークとロゴの組み合わせ カラー規約 シンボルマークとロゴタイプとのスペース 使用禁止例	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/logo.html http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/logo_guideline.pdf
電子政府ユーザビリティガイドライン	平成21年7月1日	初版	各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議	内閣官房IT総合戦略室	各府省が提供するオンライン申請システム等のユーザビリティに関して、効果的かつ継続的な向上を図る	各府省	電子政府におけるユーザビリティの向上 企画段階 設計・開発段階 運用段階 評価段階	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/guide/security/kaisai_h21/dai37/h210701gl.pdf
地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン	平成27年2月12日	初版	内閣官房IT総合戦略室	内閣官房IT総合戦略室	地方公共団体におけるオープンデータの推進に係る基本的考え方を整理し、地方公共団体がオープンデータに取り組むに当たっての参考となる	地方公共団体	地方公共団体におけるオープンデータ推進の意義 取組体制 データ公開等に関する基本的な考え方 その他オープンデータの利活用促進のための環境整備	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/densi/kettei/opendata_guideline.pdf
政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン	平成26年12月3日	初版	各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議	内閣官房IT総合戦略室	業務の効率化及び高度化、情報セキュリティを含む情報システムの運用リスクへの適切な対応等、具体的な取組を政府横断的に進める	各府省	ITガバナンス ITマネジメント 別紙	http://www.soumu.go.jp/main_content/000325350.pdf
オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン	平成22年8月31日	初版	各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議	セキュリティ分科会 NISC	電子政府システムに対するセキュリティ確保策として「認証方式」の導入を検討するにあたり活用可能な対策基準を提供する	各府省	認証方式の合理的な選択を目的としたリスク評価手法 リスク評価に基づく認証方式の選択等の実施	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/guide/guide_line/guideline100831.pdf
情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	平成12年7月18日	※現時点では有効でないと思われる	情報セキュリティ対策推進会議	不明	情報セキュリティを担保するために必要となる各省庁の情報セキュリティポリシーに関する基本的な考え方、策定、運用及び見直し方法について記したものであり、各省庁の情報セキュリティポリシー策定のための参考に資する	各府省	基本的な考え方 ポリシーのガイドライン ふろく	http://www.kantei.go.jp/jp/it/security/taisaku/guideline.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
情報システムの調達に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン	平成25年7月19日	初版	調達関係省庁申合せ	内閣官房IT総合戦略室	調達機関が総合評価落札方式により調達する場合の事務処理の効率化等に資する	各府省	適用範囲 落札方式 総合評価の方法 総合評価の手引き	http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/03_guideline.pdf
農業ITシステムで用いる農作業の名称に関する個別ガイドライン(試行版)	平成27年3月 31日	初版	新戦略推進専門調査会 農業分科会	内閣官房IT総合戦略室	農業情報の相互運用性・可搬性の確保	農業ITベンダー	農作業の名称 ガイドラインの運用 留意事項	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/pdf/h27-gl1.pdf
各省等設置法立案のガイドライン	平成11年9月～10月頃か	初版(既に効力はなくなっている可能性が大きい)	中央省庁等改革推進本部	中央省庁等改革推進本部事務局 各府省	省等設置法関連の下、本部事務局における各省等設置法案の立案作業を行う際の指針	各府省	基本的方針 各省等設置法案のイメージ	http://www.kantei.go.jp/jp/komon/981104dai7-si4.html
個人が特定されたアイヌ遺骨等の返還手続に関するガイドライン	平成26年7月	初版	アイヌ政策推進会議	内閣府アイヌ総合政策室	アイヌ遺骨を保管している旨回答した大学が、個人が特定されたアイヌ遺骨及び当該遺骨と一対一で対応する副葬品を祭祀承継者に返還するための手続に関して具体的な指針を定める	アイヌの人々の遺骨を保管している大学	遺骨返還の考え方 返還に向けた手続き 返還 返還のめどが立たない場合	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ainusuishin/dai6/siryou6.pdf
国家公務員のICカード身分証に関する運用ガイドライン	平成21年3月1日(改訂)	平成21年3月1日(改訂)	内閣官房IT担当室、内閣官房情報セキュリティセンター及び総務省行政管理局	内閣官房IT担当室、内閣官房情報セキュリティセンター及び総務省行政管理局	国家公務員ICカード導入に係る各府省の運用を共通化	各府省	国家公務員のICカード身分証に関する基本仕様 国家公務員のICカード身分証に関する共通仕様 国家公務員のICカード身分証に関する運用ガイドライン	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai37/pdf/siryou9.pdf
二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方(ガイドライン)	平成25年6月25日	初版	各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議	内閣官房IT総合戦略室	公共データの活用を促進するための取組に速やかに着手し、それを広く展開することにより、国民生活の向上、企業活動の活性化等を図る	各府省	二次利用を促進する利用ルールの在り方 機械判読に適したデータ形式による公開の拡大の考え方 インターネットを通じて公開するデータの拡大についての考え方 数値(表)、文章、地理空間情報のデータ作成に当たっての留意事項	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai52/kihon.pdf

内閣サイバーセキュリティセンター

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン	平成26年6月25日	なし	情報セキュリティ対策推進会議	内閣官房情報セキュリティセンター	サイバーセキュリティ戦略(平成25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定)に基づき、各府省庁において、高度サイバー攻撃の標的とされる蓋然性が高い業務・情報に重点を置いたメリハリのある資源の投入を計画的に進め、それらの業務・情報に係る多重的な防御の仕組みを実現する際に採るべき手法として、情報セキュリティガバナンスの確立、高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価の実施、高度サイバー攻撃対処のための対策の計画的な実施に焦点を当てた取組について示す	法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項に規定する機関若しくはこれらに置かれる機関	総則 実施事項 リスク評価ダッシュボード等 本取組の運用管理	http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/riskguide.pdf
府省庁対策基準策定のためのガイドライン	平成26年5月19日	なし (「今回の改定は、統一管理基準及び統一技術基準の統合等、文章構造を含む抜本的な改定となっている」)	内閣官房情報セキュリティセンター	内閣官房情報セキュリティセンター	府省庁が政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準に準拠して府省庁対策基準を策定する際に参照するものであり、府省庁対策基準の策定手順や統一基準の遵守事項を満たすために採られるべき基本的な対策事項の例示、考え方等を解説する	府省庁	総則 情報セキュリティ対策の基本的枠組み 情報の取扱い 外部委託 情報システムのライフサイクル 情報システムのセキュリティ要件 情報システムの構成要素 情報システムの活用	http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/guide26.pdf
中央省庁における情報システム運用継続計画ガイドライン	平成24年5月	初版平成23年3月 改版平成24年5月	2.内閣官房情報セキュリティセンター	内閣官房情報セキュリティセンター	中央省庁の情報システム運用継続計画に含める事項を具体的に示し、適切な計画を整備できるようにするため、中央省庁の情報システム担当者が、「情報システム運用継続計画」を策定し、計画を運用(計画の実施及び継続的維持改善)するための手引を示す	中央省庁の情報システム担当者	各作業の進め方及び留意事項(基本方針の決定、実施・運用体制の構築、想定する危機的事象の特定・・・など)	http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/itbcp1-1_2.pdf

3.内閣官房地域再生本部

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日（改版があれば最新のものの公表日）	③ 改版履歴等	④ 策定主体（行政機関（可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称）	⑤ 公表主体（行政機関（可能な限り部局名）	⑥ 目的（ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理）	⑦ 対象となる者（例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等）	⑧ 概要（内容について、数行程度の要旨）	⑨ 公表形態（Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ）
地方活力向上地域特定業務施設整備計画の運用に関するガイドライン	平成27年8月頃	初版	内閣府地方創生推進室	内閣府地方創生推進室	地域の計画的な企業誘致と合わせて事業者の地方拠点の強化を支援する	地方活力向上地域に認定された都道府県	地方活力向上地域特定業務施設整備計画の作成、認定、変更、認定取り消し、実績報告等	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/seikatukoujou_guideline.pdf

4.内閣官房健康・医療戦略推進本部

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称)	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
医療渡航支援企業の認証及び渡航受診者受入医療機関の外国への情報発信に関する考え方 — 医療渡航支援企業認証等ガイドライン —	平成27年6月	初版	医療国際展開タスクフォースインバウンドワーキンググループ	内閣官房副長官補(外政担当)室	認証を行う組織の要件、認証組織による医療渡航支援企業の認証の要件、及び渡航受診者受入医療機関のリスト化の考え方を示す	医療渡航支援企業認証組織	医療渡航支援企業の認証及び受入医療機関の外国への情報発信に関する具体的な仕組み 認証組織の要件 医療渡航支援企業の認証の具体的基準 認証組織と認証医療渡航支援企業の具体的関係 対価の支払いに関する検討 認証に準ずる枠組みの検討.	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisaisei/pdf/seikatukoujou_guideline.pdf

5.内閣府

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称)	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン	平成25年6月7日	初版平成13年1月22日 改定平成25年6月7日	内閣府民間資金等活用事業推進委員会	内閣府	国がPFI事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、PFI事業におけるリスク分担等を検討する上での留意事項等を示す	PFI事業の実施者	リスクの分担等の基本的留意点 リスク分担の検討に当たってのリスク要素と留意事項等 その他の留意事項	http://www8.cao.go.jp/pfi/risk_buntan_guideline.pdf
VFM(Value For Money)に関するガイドライン	平成20年頃	初版平成13年7月27日 改定平成19年7月2日 改定平成20年ごろ	内閣府民間資金等活用事業推進委員会	内閣府	国がPFI事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、特定事業の選定等に当たって行われるVFM(Value For Money)の評価について解説する	PFI事業の実施者	VFM評価の基本的な考え方 PSCの算定 PFI事業のLCCの算定 VFM評価における留意事項 公共サービスの水準等に対する評価	http://www8.cao.go.jp/pfi/vfm_guideline.pdf
契約に関するガイドラインーPFI事業契約における留意事項について	平成15年6月23日	平成15年6月23日	内閣府民間資金等活用事業推進委員会	内閣府	国がPFI法第5条第2項第5号に定める事業契約、直接協定、及び基本協定の締結にかかる検討を行う上での実務上の指針の一つとして、現在までに公表されている我が国のPFI事業契約等の規定内容などを踏まえ、多くのPFI事業契約において規定が置かれることが想定される事項ごとに、主たる規定の概要、趣旨、適用法令及び留意点等を解説する	PFI事業の実施者	事業全体にかかる事項 施設の設計、及び建設工事に係る事項 施設の維持・管理、運営にかかる事項 「サービス対価」の支払等 契約の終了	http://www8.cao.go.jp/pfi/keiyaku_guideline.pdf
モニタリングに関するガイドライン	平成15年6月23日	平成15年6月23日	内閣府民間資金等活用事業推進委員会	内閣府	国がPFI事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、PFI事業においてモニタリング(監視)を検討する上での留意事項等を示す	PFI事業の実施者	モニタリングの基本的考え方 モニタリングの実施方法 適正な公共サービスの提供がなされない場合の対応方法 モニタリング実施の観点から必要な測定指標のあり方 財務状況の把握	http://www8.cao.go.jp/pfi/monitoring_guideline.pdf
公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン	平成25年6月6日	なし	内閣府民間資金等活用事業推進委員会	内閣府	国がPFI事業を実施する上で、公共施設等運営権及び公共施設等運営事業について解説する	PFI事業の実施者	運営権制度について 実施方針 民間事業者の選定 リスク分担 利用料金 土地等の賃貸借 運営権対価 VFMの評価 設定 退職派遣制度 モニタリング 更新投資・新規投資 運営権者に係る株式譲渡及び債権流動化 運営権の譲渡・移転 運営権の取消し等 運営事業の終了	http://www8.cao.go.jp/pfi/uneiken_guideline.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
行政文書の管理に関するガイドライン	平成27年3月13日	平成23年4月1日 平成24年6月29日一部改正 平成26年5月30日一部改正 平成26年7月1日一部改正 平成27年1月23日一部改正 平成27年3月13日一部改正	内閣府	内閣府	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)の目的を踏まえ、法第10条第1項の規定に基づく行政文書の管理に関する定めとして、第1(総則)から第11(補則)までの各セグメントの冒頭で規則の規定例を示すとともに、留意事項として当該規定の趣旨・意義や職員が文書管理を行う際の実務上の留意点について記す	各行政機関	総則 管理体制 作成 整理 保存 行政文書ファイル管理簿 移管、廃棄又は保存期間の延長 点検・監査及び管理状況の報告等 研修 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 補則	http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/kanri-gl.pdf
PFI事業実施プロセスに関するガイドライン	平成19年7月2日	初版平成13年1月22日 改定平成19年7月2日	内閣府民間資金等活用事業推進委員会	内閣府	国がPFI事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、PFI事業の実施に関する一連の手続について、その流れを概説するとともに、それぞれの手続における留意点を示す	PFI事業の実施者	サービス購入型PFI事業における手続簡易化 (事業の提案、実施方針の策定及び公表、特定事業の評価・選定、公表民間事業者の募集、評価・選定、公表、事業契約等の締結等、事業の実施、監視等、事業の終了)	http://www8.cao.go.jp/pfi/process/guideline.pdf
新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン	平成23年12月	初版平成23年2月 改定平成23年4月 改定平成23年12月	内閣府	内閣府	新しい公共支援事業の円滑かつ確かな実施のための指針であり、「あたらしい公共事業交付金交付要領」に基づき各都道府県に造成される基金の設置、運用等に関して、その具体的な方針・方法を示す	各都道府県	支援事業の経緯 支援事業の主旨 支援事業の実施にあたっての基本コンセプト 支援事業の管理、運営 各事業について 運営委員会 連絡調整会議への参画 情報開示のための基盤整備について 成果のとりまとめと公表 評価の実施について 監査などについて 東日本大震災への対応について	http://www5.cao.go.jp/npc/unei/jigyou/guideline_ver3.pdf
行政文書の管理方針に関するガイドライン	平成12年2月25日	不明 (「行政文書の管理に関するガイドライン」に引き継がれたのでは)	各省庁事務連絡会議申合せ	不明	不明	各行政機関	行政文書の分類 行政文書の作成 行政文書の保存 行政文書の移管又は廃棄 行政文書の管理台帳 行政文書の管理体制 行政文書の管理に関する定め 法施行前における措置	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/gaido.htm
特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン	平成27年12月24日	平成23年4月1日 平成24年7月9日一部改正 平成24年10月1日一部改正 平成24年11月13日一部改正 平成27年12月24日一部改正	内閣府	内閣府	公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)を踏まえ、国立公文書館等における特定歴史公文書等の保存、利用、廃棄について、利用等規則(以下「規則」という。)の規定例を示すとともに、留意事項として実務上の留意点について記す	国立公文書館等	総則 保存 利用 廃棄 研修 雑則	http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/hozonriyou-gl.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
オフサイトセンターに係る設備等の要件に関するガイドライン	平成24年9月	なし	内閣府	内閣府	原子力災害特別措置法施工規則第16条で規定されているオフサイトセンターに具備すべき要件を『原子力災害特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設などに関する省令(平成24年9月18日、経済産業省令/文部科学省令)』で示すとともに、その下に本ガイドラインを規程し複合災害に対応した資機材等の充実を図る	オフサイトセンターの関係者	総則 原子力事故を踏まえたOFCの要件について 移転及び親切に係るOFCの要件について UPZ拡大に伴う周辺自治体の具備すべき資機材等の要件について	http://www8.cao.go.jp/genshiryoku/bousai/pdf/02_ofc_guideline.pdf
中央省庁業務継続ガイドライン	平成19年6月	不明	内閣府防災担当	不明	首都直下地震対策大綱(平成17年9月中央防災会議決定)、首都直下地震応急対策活動要領(平成18年4月中央防災会議決定)において、事業継続計画(BCP)の策定が施策として位置付けられたこと等を踏まえ、各省庁が業務継続力の向上を図るための計画(「業務継続計画」)を作成する際の作業を支援することを目的とし、その計画に盛り込む内容や計画策定手法等についてまとめる	各省庁	業務継続活動を推進するための基本的な考え方 業務継続計画の策定と運用	http://www.bousai.go.jp/kaigirep/chuobou/20/pdf/shiryo4.pdf
地区防災計画ガイドライン	平成26年3月	なし	内閣府防災担当	内閣府	平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村内の一定の地区内居住者及び事業(地区居住者等)による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が施行されるのに先立ち、これから地区防災計画の作成を検討している地区居住者等が計画を作成するための手順や方法、計画提案の手続等について説明する	市町村内の一定の地区の居住者及び事業者(地区居住者等)	制度の背景 計画の基本的考え方 計画の内容 計画提案の手続 実践と検証	http://www.fdma.go.jp/html/life/chikubousai_guideline/guideline.pdf

6.公正取引委員会

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称)	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針(団体ガイドライン)	平成22年1月1日	平成7年10月30日 改正:平成18年1月4日 改正:平成21年9月1日 改正:平成22年1月1日	公正取引委員会	公正取引委員会	事業者団体のどのような活動が独占禁止法上問題となるかについて、具体的な活動の例を挙げながら明らかにすることによって、事業者団体による独占禁止法違反行為の防止を図るとともに、その適正な活動に役立てる	事業者団体	事業者団体の活動に関する独占禁止法の規定の概要 事業者団体の実際の活動と独占禁止法	http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai.html#cmsHajimeni http://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/kyoudoujigyou/kyodohanbai01.html http://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/fukousei/bougai02.html http://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/h14/h14dantaimokuji/h14joho/h14dantai55.html
流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針(流通・取引慣行ガイドライン)	平成27年3月30日	平成3年7月11日 改正:平成17年11月1日 改正:平成22年1月1日 改正:平成23年6月23日 改正:平成27年3月30日	公正取引委員会事務局	公正取引委員会	我が国の流通・取引慣行について、どのような行為が、公正かつ自由な競争を妨げ、独占禁止法に違反するのかを具体的に明らかにすることによって、事業者及び事業者団体の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な活動の展開に役立てる	事業者及び事業者団体	事業者間取引の継続性・排他性に関する独占禁止法上の指針 流通分野における取引に関する独占禁止法上の指針 総代理店に関する独占禁止法上の指針	http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/ryutsutorihiki.html
消費税転嫁対策特別措置法ガイドライン(消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方)	平成25年9月10日	なし	公正取引委員会	公正取引委員会事務局 経済取引局取引部 取引企画課	消費税転嫁対策特別措置法の執行の統一を図るとともに、法運用の透明性を確保し、違反行為の未然防止に資するため、運用方針を示す	事業者等	消費税の転嫁拒否等の行為関係 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為関係	http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=110300028&Mode=2 http://www.jftc.go.jp/houdou/press-release/h25/sep/tenkaGLkouhyou.html

7.国家公安委員会

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
警察の保有する情報の公開に関するいくつかのガイドライン	平成12年7月	なし	警察刷新会議	警察刷新会議(現在は国家公安委員会のページに転載)	<p>察行政の透明性を確保し、国民の信頼を回復するため、情報公開の在り方について示す (警察庁は、今後、出来る限り早期に、このガイドラインの例を基に細目事項を定め、その情報の公開を進めていくよう要望する) (警察庁は、情報公開条例上の実施機関となっていない都道府県警察に対しては、実施機関となる方向で検討を進めるよう、また、実施機関となった都道府県警察に対しては、警察庁と同様にガイドラインを策定するよう指導すべきである)</p>	国家公安委員会及び警察庁	<p>情報公開法に基づく開示請求を待たずに行う公表の基準 情報公開法に基づく開示請求に対して行う開示の基準</p>	<p>https://www.npsc.go.jp/sasshin/suggestion/01.html https://www.npsc.go.jp/sasshin/suggestion/1_3/index.html#p2</p>

8.金融庁

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称)	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
金融分野における個人情報保護に関するガイドライン	平成27年7月2日(最終改正(初版は平成21年11月20日))	最終改正(平成27年7月2日)※それ以前の改正履歴は不明	総務企画局企画課調査室	総務企画局企画課調査室	金融分野における個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、金融機関が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針として定める	金融分野における各認定個人情報保護団体及び個人情報取扱事業者	利用目的の特定 同意の形式 利用目的による制限 機微情報 適性な取得 等	http://www.fsa.go.jp/common/law/kj-hogo/ http://www.fsa.go.jp/common/law/kj-hogo/01.pdf
金融監督等にあたっての留意事項について―事務ガイドライン― 第三分冊:金融会社関係	廃止(廃止時期不明) 直近の改正は平成17年4月1日	改正(平成17年4月1日)※初版の公表日は不明(平成12年以前)	監督局総務課	監督局総務課	個人情報保護法で求めている安全管理措置と業法等で求めている措置が同一であることを明確化する	金融会社	貸金業関係等金融会社の監督にあたっての留意事項	http://www.fsa.go.jp/common/law/guide_news_haishi.html http://www.fsa.go.jp/news/newsj/16/f-20050331-5.html#betten
金融商品取引法等に関する留意事項について(金融商品取引法等ガイドライン)	平成27年9月2日(初版平成21年9月)	3度目の改正が平成27年9月	総務企画局市場課市場機能強化室	総務企画局市場課市場機能強化室	金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の運用にあたっての留意事項を示す	リース事業者 厚生年金基金 上場会社 持株会	金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の該当(しない)事例、禁止行為等	http://www.fsa.go.jp/common/law/kinshouhou.pdf
金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について(金融機能強化法ガイドライン)	平成23年7月27日	初版	総務企画局企画課(不明)	総務企画局企画課(不明)	金融機能強化法施行令附則第11条関係の補足説明	協定銀行	協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等の額	http://www.fsa.go.jp/news/23/20110726-3/06.pdf
企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)	平成27年9月25日(初版は平成11年4月1日)	40度目の改正が平成26年12月	総務企画局企業開示課	総務企画局企業開示課	金融商品取引法の企業内容開示に関して留意すべき事項、審査・処分の基準・目安を示す	上場会社	法第2条(定義)関係 法第2条の2(組織再編成等)関係 法第4条(募集又は売出しの届出)関係 法第5条(有価証券届出書の提出とその添付書類)等	http://www.fsa.go.jp/common/law/kajii/01.pdf
特定有価証券の内容等の開示に関する留意事項について(特定有価証券開示ガイドライン)	平成26年12月1日(初版は平成11年4月)	13度目の改正が平成26年12月	総務企画局企業開示課	総務企画局企業開示課	特定有価証券の内容等の開示に関し特定有価証券特有の留意事項を示す	上場会社	法第2条(定義)関係 法第3条(適用除外有価証券)関係 法第4条(募集又は売出しの届出)関係 法第5条(有価証券届出書の提出とその添付書類)等	http://www.fsa.go.jp/common/law/kajii/02.pdf
開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)	平成27年5月(初版は平成14年6月1日)	6度目の改正が平成27年5月	総務企画局企業開示課	総務企画局企業開示課	電子開示手続又は任意電子開示手続について、開示用電子情報処理組織を使用して行う場合又は磁気ディスクの提出により行う場合の留意事項を示す	上場会社	電子開示システム届出関係 開示書類等提出関係 その他 操作説明書	http://www.fsa.go.jp/common/law/kajii/03.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
外国会社届出書等による開示に関する留意事項について(英文開示ガイドライン)	平成24年3月(初版は平成20年6月1日)	平成24年3月(改正版)	総務企画局企業開示課	総務企画局企業開示課	金融商品取引法、施行令、関係政令等の適用に当たっての留意点を示す(英文海事関連)	上場会社	外国会社届出書の要約の日本語による翻訳文等 外国会社届出書に関する取扱いの準用 外国会社訂正届出書の作成 外国会社訂正届出書に関する取扱いの準用等	http://www.fsa.go.jp/common/law/kajji/14.pdf
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(財務諸表等規則ガイドライン)	平成27年9月	初版	総務企画局企業開示課	総務企画局企業開示課	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する留意事項を示す	有価証券報告書を提出する企業全般	総則 貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 キャッシュ・フロー計算書 等	http://www.fsa.go.jp/common/law/kajji/04.pdf
「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(連結財務諸表規則ガイドライン)	平成27年9月	初版	総務企画局企業開示課	総務企画局企業開示課	連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する留意事項を示す	佑仮称保険報告書を提出する連結決算企業全般	連結貸借対照表 連結損益計算書 連結株主資本等変動計算書 連結キャッシュ・フロー計算書 等	http://www.fsa.go.jp/common/law/kajji/06.pdf
「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(中間財務諸表等規則ガイドライン)	平成26年3月	初版	総務企画局企業開示課	総務企画局企業開示課	中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する留意事項を示す	有価証券報告書を提出する企業全般	中間貸借対照表 中間損益計算書 中間株主資本等変動計算書	http://www.fsa.go.jp/common/law/kajji/05.pdf
「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(中間連結財務諸表規則ガイドライン)	平成27年9月	初版	総務企画局企業開示課	総務企画局企業開示課	中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する留意事項(制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等)を示す	佑仮称保険報告書を提出する連結決算企業全般	中間連結貸借対照表 中間連結損益計算書 中間連結株主資本等変動計算書 企業会計の基準の特例 等	http://www.fsa.go.jp/common/law/kajji/07.pdf
「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(四半期財務諸表等規則ガイドライン)	平成23年8月	初版	総務企画局企業開示課	総務企画局企業開示課	四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する留意事項を示す	有価証券報告書を提出する企業全般	四半期貸借対照表 四半期損益計算書 株主資本等に関する注記 特定会社の四半期財務諸表 等	http://www.fsa.go.jp/common/law/kajji/11.pdf
「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について(四半期連結財務諸表規則ガイドライン)	平成27年9月	初版	総務企画局企業開示課	総務企画局企業開示課	四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する留意事項を示す	連結決算企業全般	四半期連結貸借対照表 四半期連結損益計算書 株主資本等に関する注記 企業会計の基準の特例 等	http://www.fsa.go.jp/common/law/kajji/12.pdf
「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について(監査証明府令ガイドライン)	平成27年9月	初版	総務企画局企業開示課	総務企画局企業開示課	財務諸表等の監査証明に関する留意事項を示す	公認会計士又は監査法人と被監査会社	府令第2条(公認会計士又は監査法人と被監査会社との特別の利害関係)関係 府令第4条(監査報告書等の記載事項)関係 府令第5条(監査概要書等の提出)関係	http://www.fsa.go.jp/common/law/kajji/09.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について(内部統制府令ガイドライン)	平成23年8月3日	初版	総務企画局企業開示課	総務企画局企業開示課	財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する留意事項を示す	公認会計士又は監査法人と被監査会社	財務報告に係る内部統制の評価 財務報告に係る内部統制の監査 外国会社の財務報告に係る内部統制 等	http://www.fsa.go.jp/common/law/kaiji/13.pdf
提出者別タクソノミ作成ガイドライン	平成23年8月3日	初版	総務企画局企業開示課	総務企画局企業開示課	金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム形式で提出する際に必要となる提出者別タクソノミを作成するための指針	有価証券報告書を提出する企業全般	提出別タクソノミの概要 EDINETタクソノミの見方 提出者別タクソノミ作成前の準備 提出者別タクソノミのファイル仕様 等	http://www.fsa.go.jp/search/20140310/2a_1%20.pdf
報告項目及び勘定科目の取扱いに関するガイドライン	平成26年3月	初版	総務企画局企業開示課	総務企画局企業開示課	『提出者別タクソノミ作成ガイドライン』及び『報告書インスタンス作成ガイドライン』に関して、会計実務的な見地から要点を取りまとめ、また、判断基準及び留意事項を補足する	有価証券報告書を提出する企業全般	要素定義 勘定科目の設定 該当なし要素 ラベルの上書きと表示の一致 追加要素のラベル作成時の指針 等	http://www.fsa.go.jp/search/20140310/2c-1.pdf
報告書インスタンス作成ガイドライン	平成25年3月	初版	総務企画局企業開示課	総務企画局企業開示課	EDINETに開示書類をインラインXBRLで提出する際に必要となる報告書インスタンスを作成するための指針	有価証券報告書を提出する企業全般	報告書インスタンスの概要、作成プロセス、作成準備、ファイル仕様等	http://www.fsa.go.jp/search/20130321/2b_1.pdf
バリデーションガイドライン	平成27年4月	初版	総務企画局企業開示課	総務企画局企業開示課	EDINETにインラインXBRL形式の開示書類を提出する際の、XBRL データに関する検証	有価証券報告書を提出する企業全般	EDINETバリデーションの全体像 アップロード時のバリデーション XBRLに関連したバリデーション 提出書類全般のバリデーション	http://www.fsa.go.jp/search/20130821/2g_1.pdf
金融庁職員の行動に関するガイドライン	平成26年4月1日	改正(平成17年4月に改正を実施)	不明(各部局とも担当課あり)	不明	昨今の金融を巡る厳しい状況に鑑み、金融庁職員がより厳しく身を律する	金融庁職員	関係業者等との間における禁止行為 関係業者等以外の者との間における禁止行為 その他の禁止行為等 飲食をする場合の届出 等	http://www.fsa.go.jp/common/about/koudou/
事務ガイドライン(第一分冊:預金取扱い金融機関関係)	平成16年5月31日	改正(その前に平成14年9月に改正)	監督局銀行第1課	監督局銀行第1課	金融庁各課室における中小・地域金融機関以外の預金取扱い金融機関の監督に係る事務処理手続を定める	金融庁各課室	長期信用銀行関係 信託兼営金融機関関係 異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行	http://www.fsa.go.jp/news/newsj/15/ginkou/f-20040531-2.html#01
事務ガイドライン(「金融監督にあたっての留意事項について(第二分冊:保険会社関係)」)	廃止(廃止時期不明) 直近の改正は平成17年7月8日	改正(平成17年7月8日) ※初版の公表日は不明	監督局保険課	監督局保険課	金融庁各課室における銀行等に対する保険募集等の監督に係る事務処理手続を定める	金融庁各課室	銀行等に対する保険募集の委託	http://www.fsa.go.jp/common/law/guide_news_haishi.html#10

9.消費者庁

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称)	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
公益通報者保護法に関する民間事業者向けガイドライン	平成17年7月19日	なし	内閣府国民生活局	消費者庁	公益通報者保護法を踏まえて、事業者のコンプライアンス経営への取り組みを強化するために、労働者からの法令違反等に関する通報を事業者内において適切に処理するための指針を示す	事業者	事業者内での通報処理の仕組みの整備 通報の受付 調査の実施 是正措置の実施 解雇・不利益取扱いの禁止 フォローアップ	http://www.caa.go.jp/planning/koueki/minkan/files/minkan.pdf
国の行政機関の通報処理ガイドライン(内部の職員等からの通報)	平成26年6月23日	平成17年7月19日 平成26年6月23日一部改正	関係省庁申合せ	消費者庁	公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の施行に伴い、国の行政機関において、内部の職員等からの法令違反等に関する通報を適切に処理するため、各行政機関が自主的に取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国の行政機関の法令遵守(コンプライアンス)を推進する	各行政機関	通報処理の在り方 通報の処理 通報者等の保護	http://www.caa.go.jp/planning/koueki/gyosei/files/naibu.pdf
国の行政機関の通報処理ガイドライン(外部の労働者からの通報)	平成26年6月23日	平成17年7月19日 平成23年3月18日一部改正 平成26年6月23日一部改正	関係省庁申合せ	消費者庁	公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の施行に伴い、国の行政機関において、外部の労働者からの法に基づく公益通報を適切に処理するため、各行政機関が取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守(コンプライアンス)を推進する	各行政機関	通報処理の在り方 通報の処理 通報者等の保護	http://www.caa.go.jp/planning/koueki/gyosei/files/gaibu.pdf
機能性表示食品の届出等に関するガイドライン	平成27年3月30日	なし	消費者庁消費者庁食品表示企画課	消費者庁食品表示企画課	平成27年4月1日から施行される食品の新たな機能性表示制度に関し、食品関連事業者が機能性表示食品の届出を行う際の指針として、本制度の適正な運用を図る	機能性表示食品の届出を行う食品関連事業者	総論 安全性に係る事項 生産・製造及び品質管理に係る事項 健康被害の情報収集に係る事項 機能性に係る事項 表示及び情報開示の在り方に係る事項	http://www.caa.go.jp/foods/pdf/150330_guideline.pdf
適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン	平成25年7月1日	平成19年2月16日制定 平成19年6月7日施行 平成20年12月1日改訂 平成21年4月1日改訂 (※平成27年11月11日付のpdfが存在する)	消費者庁	消費者庁消費者制度課	消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(平成25年法律第96号)、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則(平成27年内閣府令第62号)に基づく申請に対する審査並びに特定適格消費者団体に対する監督及び不利益処分の基準等を明らかにすることにより、法及び規則を適切に実施し、特定適格消費者団体の業務の適正を図る	適格消費者団体の認定、監督を行う者	特定適格消費者団体の認定 有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可 被害回復関係業務等 監督	http://www.caa.go.jp/planning/pdf/130628_guideline_1.pdf

10.個人情報保護委員会

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称)	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)	平成28年1月1日	平成26年12月11日 平成28年1月1日一部改正	個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	番号法第4条及び個人情報保護法第51条に基づき、事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定める	番号法の適用を受ける者(行政機関等、地方公共団体等又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者)のうち事業者	総論 各論(特定個人情報の利用制限、特定個人情報の安全管理措置、特定個人情報の提供制限等、第三者提供の停止に関する取扱い、特定個人情報保護評価、個人情報保護法の主な規定、個人番号利用事務実施者である健康保険組合等における措置等)	http://www.ppc.go.jp/files/pdf/160101_guideline_jigyousya.pdf
(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン	平成28年1月1日	平成26年12月11日 平成28年1月1日一部改正	個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)の別冊として、金融機関が金融業務に関連して顧客の個人番号を取り扱う事務において、特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定める	番号法の適用を受ける者(行政機関等、地方公共団体等又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者)のうち事業者のうち金融機関	各論(特定個人情報の利用制限、特定個人情報の安全管理措置、特定個人情報の提供制限等、第三者提供の停止に関する取扱い、特定個人情報保護評価、個人情報保護法の主な規定)	http://www.ppc.go.jp/files/pdf/160101_guideline_kinyuu.pdf
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)	平成28年1月1日	平成26年12月18日 平成27年10月5日一部改正 平成28年1月1日一部改正	個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	番号法第4条及び個人情報保護法第51条に基づき、行政機関等及び地方公共団体等が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定める	番号法の適用を受ける者(行政機関等、地方公共団体等又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者)のうち行政機関等及び地方公共団体等	総論 各論(特定個人情報の利用制限、特定個人情報の安全管理措置、特定個人情報の提供制限等、その他の取扱い、特定個人情報保護評価、行政機関個人情報保護法の主な規定)	http://www.ppc.go.jp/files/pdf/160101_guideline_gyousei_chikoutai.pdf

11.警察庁

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称)	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
取締り活動ガイドライン	平成17年5月30日	なし	警察庁交通局交通指導課	警察庁交通局交通指導課	「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について」(平成17年3月22日付け、警察庁丙交指発第14号等)第2の2(1)に加え、放置車両の確認、またこれに従事する駐車監視員の活動が公平かつ適正に行われるよう特に留意すべき事項を定める(本ガイドラインを基に、各警察署が適切に駐車監視員活動ガイドラインを作成することを促す)	各警察署	確認事務を委託する警察署においては、本ガイドラインの事項に留意の上駐車監視員が重点的に活動する場所、時間帯等を定めた「駐車監視員活動ガイドライン」を策定、公表すること 確認事務を委託しない警察署のうち、一部の警察署(条件記載)は、別添2のモデルを参考として「違法駐車取締り活動方針」を策定・公表すること	http://www.npa.go.jp/pdc/notification/koutuu/shidou/shidou20050530.pdf
「インターネット異性紹介事業」の定義に関するガイドライン	平成20年10月10日(告示元が発見できないため、インターネット上の情報による)	なし	生活安全局サイバー犯罪対策課	生活安全局サイバー犯罪対策課	インターネット異性紹介事業に関する法律の解釈基準に資する、またインターネット異性紹介事業者、児童、児童の保護者等が「インターネット異性紹介事業」への該当性の判断を適正に行うために、「インターネット異性紹介事業」の定義の該当性について示す	各警察署 インターネット異性紹介事業者、児童、児童の保護者等	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第2条第2号における「インターネット異性紹介事業」の定義について、要件を個別具体的に示す	http://www.npa.go.jp/cyber/deai/business/images/01.pdf
インターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務(いわゆる削除義務)に関するガイドライン	平成20年(パブリックコメントの募集記録より)	なし	生活安全局サイバー犯罪対策課	生活安全局サイバー犯罪対策課	インターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務(いわゆる削除義務)について、インターネット異性紹介事業者を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第12条第1項の規定をもとに、該当性等について判断基準を具体的に示す	各警察署、インターネット異性紹介事業者	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)第12条第1項の規定におけるインターネット異性紹介事業者の閲覧防止措置義務(いわゆる削除義務)について、具体的に示す	http://www.npa.go.jp/cyber/deai/business/images/02.pdf
少年警察ボランティア活動の活性化に向けたガイドライン	平成14年5月31日	なし	警察庁生活安全局	警察庁生活安全局	各都道府県における少年警察ボランティアの活性化に向けた取り組みを働きかけるため、当ガイドラインを参考の上、「少年警察ボランティア活動の活性化プラン」の策定することを求める	都道府県の少年補導員連絡協議会等(少年警察ボランティアの所属先)	少年警察ボランティア活動の活性化について、少年警察ボランティアの委嘱、各種少年警察ボランティアの整理統合、表彰基準の見直しについて、望ましい在り方や方策の案を示す	http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/shounengaidorain.pdf
警察署協議会の設置、委員及び運営に関するガイドライン	平成13年1月29日	平成13年1月29日	警察庁	警察庁	警察法の一部改正に伴い、警察署協議会の設置、委員及び運営に関して適切に実施されるよう留意事項を示す	各都道府県公安委員会 各都道府県警察	基本的考え方 委員(人選、定数、任期) 運営(意見の聴取、議事概要の公表等、会議の招集の手続)	http://www.npa.go.jp/pdc/notification/kanbou/soumu/soumu20010129-1.pdf
安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	平成24年11月	なし	国土交通省 道路局 警察庁 交通局	警察庁	各地域において、道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進められるよう、自転車利用環境整備に関係する河川管理者、港湾管理者等の行政機関や地元住民、道路利用者等の関係者と連携して実施すべき事項をとりまとめる	道路管理者や都道府県警察	自転車通行空間の計画 自転車通行空間の設計 利用ルールの徹底 自転車利用の総合的な取組	http://www.mlit.go.jp/road/road/bicycle/pdf/guideline.pdf

12.復興庁

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
津波被災地における民間復興活動の円滑な誘導・促進のための土地利用調整のガイドライン	平成23年7月	なし	東日本大震災復興対策本部事務局 農林水産省農村振興局 農村政策部農村計画課 国土交通省都市局都市計画課	東日本大震災復興本部事務局 農林水産省農村振興局 農村政策部農村計画課 国土交通省都市局都市計画課	国が各被災地に共通する考え方を示し、もって民間による都市的な土地利用を伴う復興活動の円滑化・促進を図るため、建築や開発を誘導するエリアを、被災市町村等が復興に関する方針において地域の実情を踏まえて策定することができるようにする	被災市町村等	先行的に開発を集約的に誘導・促進するエリアの迅速な明確化 誘導促進エリアが既存の土地利用計画に適合しない場合における土地利用調整の促進	http://www.mlit.go.jp/report/press/city07_hh_000051.html http://www.mlit.go.jp/common/000161020.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称)	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
政府情報システムの整備及び管理に関する標準ガイドライン	平成26年12月3日	初版	各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議	総務省 行政管理局(業務・システム改革総括担当) 内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室	「業務・システム最適化指針」等既存の4つの情報システムに関する基本指針を一つの体系として整理する	政府の情報システム関連部署全般及び同システム調達に参観する民間企業	世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月閣議決定、平成26年6月改定)に基づき、新たに情報システムの企画段階から運用、廃止に至る一連の過程を通じて体系化した共通ルール等を定めるもの	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan05_02000033.html
教育分野におけるICT利活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン(手引書)	平成26年4月15日	初版	総務省「フューチャースクール推進研究会」 総務省情報流通行政局 情報通信利用促進課	総務省情報流通行政局 情報通信利用促進課	学校や教育委員会等の教育関係者が、学校現場でのICT環境の構築・運用・利活用をする際の参考になるとともに、地方自治体の導入のきっかけとなることを目指したもの	<ul style="list-style-type: none"> <学校関係者> ・校長や教頭など学校の経営層、情報主任 ・一般教員(ICT利活用度の高に関わらず) ・ICT支援員 <地域の関係者> ・教育委員会 ・地方自治体 ・教育CIO 	<ul style="list-style-type: none"> ・実証事例を踏まえた教育ICTのポイントや留意点をまとめた ・実証中学校8校及び特別支援学校2校における今年度の実証研究結果を中心に、4年間の実証成果の総まとめとして記載 	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu05_02000049.html
電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン	平成16年8月	※次改訂版(1~2年に1回程度改訂されている。直近の改訂は平成27年6月から適用)	総務省「ICTサービス安心・安全研究会」の下の「個人情報・利用者情報等の取扱いに関するWG」	総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 個人情報保護ガイドライン改正担当	、通信の秘密に属する事項その他個人情報保護の適正な取扱いに関し、電気通信事業者の遵守すべき基本的事項を定めることにより、電気通信サービスの利便性の向上を図るとともに、利用者の権利利益を保護する	電気通信事業者	個人に関する情報や通信の秘密の対象とされる情報などICTサービスにおける個人情報・利用者情報等の取扱いの在り方	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/market01_04.html
ドローンによる撮影映像等のインターネット上での取扱いに係るガイドライン	平成27年9月11日	初版	総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課	総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課	ドローンによる撮影映像等をインターネット上で閲覧可能とすることについて考え方を整理し、このような行為を行う者が注意すべき事項をガイドラインとして取りまとめる	電気通信事業者 ドローン利用して撮影する者	ドローンを利用して撮影した者が被撮影者に対してプライバシー侵害等として損害賠償責任を負うことになる蓋然性を低くするための取組を例示することにより、法的リスクの予見可能性を高めるとともに、ドローンによる撮影行為と個人情報保護法の関係について整理するものである	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000185.html
SIMロック解除に関するガイドライン	平成22年6月30日	改訂版(平成26年10月31日)	ICTサービス安心・安全研究会 情報通信審議会2020-ICT基盤政策特別部会 料金サービス課	総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課	SIMロック解除に関する基本的な考え方及び具体的な運用方針並びに事業者等がSIMロックを解除する際に留意すべきと考えられる事項を改めて整理して示すもの	携帯電話等の役務を提供する電気通信事業者	SIMロック(解除)の基本的な考え方 具体的なSIMロック解除の方法 SIMロック解除に当たり留意すべき事項	初版 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban02_02000046.html
電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン	平成16年3月	※次改訂版(平成26年3月19日)	総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課(上記規程に当たる電気通信事業法施行規則は情報通信行政・郵政行政審議会)	総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課	消費者が安心して電気通信サービスを利用できるようにすること	電気通信事業者	電気通信事業法、関係省令の趣旨、内容のわかりやすい解説とともに、消費者保護の観点から電気通信事業者等が自主的に取ることが望ましいと考えられる対応について示している	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000137.html
特定電子メールに送信等に関するガイドライン	平成20年11月	改訂版(平成22年4月1日)	総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 消費者庁表示対策課	総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政課 消費者庁表示対策課	特定電子メールの送信の適正化等を図ること	電子メールの送信をする者(送信者) 電子メールの送信を委託した者(送信委託者)	「特定電子メール」の範囲とともに、オプトインにおける同意の取得方法、オプトイン規制の例外、オプトアウト、表示義務、措置命令等について取りまとめた	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban08_000036.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン	平成8年11月	初版(と思われる)	旧郵政省(現在は総務省消費者行政課と思われる)	旧郵政省(現在は総務省消費者行政課と思われる)	発信電話番号等発信者に関する個人情報を通知する電気通信サービスの利用者を対象として、通知を受けた個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、発信電話番号等発信者に関する個人情報及びこれに結合して保有される個人情報を保護すること	発信者情報通知サービスの利用者(発信者情報通知サービスを利用する法人その他の団体及び自己が営む事業において発信者情報通知サービスを利用する個人をいう。ただし、国及び地方公共団体を除く)	通知を受けた個人情報の定義、発信者個人情報の記録・利用・提供の制限、個人情報法の適正な処理、個人情報の開示・訂正・削除等について	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/d_guide_04.html 開始年の出典 http://www.caa.go.jp/planning/kojin/houseika/dai2/siryou2-1.html
電話受付代行業における犯罪による収益の移転防止に関するガイドライン	平成20年2月	廃止(平成25年3月(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う))	総務省総合通信基盤局消費者行政課	総務省総合通信基盤局消費者行政課	「疑わしい取引」に該当する可能性のある取引の類型を示すことで、犯罪の防止を事前に目指すもの	電話受付代行業	電話受付代行業における犯罪による収益の移転防止に向けた取引類型の提示	廃止の根拠 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000100.html
地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン	平成13年3月	改訂版(4回目の改訂(平成27年3月27日)が直近))	総務省自治行政局地域情報政策室	総務省自治行政局地域情報政策室	各地方公共団体が情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考として、情報セキュリティポリシーの考え方及び内容について解説	地方公共団体(情報セキュリティポリシーの策定を行う者、セキュリティ上の職責を担う者など)	情報セキュリティの考え方、セキュリティポリシー、セキュリティ対策実施サイクル、情報セキュリティ基本方針、対策基準等	http://www.soumu.go.jp/main_content/000348656.pdf
NTT東西のFTTHアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン	平成27年2月27日	初版	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	特定卸役務を提供する電気通信事業者、卸先事業者、卸先契約代理業者の行う行為について電気通信事業法の適用関係を明確化すること	NTT東日本 NTT西日本	苦情処理方法、業務改善命令、禁止行為規則の対象となり得る行為の整理、類型化、例示	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban02_02000148.html
ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン	平成20年1月30日	初版(と思われる)	総務省ASP・SaaSの情報セキュリティに関する研究会(委託調査の受け皿の研究会と思われる)	同左	ASP・SaaS サービスが健全に発展していくためには、ASP・SaaS 事業者における適切な情報セキュリティ対策の実施が重要	ASP・SaaS事業者	SP・SaaS 事業者における情報セキュリティ対策の促進に資するため、ASP・SaaS事業者が実施すべき情報セキュリティ対策を取りまとめたもの「序編」「組織・運用編」「物理的・技術的対策編」の3編から構成	http://www.soumu.go.jp/main_content/000166465.pdf
クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策ガイドライン	平成26年4月2日	初版	総務省クラウドサービス提供における情報セキュリティ対策調査検討会 情報流通行政局 情報セキュリティ対策室	情報流通行政局 情報セキュリティ対策室	クラウドサービスを取り巻く環境の変化から生じる課題に対応するためには、クラウドサービスを安全・安心に利用するための十全な情報セキュリティマネジメントが不可欠	クラウドサービス提供事業者	情報セキュリティマネジメントに係る10領域25目的に重点化して、クラウドサービスとしての情報セキュリティマネジメントに係る利用者接点の実務の具体的な内容を記述している	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu03_02000073.html
公立病院改革ガイドライン	平成19年12月24日	改訂版となる「新公立病院改革ガイドライン」が2015年3月31日策定	総務省自治財政局準公営企業室	同左	地域の医療提供体制の確保等の観点から、公立病院改革を推進するため	全国の公立病院 地方公共団体	公立病院改革の基本的考え方を示すとともに、病院事業を設置する地方公共団体に対して、新公立病院改革プランの策定を求めたもの(プラン作成の骨子をガイドラインで説明)	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei06_02000103.html
信書のガイドライン	不明(旧郵政省時代からあった可能性)	平成26年4月1日更新	総務省郵政行政部郵便課	同左	法律(郵便法、信書便法)に規定された信書の定義を、信書該当文書をわかりやすく示す	信書便法の許可を受けた民間事業者	信書、受取人、文書等の定義とともに、信書に該当する(しない)文書を例示	http://www.soumu.go.jp/yusei/shinsho_guide.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
震災関連デジタルアーカイブ構築・運用のためのガイドライン	2013年3月	初版	情報流通行政局情報流通振興課	同左	「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ(ひなぎく)」の構築・公開の成果を踏まえて震災関連デジタルアーカイブの構築・運用を推進するため	被災地域を始めとする全国の自治体職員、地域の図書館職員、NPO 法人、民間企業等におけるアーカイブ担当者等、震災関連デジタルアーカイブを初めて構築しようとする方	アーカイブ構築に係る計画、資料記録収集・デジタルデータ化、メタデータ作成、コンテンツ公開保存利活用、システム構築運用について作業のポイントをまとめた	http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/02ryutsu02_03000114.html
移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等に関するガイドライン	平成27年7月31日	初版	インターネットのサービス品質計測等の在り方に関する研究会 総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課	総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課	移動系通信事業者が提供するインターネットサービス利用者が正確な情報に基づき契約可能となる環境を整備するため	移動系通信事業者	移動系通信事業者が提供するインターネット接続サービスの事業者共通の実効速度計測手法及び利用者への情報提供手法等	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000095.html
無線LANビジネスガイドライン	平成25年6月	初版	無線LANビジネス研究会 総務省総合通信基盤局データ通信課	総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課	公衆無線LANサービス提供者が事業運営を行うに際し留意すべき事項や望ましい事項等を明らかにすること	公衆無線LANサービス提供者 設置店舗	公衆無線 LAN サービス提供に当たっての法令上の留意事項、対利用者、大規模災害発生対応、店舗棟オーナー向け留意事項	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban04_02000058.html
ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン	平成21年7月	1.1版(平成22年12月24日)	ASP・SaaS普及促進協議会 医療・福祉情報サービス展開委員会 総務省情報流通行政局情報流通振興課	総務省情報流通行政局情報流通振興課	医療情報を扱う際に求められる高度な安全性確保に対する要求を踏まえ、医療分野におけるASP・SaaSの適切な利用促進を図ること	医療情報を扱うASP・SaaS事業者	事業者が医療情報の処理を行う際の責任、安全管理のための要求事項、医療機関との合意形成のあり方等	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_01000009.html
政策評価の実施に関するガイドライン	平成17年12月16日	初版(この他にも政策評価のガイドラインは多数(例:目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン))	政策評価各府省連絡会議	総務省行政評価局	法に基づく政策評価の円滑かつ効率的な実施のための標準的な指針を示すこと	政府行政機関	政策の体系化、評価の方式、評価手法、学識経験者の知見の活用、政策評価の政策への反映、基盤整備等	http://www.soumu.go.jp/main_content/000354069.pdf
規制の事前評価の実施に関するガイドライン	平成19年8月24日	初版	政策評価各府省連絡会議	総務省行政評価局	行政機関が行う政策の評価に関する法律の円滑かつ効率的な実施による規制の質の向上、国民への説明責任	政府行政機関	行政評価の対象、単位、内容、その他留意すべき事項、評価書への記載事項、評価書公表等	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/pdf/070824_2.pdf
政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン	平成22年5月28日	初版	政策評価各府省連絡会議	総務省行政評価局	評価書の作成等についての標準的な指針	政府行政機関	評価書・要旨の作成等に係る役割分担、留意事項、学識経験者等からなる政策評価に関する会議の公開等	http://www.soumu.go.jp/main_content/000067741.pdf
租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン	平成22年5月22日	一部改正(平成25年8月5日)	政策評価各府省連絡会議	総務省行政評価局	租税特別措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するとともに、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たす	政府行政機関	行政評価の評価対象、評価単位、評価実施主体、評価内容、評価実施時期等	http://www.soumu.go.jp/main_content/000067742.pdf
MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン	平成14年6月	再改定(平成25年9月)	総務省総合通信基盤局	総務省総合通信基盤局	移動通信事業者(MNO)の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供するMVNOの参入を促す	各種移動通信サービス事業者(MNO、MNVO、MVNE)	電気通信事業法に係る諸事項(事業開始時手続、関係者間の関係、事業者間接続、料金設定権帰属、課金方式等)	http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/program_old04_a.html
地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン	平成22年4月	初版	地方公共団体ASP・SaaS活用推進会議 総務省地域力創造グループ地域情報政策室	総務省地域力創造グループ地域情報政策室	地方公共団体におけるASP・SaaSの導入の際の参考に資する	地方公共団体	定義、業務利用、導入から利用まで、SLA、SLM、契約の進め方、契約サンプル、利用事例	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02gvosei07_000026.html
改正公職選挙法ガイドライン	平成25年4月26日	初版	インターネット選挙運動等に関する各党協議会	総務省自治行政局選挙部	公職選挙法見直しに伴い解禁されたインターネット、電子メールの利活用に関する規定	選挙立候補者	選挙へのインターネット活用解禁手段、解禁主体、電子メールに係る制限、表示義務、誹謗中傷成りすまし対策等	http://www.soumu.go.jp/main_content/000222706.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
業務・システム最適化指針(ガイドライン)	平成18年3月31日	初版	各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議	総務省行政管理局	政府による情報システム調達の最適化に向けた指針	各府省情報システム調達関係者 関連する民間ICT事業者	支援事業者選定、進捗管理、企画、最適化計画、開発経費積算、仕様書作成、開発事業者選定、設計・開発・保守運用の実施、最適化実施状況報告等	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/a_01-02.html
公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン	平成13年4月	平成27年10月(最終改正)	情報通信審議会 総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	電気通信事業者による光ファイバ網の整備等を促進し、線路敷設の円滑化を図ること	電気通信事業者	他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準(調査回答機関、拒否事由、貸与、費用負担等)	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ijo_tsusin/top/pdf/gidelines02.pdf
地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン	平成15年12月	一部改定(平成27年3月27日)	総務省自治行政局(と思われる)	総務省自治行政局(と思われる)	情報セキュリティ監査の標準的な監査項目と監査手順を示すことで、地方公共団体が情報セキュリティ監査を実施する際に活用されることを期待したもの	地方公共団体	情報セキュリティ監査手順、監査項目(対象範囲、組織体制、資産分類、各種セキュリティ、運用、外部サービス利用、評価見直し)	http://www.soumu.go.jp/main_content/000348657.pdf
郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン	平成20年3月25日	初版	総務行郵政行政部郵便課(と思われる)	総務行郵政行政部郵便課(と思われる)	郵便事業分野における事業者が信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るため	日本郵便	個人情報の利用目的の特定、利用目的の制限、適正な取得、安全管理、委託先監督、第三者取得制限、情報開示、訂正、利用停止等	http://www.soumu.go.jp/main_content/000182384.pdf
テレワークセキュリティガイドライン	平成16年12月	第3版(平成25年3月)	総務省情報流通行政局 情報流通振興課	総務省テレワークセキュリティガイドライン検討会 総務省情報流通行政局 情報流通振興課	これからテレワークを導入しようと考えている企業において、情報セキュリティ対策に関する検討の参考としてもらうこと	テレワーク導入の検討、 実施企業全般	情報セキュリティマネジメントのためのベストプラクティス集として国際標準化されているJIS Q 27002規格における考え方をベースに、テレワーク導入に係るセキュリティ対策、継続的な安全確保策に関する基本的な考え方を整理したもの	http://www.soumu.go.jp/main_content/000215331.pdf
NTT東西の活用業務に関する「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方【NTT東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】	平成23年か(正確な確認ができない)	初版	総務省総合通信基盤局 事業政策課	総務省総合通信基盤局 事業政策課	NTT東西による地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保	NTT東日本 NTT西日本	「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」についての考え方その他の活用業務に関するNTT法の運用方針を事前に明確化したもの	http://www.soumu.go.jp/main_content/000135436.pdf
災害に強い情報通信ネットワーク導入ガイドライン	平成26年7月	初版	耐災害ICT研究協議会 総務省情報通信国際戦略局技術政策課	総務省情報通信国際戦略局技術政策課	大規模な災害が発生すると、ICTにどのような被害が発生し、それが業務にどのような影響を及ぼすかについて認識頂くとともに、本ガイドラインで紹介する新たな技術で既存の技術における課題を補完し、大規模災害時のICTに係る課題解決に役立てて頂く	全国の自治体	今後同様あるいはそれ以上の大規模な災害が発生した場合であっても、自治体職員の方々が円滑に業務(災害対応、定常業務)を遂行するのを支援できるICTサービスの導入について指針を示す	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin03_02000094.html
700MHz帯安全運転支援システム構築のためのセキュリティガイドライン	平成27年7月	初版	情報セキュリティアドバイザリーボード ITSワーキンググループ 総務省 総合通信基盤局 移動通信課、情報流通行政局 情報流通振興課	総務省 総合通信基盤局 移動通信課、情報流通行政局 情報流通振興課	セキュリティ技術や攻撃事例等の動向を踏まえて、必要かつ十分な具体的なセキュリティ方式を定めたセキュリティ仕様書を策定し、実装及び運用管理を行えるようにすること	700MHz 帯安全運転支援システムの構築に関わる企業、団体及び省庁、特に、運用管理機関、公共路側機管理者、車両メーカ、車載機メーカ、路側機メーカ、及び SAMメーカ	車車間・路車間通信のセキュリティ及び安全運転支援システムのセキュリティ管理に関する基本方針と機能要件	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01rvutsu03_02000097.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改訂があれば最新のものの公表日)	③ 改訂履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン	平成22年3月	改訂版(平成23年5月)	情報通信審議会 総務省総合通信基盤局 電気通信事業部料金 サービス課	総務省総合通信基盤局 電気通信事業部料金 サービス課	第二種指定電気通信設備との接続に関し、二種事業者が取得すべき接続料の算定方法及びアンバンドル及び標準的接続箇所の設定に関する考え方の明確化	二種指定事業者	アンバンドルの仕組み、機能、留意事項 接続料の算定方法、標準接続箇所の設定に関する考え方等	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/44482.html
公共ITにおけるアウトソーシングに関するガイドライン	平成15年3月	初版	不明	不明	公共ITアウトソーシングに関するプロジェクトの進め方、新たな契約方法、サービス選択等について指針を示すもの	地方自治体全般	共同運用に向けた検討事項(推進プロセス、法的制度的課題、個人情報保護)、契約関連(契約書サンプル等)、具体的なサービスレベルのあり方等	http://www.soumu.go.jp/denshijiti/pdf/060213_03.pdf
電気通信事故に係る電気通信事業法関係法令の適用に関するガイドライン	平成22年9月	改訂版(平成27年8月)	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課	総務省は、電気通信事業法をはじめ、その関係省令等の規定に基づき総務大臣へ報告を要する事故の範囲の目安を定め、報告を行う電気通信事業者が、関係法令を遵守するための指針となる	電気通信事業者	電気通信に係る事故の妥当性の判断基準(重大な事故、四半期ごとの報告を有する事故、報告不要な軽微な事故)	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban05_02000106.html
地方公共団体における ICT部門の業務継続計画(BCP) 策定に関するガイドライン	平成20年8月	初版	総務省自治行政局地域情報政策室	総務省自治行政局地域情報政策室	情報システムを所管するICT部門の業務継続計画策定に向けた地方公共団体の取組を支援する	地方自治体全般	BCP策定の手引き(BCP策定の基盤づくり、簡略なBCPの策定、本格的なBCPの策定を全庁的な対応との連動)	http://www.soumu.go.jp/main_content/000145527.pdf
電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン	平成16年3月	改訂版(平成26年3月)	総務省総合通信基盤局 電気通信事業部消費者行政課	総務省総合通信基盤局 電気通信事業部消費者行政課	消費者保護の観点から電気通信事業者等が自主的に取ることが望ましいと考えられる対応に示し事業者による自主的な取り組みを促進する	電気通信事業者	事業の休廃止に係る周知、提供条件の説明、苦情等の処理	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_02000137.html
電気通信事業分野における意見申出制度の運用に係るガイドライン	平成19年12月	初版	総務省総合通信基盤局 電気通信事業部消費者行政課	総務省総合通信基盤局 電気通信事業部消費者行政課	電気通信事業法に規定する意見申出制度の運用方針を明確化することにより、当該制度の積極的な利用を促し、もって電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図る	電気通信事業者	意見申出制度の概要、申出者を特定できる情報の取り扱い、申出受付窓口	http://www.soumu.go.jp/main_content/000160775.pdf
環境クラウドサービスの構築・運用ガイドライン	平成23年9月(ただし案が取れたものは確認できず)	初版	IPv6 によるインターネットの利用高度化に関する研究会 電気通信事業部 データ通信課	電気通信事業部 データ通信課	環境クラウドの構築・運用に関わる事業者等によって指針・知見として活用されることにより、同サービスの健全な普及を促進する	環境クラウドサービス事業者 環境クラウドサービス利用者	環境クラウドの対象となるモデル、システム構成に係る要件、システム構築・運用に係る要件	http://www.soumu.go.jp/main_content/000128518.pdf
地理空間情報に関する地域共同整備推進ガイドライン	平成21年5月	初版	自治行政局地域情報政策室 (財)地方自治情報センター 研究開発部 東京大学空間情報科学 研究センター	自治行政局地域情報政策室	都道府県と市町村が空中写真および地形図データを共同で整備することを想定して、その事業の進め方の要点を解説する	地方公共団体	(地理空間情報に係る)共同化の概要、共同化計画立案、検討手順、参考資料(算定方法等)	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02gvosei07_000011.html
ISPのIPv4アドレス在庫枯渇対応に関する情報開示ガイドライン	平成22年4月23日	初版	IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会 総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課	総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課	すべてのインターネットサービスプロバイダー(ISP)がIPv4アドレス在庫枯渇への対応に関する情報提供をユーザー等に対し適切に行うことを確保する	ISP事業者	開示する項目(アドレス枯渇対応の基本方針、IPv6 対応インターネット接続サービスに関する情報、ユーザーサポートに関する情報等)	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/02kiban04_000022.html
政策評価に関する標準的ガイドライン	平成13年1月 15日	初版	政策評価各府省連絡会	総務省行政評価局	全政府的に政策評価に取り組むために、各府省が政策評価に関する実施要領を策定するための標準的な指針を示す	各府省情報システム調達関係者 関連する民間ICT事業者	政策評価の目的及び基本的枠組み 政策評価の実施に当たった際の基本的な考え方 各府省の政策評価	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/gaido-gaidorain1.htm

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン	平成21年2月25日	初版	放送コンテンツの製作取引の適正化の促進に関する検討会 情報流通行政局コンテンツ振興課(情報通信作品振興課)	情報流通行政局コンテンツ振興課(情報通信作品振興課)	放送コンテンツ分野における、より透明で公正な製作取引の実現	放送コンテンツ制作者 放送コンテンツ取引事業者	問題となりうる事例(トンネル会社規制、支払期日算日、買ったたき等) 望ましいと考えられる事例(著作権の帰属、単価の設定等)	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/090225_7.html
国から補助金等の交付を受けた会社その他の法人の寄附制限に関するガイドライン			自治行政局選挙部政治資金課	自治行政局選挙部政治資金課	政治資金規正法の趣旨に則り、国から補助金等の交付を受けた法人に対する寄附制限に係る適用除外要件について、その運用基準を可能な限り明確化する	国から補助金等の交付を受けた法人	適用除外の考え方について(法人、主体の定義) 適用を受けない補助金について(試験研究、災害対策等)	http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000190.html
教育分野におけるICT利活用推進のための情報通信技術面に関するガイドライン(手引書)2014	平成23年4月8日(2011年版)	平成26年4月15日(2014年版)	情報流通行政局情報通信利用促進課	情報流通行政局情報通信利用促進課	学校現場におけるICT環境の構築や運用、利活用の際の情報通信技術面に関わるポイントや留意点について、教育関係者の具体的な取組や地方自治体の導入の参考、きっかけとする	中学校・特別支援学校(2014版)	ICT環境の構築 ICT環境の運用 技術的要件の整理 特徴的なICT利活用 災害時における学校ICT環境の活用 等	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu05_02000049.html
音声読み上げによるアクセシビリティに対応した電子書籍制作ガイドライン	平成27年6月	初版	情報流通行政局情報流通振興課か	情報流通行政局情報流通振興課か	アクセシビリティに対応した電子書籍制作を促進する	電子書籍、コンテンツ制作事業者	電子書籍記述仕様 電子書籍リーダー設計指針 電子書籍コンテンツ制作のあり方	http://www.soumu.go.jp/main_content/000354698.pdf
統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン	平成27年5月19日	初版	各府省統計主管課長等会議	総務省統計局	事業所・企業を調査対象とする統計調査における労働者の区分について、統計間の比較可能性の向上や、雇用実態等のよりの確かな把握などの取組を各府省が一体となって推進する	政府(各府省)	適用範囲・適用時期 適用方法(直接雇用と間接雇用の区分等) 本ガイドラインの見直し 附属資料(統計調査一覧他)	http://www.soumu.go.jp/main_content/000365495.pdf
地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン	平成24年9月(HPでの公開は概要版のみ)	初版	自治行政局住民制度課	自治行政局住民制度課	地方公共団体における番号制度(マイナンバー)の導入を円滑に進める	地方自治体全般	地方公共団体における番号制度の活用 番号制度に対応したシステム構築 番号制度に対応した個人情報保護対策	http://www.soumu.go.jp/main_content/000247944.pdf
地方税務システムの構築に係るガイドライン	平成24年11月頃(公開は概要版のみ、上記ガイドラインの更新)	初版	自治行政局住民制度課	自治行政局住民制度課	地方公共団体における番号制度(マイナンバー)の導入に伴う地方税システムの構築を円滑に進めるため	地方自治体全般	番号を用いた地方税データの管理 情報提供ネットワークシステムによる照会・情報提供への対応 想定スケジュール	http://www.soumu.go.jp/main_content/000246386.pdf
事業者間協議の円滑化に関するガイドライン	平成24年7月	初版	総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課	総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課	事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議のプロセス及び事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化する	電気通信事業者全般	事業者間協議のプロセス 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示 接続に必要なシステム開発等 協議が調わなかった場合の手続	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000141.html
競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン	平成18年7月	初版	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	指定電気通信設備制度及びNTT法に関連したNTTグループに係る累次の公正競争要件を担保する	電気通信事業者	指定電気通信設備制度に関する検証 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証 検証の具体的手順	http://www.soumu.go.jp/main_content/000159816.pdf
同一認証番号とする場合のガイドライン	平成23年11月16日	1.8版(平成27年7月21日)	情報通信認証連絡会(IC CJ)	情報通信認証連絡会(IC CJ)	登録証明機関及び認証取扱業者等関係者間における共通認識を図り、特に認証取扱業者からの認証手続漏れの防止等、基準認証制度の円滑な運用に資する	(特定無線設備の)基準認証の取り扱い事業者	適用要件 個別事象に対するガイドライン 関連法令	http://www.tele.soumu.go.jp/i/sys/egu/tech/icci/icci3/

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
電気通信事業者における大量通信等への対処と通信の秘密に関するガイドライン	平成19年5月30日	第3版(平成26年7月22日)	(非政府機関) 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 一般社団法人電気通信事業者協会 一般社団法人テレコムサービス協会 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 一般財団法人日本データ通信協会 テレコム・アイザック推進会議	(非政府機関) 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 一般社団法人電気通信事業者協会 一般社団法人テレコムサービス協会 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 一般財団法人日本データ通信協会 テレコム・アイザック推進会議	DoS 攻撃等のサイバー攻撃や迷惑メールの大量送信などに対しインターネットサービスを提供する電気通信事業者が行なう対応が、主に電気通信事業法4条で定められた通信の秘密の保護について違法性がないかどうかを判断する参考とする	インターネットサービスを提供する電気通信事業者	総論 定義(大量通信、攻撃通信、通信)見直し 各論	https://www.jaipa.or.jp/other/mtcs/guideline_v3.pdf
公的個人認証サービス利用のための民間事業者向けガイドライン	平成27年7月	第1.1版(平成27年9月)	自治行政局住民制度課	自治行政局住民制度課	民間事業者における公的個人認証サービスの利用検討を支援し、当該サービスの普及を促進する	公的個人認証サービスを利用する(利用を検討する)事業者	公的個人認証サービスの概要 公的個人認証サービスのメリット 公的個人認証サービス利用の手引き FAQ	http://www.soumu.go.jp/main_content/000378213.pdf
市町村の同報系通信システム整備ガイドライン(九州総合通信局)	平成23年7月	初版	九州総合通信局	九州総合通信局	防災行政無線に限らず、それぞれの市町村のニーズに対応した導入しやすい多様なシステムのモデルパターンを提案し、導入に当たっての検討に資する	九州の自治体	住民への情報提供手段の現状 同報系防災通信システム整備の在り方 各種防災通信システムの比較 防災通信システム事例集	http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/ru/file/guideline.pdf
接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン	平成23年7月	改訂版(平成24年7月)	総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課	総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課	接続料と利用者料金との関係についての検証(スタックテスト)の実施に関する透明性を確保するため、基本的な考え及び具体的実施方法を規定	第一種指定電気通信設備に係る接続料を設定する事業者と接続事業者	基本的な考え方 検証の実施方法 検証結果の公開 見直し	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000140.html
オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン	平成22年8月31日	初版	各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議	各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議(官邸HPからの提供)	電子政府システムに対するセキュリティ確保策として「認証方式」の導入を検討するにあたり活用可能な対策基準を提供する	政府機関	概要 用語定義 認証方式の合理的な選択を目的としたリスク評価手法 リスク評価に基づく認証方式の選択等の実施	https://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/guide/guide_line/guideline100831.pdf
校務分野におけるASP・SaaS事業者向けガイドライン	平成22年10月15日	初版	ASP・SaaS普及促進協議会 情報流通行政局情報流通振興課	情報流通行政局情報流通振興課	ASP・SaaS事業者は、校務情報化にあたって、これらの個人情報の取り扱いを適切に扱うための指針を提供する	ASP・SaaS事業者	校務情報化とASP,SaaS 校務分野における事業者の役割 教育関係機関との合意形成 ASP、SaaS事業者の留意事項	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_01000004.html
有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン	平成20年4月	改訂版(平成25年10月)	情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室	情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室	有線テレビジョン放送事業者間の誠実な協議を促進し、適切な問題解決を図る	有線テレビジョン放送事業者	協議の原則 協議の手続き 協議手続の終了等 経過措置等 「正当な理由」について	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu12_02000050.html
規制の事前評価の実施に関するガイドライン	平成19年8月24日	初版	政策評価各府省連絡会議	行政評価局	規制の事前評価を円滑かつ効率的に実施し、規制の質の向上や国民への説明責任を果たす	政府機関	評価の方法 評価の単位 分析及び評価の内容 その他留意すべき事項 評価書等の記載事項	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/pdf/070824_2.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
フェムトセル基地局の活用に係る電波法及び電気通信事業法関係法令の適用関係に関するガイドライン	平成20年12月2日	改定版(平成25年11月29日)	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課	総務省総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課	携帯電話の不感エリアの解消等に向けフェムトセル基地局の活用を図る	携帯電話事業者	電波法及び電気通信事業法関係法令の取扱いガイドラインの見直し	http://www.soumu.go.jp/main_content/000262079.pdf
携帯電話の番号ポータビリティの導入に関するガイドライン	平成16年5月28日	初版	総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課	総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課	電気通信事業者が、携帯電話の番号ポータビリティの導入に向けて具体的な検討を行うに当たり留意すべき事項を示す	携帯電話役務を提供する電気通信事業者 その他の電気通信事業者	定義 導入時期 実現方式 導入に係る費用負担、利用手続等	http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/daiinkanbou/040528_1.pdf
ICT 国際標準化推進ガイドライン(案のみ)	不明	初版(公開は案あり)	研究開発・標準化戦略委員会	研究開発・標準化戦略委員会	ICTに係る多様な国際標準化スキームについて、具体的な取組事例を含め、そのメリット・デメリットを解説する	ICT標準化に関わる企業、大学、政府関係機関	ICT 国際標準化のメリット ICT国際標準化活動参考事例	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ho_tsusin/policyreports/ijoho_tsusin/kenkyu_kaihatsu/pdf/080606_1_sa7.pdf
電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン	平成18年12月	改正(最終改正は平成23年6月)	総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課	総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課	電気通信事業者が講じる債権保全措置に関連する関連事業法の規定について、その解釈の参考となるもの	電気通信事業者	債権保全の具体的施策(債権保全の方式、考慮すべき事項、預託金等の基準、預託金の預入方法等)	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ho_tsusin/pdf/070302_1.pdf
目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン	平成25年12月20日	初版	政策評価各府省連絡会議	総務省行政評価局	目標管理型の政策評価(注)の実施に当たっての基本的考え方、実施内容等を明確化し、各行政機関における取組の標準的な指針を示す	政府機関	実施に当たっての基本的考え方 事前分析表の作成 評価書の統一性・一覧性の確保及び評価書の活用 政策の見直しに資する踏み込んだ評価の推進 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保	http://www.soumu.go.jp/main_content/000266210.pdf
国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)	平成17年2月7日	改定版(最終改定:平成20年3月18日)	行政管理局	行政管理局	国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報を、国民及び関係者に分かりやすく提供する	国立大学	公表されるべき事項 公表の様式、時期、方法等 発表のための給与等の調査と指標の作成	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/pdf/satei2_05_02.pdf
行政文書の管理に関するガイドライン	平成23年4月1日	改定版(最終改定:平成27年3月)	内閣府(旧バージョンは総務省)	内閣府(旧バージョンは総務省)	各行政機関が適切に行政文書管理規則を制定できるよう、内閣府が各行政機関に対し、規定例や規定の趣旨・意義や実務上の留意点を解説	政府機関	総則、管理体制、作成、整理、保存、行政文書ファイル管理簿、移管・破棄又は保存期間延長、点検・監査及び管理状況報告、研修等	http://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/kanri-gl.pdf
独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)	平成15年9月9日	改定版(最終改定:平成26年9月)	行政管理局独立行政法人担当	行政管理局独立行政法人担当	独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準に関する情報を、国民及び関係者に分かりやすく提供する	独立行政法人	公表されるべき事項 公表の様式、時期、方法等 発表のための給与等の調査と指標の作成	http://www.soumu.go.jp/main_content/000319086.pdf
ICTベンチャー人材確保ガイドライン	平成19年2月	初版	ICTベンチャーの人材確保の在り方に関する研究会 情報通信政策課	ICTベンチャーの人材確保の在り方に関する研究会 情報通信政策課	本ガイドラインは、ICTベンチャーの現役社長・CEOが、人材確保に関して困った/悩んだ際に、解決に向けたアクションを考えるヒントを整理	ICTベンチャーの現役社長・CEO 起業を志す社会人や、ベンチャー志向の学生	採用をすべきかどうか/どのような人材を求めるか どのように採用するか 入社後に当初の予定通り活躍してもらうためにどうするか	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ho_tsusin/policyreports/chousa/ict_venture/pdf/070213_2.pdf
放送法第20条第2項第2号及び第3号の業務の実施基準の認可に係る審査ガイドライン	平成26年11月14日	-	情報流通行政局放送政策課	情報流通行政局放送政策課	手続の透明性や認可の適否の予見可能性を確保するため、法定された認可基準その他の関連条文の解説とともに、具体的な審査項目をあらかじめ審査ガイドラインとして示す	日本放送協会	実施基準の認可基準その他の関連条文の解説 インターネット活用業務のうち2号業務の審査項目 インターネット活用業務のうち3号業務の審査項目 雑則	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/ho_tsusin/pdf/141114_01.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度の運用に関するガイドライン	平成24年5月	初版	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課	電気通信市場における公正競争の確保等のために、事業法及びNTT法の適切な運用を確保する	NTT東日本、西日本電気通信事業者	制度の目的 ブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する検証 NTT東西等における規制の遵守状況等の検証 検証の具体的手順 その他	http://www.soumu.go.jp/main_content/000159902.pdf
地域経済循環創造ガイドライン	平成25年8月12日	初版	自治行政局地域力創造グループ	自治行政局地域力創造グループ	新規事業を起し、地域の経済循環を創造する際の各関係者の役割や留意事項等を取りまとめた	地域経済に係る産学金官	地域ラウンドテーブルにおける各関係者の役割 関係者が連携協力する上での留意点 地域経済イノベーションサイクルに係る施策 その他	http://www.soumu.go.jp/main_content/000248570.pdf
高齢者・障害者の利用に留意したコミュニケーション環境のガイドライン	平成9年6月1日	初版(現在有効か不明)	旧郵政省	旧郵政省	高齢者・障害者が情報通信を円滑に利活用できるようなコミュニケーション環境を社会的・技術的に築き、もって高齢者・障害者の社会参加の促進に寄与	ICT事業者全般	情報通信機器、ネットワークの情報アクセシビリティに関すること アプリケーションソフトウェアの情報アクセシビリティに関すること コンテンツの情報アクセシビリティに関すること 問い合わせ窓口の設置に関すること ガイドラインの運用	http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/whatsnew/970605-guide.html

14.消防庁

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
危険物施設の震災等対策ガイドライン	平成26年5月23日	なし	消防庁危険物保安室	消防庁	危険物施設の事業者が震災等対策を事前に計画し、所轄消防機関等と予め調整して予防規程やその他マニュアル等に明確にしておくとともに、資機材等の準備や従業員への教育・訓練などに取り組むことができるよう、支援するため、過去の被災事例や奏功から得られた教訓や震災後に普及した技術や得られた知見を踏まえ危険物施設の震災等対策のポイントや留意点をまとめる	危険物施設の事業者	製造所 編 屋内・屋外貯蔵所 編 屋外タンク貯蔵所 編 移動タンク貯蔵所 編 給油取扱所 編 一般取扱所 編	http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/kikenbutsu/guideline.html http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2605/pdf/260523_ki136.pdf
総務省消防庁Twitterガイドライン	平成22年5月18日	なし	消防庁	消防庁	総務省消防庁のTwitter運用について示す	総務省消防庁のTwitterの利用者	大規模災害時のTwitter運用 平常時のTwitter運用	http://www.fdma.go.jp/neuter/twitter/guideline.html
安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン	平成25年3月28日	策定平成20年4月4日付け消防連第10号 一部改正平成20年4月4日付け番号なし通知 一部改正平成20年8月22日付け事務連絡 一部改正平成22年6月2日付け消防連第44号 一部改正平成25年3月28日付け消防連第19号	消防庁国民保護運用室	消防庁国民保護運用室	地方公共団体が国民保護法に基づいて安否情報事務を行う際の基準として、当該事務の効率的な運用のために開発された「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」を利用した安否情報事務について説明する	地方公共団体	システムの概要 安否情報の収集・整理・報告 安否情報の提供	http://www.fdma.go.jp/html/intro/form/pdf/kokuminhogo_unyou/kokuminhogo_unyou_main/anpi_Gaido.pdf
消防隊員用個人防火装備に係るガイドライン	平成23年5月6日	なし	消防庁消防・救急課	消防庁消防・救急課	火災発生建物への屋内進入を実施する消防隊員がより安全に消火活動を行うための消防隊員用個人防火装備に求められる機能について、一定の性能等を示す	火災発生建物への屋内進入を実施する可能性のある消防吏員	個人防火装備の性能等(防火服、防火手袋、防火靴、防火帽) 個人防火装備の着装等(着装、身体的負荷、取扱い)	http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2305/pdf/230506_syo66_02.pdf http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2305/pdf/230506_syo66_03.pdf
危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドライン	平成27年6月8日	なし	消防庁危険物保安室	消防庁危険物保安室	危険物施設の許可を受けた者が危険物施設に太陽光発電設備を設置する際、安全対策を確実に実施するとともに、適切に維持・管理することができるよう、危険物施設に太陽光発電設備を適切に設置、維持及び管理できるようまとめた	太陽光発電設備を設置する危険物施設の事業者	危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合に講ずべき具体的な安全対策 太陽光発電設備を設置した危険物施設の安全な維持・管理に関する対策(経年劣化に関するリスクへの対策)	http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2706/pdf/270610_ki135.pdf
大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン	平成20年10月21日	なし	消防庁予防課	消防庁予防課	消防法施行令および消防法施行令の改正(平成20年9月24日)を踏まえ、新たに自衛消防組織の設置及び防災管理業務の実施が義務付けられる防火対象物における消防計画作成に当たっての手引きとしてその作成手順や基本構成、地震等の災害対応上のポイント等をまとめる	都道府県、市町村の消防主管部	消防計画の概要 具体的な消防計画の構成	http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi2010/pdf/201021yo272.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改訂があれば最新のものの公表日)	③ 改訂履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
救急ヘリコプターの出動基準ガイドライン	平成12年2月7日	なし	消防庁救急救助課	消防庁救急救助課	消防・防災ヘリコプターによる救急業務をより一層促進するため、ヘリコプターによる救急業務の具体的な出動基準を示す(各都道府県においては、この出動基準ガイドラインを参考にし地域事情を踏まえた出動基準を作成するとともに…この検討結果の内容及び当該出動基準等を、貴管下市町村に対してもよろしく周知願いたい)	都道府県、市町村の消防主管部	消防・防災ヘリコプター保有機関の出動基準 消防・防災ヘリコプターを保有しない消防機関の要請基準	http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1202/12020kyu_21.htm
全域放出方式の二酸化炭素消火設備の安全対策ガイドライン	平成9年8月19日	なし	消防庁予防課 消防庁危険物規制課	消防庁予防課 消防庁危険物規制課	二酸化炭素の放出に伴い死傷者を生じる事例が散見されることにかんがみ、消防法施行令第16条及び消防法施行規則第19条の規定に加え、全域放出方式の二酸化炭素消火設備に係るなお一層の安全対策の充実を図る	都道府県、市町村の消防主管部	二酸化炭素の性状等について 二酸化炭素消火設備の設置場所について 防護区画に係る安全対策について 起動装置について 消火剤を安全な場所に排出するための措置について 放出表示灯について 音響警報装置について 二酸化炭素消火設備の管理について	http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi0908/090819yo133.pdf
誘導灯及び誘導標識に係る設置・維持ガイドライン	平成18年4月28日	平成11年9月21日 一部改正平成18年4月28日	消防庁予防課	消防庁予防課	誘導灯及び誘導標識に係る適正な設置・維持を図るため、消防法施行令第26条、消防法施行規則第28条の2及び第28条の3並びに誘導灯及び誘導標識の基準の全部を改正する件の設定に基づき、誘導灯及び誘導標識を設置・維持するばあいの技術基準の運用及び具体的な設置例についてとりまとめる	都道府県、市町村の消防主管部	技術基準の運用について 具体的な設置例について	http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1804/pdf/180428-1yo.pdf http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1109/110921yobou_245.pdf
光警報装置の設置に係るガイドライン	不明(平成27年ごろ)	なし	(高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会)	消防庁	光警報装置を設置する際の指標として、音以外による警報の一つである光により火災発生を伝える警報装置について、その設置が望ましい防火対象物及び設置場所並びに光警報装置の構造・機能に関する基準をとりまとめる		設置対象物 設置場所 光警報装置の構造及び性能	http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/yobougoyosei/02/sanko2-2.pdf
特定屋外貯蔵タンクの側板の詳細点検に係るガイドライン	平成25年3月29日	なし	消防庁危険物保安室	消防庁危険物保安室	屋外貯蔵タンクの側板の腐食等による危険物の流出事故が近年においても多く発生している状況にかんがみ、一定年数経過した特定屋外貯蔵タンクの保安検査又は内部点検の機会を活用した側板の詳細点検を行うことができるよう、当該タンクの所有者等が自主的に取り組むべき側板の詳細点検に係る事項を示す	一定年数経過した特定屋外貯蔵タンクの所有者	詳細点検を実施すべきタンク 詳細点検等が必要となる部位 詳細点検の方法 その他の留意事項	http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2503/pdf/250329_toku49.pdf
震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きに係るガイドライン	平成25年10月3日	なし	消防庁国民保護・防災部防災課 消防庁危険物保安室	消防庁国民保護・防災部防災課 消防庁危険物保安室	指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いについて、製造所、貯蔵所又は取扱所が被災する等により、平常時と同様の危険物の貯蔵・取扱いが困難な場合において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いの運用が円滑かつ適切な実施を促進する	都道府県、市町村の消防主管部	震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全対策 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きに関する留意事項 危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い	http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2510/pdf/251003_sai364_ki171.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)	平成27年9月	不明	消防庁	消防庁	機関が、競争的資金の運営・管理を適正に行うために取り組むべき事項を示す	競争的資金の配分を受けるすべての機関(大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人等。)	機関内の責任体系の明確化 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 研究費の適正な運営・管理活動 情報発信・共有化の推進 モニタリングの在り方 消防庁による研究機関に対するモニタリング等及び体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方 消防庁による競争的資金制度における不正への対応	http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_2/pdf/h2709_kanrikans_ashishin.pdf
ラック式倉庫の防火安全対策ガイドライン	平成10年7月24日	なし	消防庁予防課	消防庁	平成7年11月に埼玉県製の製缶工場で発生したラック式倉庫の火災を踏まえ、ラック式倉庫に係るなお一層の防火安全対策の充実を図るため、出火防止対策に係る防火安全対策をとりまとめる。スプリンクラー設備を消防法施行令第12条、消防法施行規則第13条の5から第14条まで並びにラック式倉庫のラック等を設けた部分におけるスプリンクラーヘッドの設置に関する基準(平成10年消防庁告示第5号)の規定により設置する場合の運用についてとりまとめる	都道府県、市町村の消防主管部	ラック式倉庫の防火安全対策についてラック式倉庫の延べ面積、天井の高さ等の算定について	http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1007/100724yo119.html
感震ブレーカー等の性能評価 ガイドライン	平成27年2月17日	なし	大規模地震時の電気火災の発生抑制に関する検討会(内閣府(防災担当)総務省消防庁経済産業省)	内閣府(防災担当)	感震ブレーカー等の普及のため、様々な種類の感震ブレーカー等について、性能評価の考え方や設置にあたっての留意点等を取りまとめる	各種感震ブレーカーのメーカー等 消費者 木造住宅密集市街地等における防災対策を検討する地方公共団体等	大規模地震に伴う電気に起因する火災について感震ブレーカー等の種類と出火予防が期待される範囲 性能評価項目とタイプ別の特徴 感震性能の評価試験について感震ブレーカー等の設置及び作動時における留意点等について	http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/pdf/kanden_guideline.pdf
災害時要援護者の避難支援ガイドライン	平成18年3月	初版不明 改訂平成18年3月	災害時要援護者の避難対策に関する検討会	不明	平成16年7月の梅雨前線豪雨、一連の台風等における高齢者等の被災状況等を踏まえ、避難支援体制の整備を進めるに当たっての留意事項等を示す	都道府県、市町村の消防主管部	情報伝達体制の整備 災害時要援護者情報の共有 災害時要援護者の避難支援計画の具体化 避難所における支援 関係機関等との連携	http://www.bousai.go.jp/taisaku/youengo/060328/pdf/hinanguide.pdf
定温式住宅用火災警報器に係る技術ガイドライン	平成17年1月25日	なし	消防庁防火安全室	消防庁防火安全室	消防法施行令(昭和36年政令第37号)第5条の7第1項第1号に定める住宅の部分(住宅用火災警報器又は住宅用火災報知設備の感知器の設置及び維持が義務づけられた住宅の部分)以外の住宅の部分に設置する定温式住宅用火災警報器の性能及び構造並びに設置の技術的な基本事項等を定める	都道府県、市町村の消防主管部	定温式住宅用火災警報器を設置することが適当な住宅の部分及び設置方法 構造及び機能に係る技術的な基本事項 試験 感度 表示	http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1701/pdf/170125an17-bt.pdf http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1701/pdf/170125an17.pdf
消防機関における新型インフルエンザ対策のための業務継続計画ガイドライン	平成20年12月22日	なし	消防庁救急企画室	消防庁救急企画室	新型インフルエンザ対策において重要な把握分析すべき事項等を提示することにより、各消防機関における業務継続計画策定を支援する	各消防機関	基本的な考え方 平常時及び新型インフルエンザ発生時の体制 計画の立案 新型インフルエンザ発生時の活動 計画の運用	http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h20/2012/201224-2houdou.g.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
合わせガラスに係る破壊試験ガイドライン	平成19年3月27日	なし	消防庁予防課	消防庁予防課	防犯に対する意識の高まりや窓ガラスの破損に伴う人身事故防止等の観点から、防火対象物の開口部に合わせガラスを使用する事例が多くなっていることをかんがみ、防火対象物の開口部に合わせガラスを用いた場合の消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第5条の2の取扱いについて明確化を図る	都道府県、市町村の消防主管部	ガラス破壊試験、判定基準合わせガラスを用いた開口部に係る規則第5条の2の具体的な取扱い	http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1903/pdf/190327yo111.pdf
住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器に係る技術ガイドライン	平成17年1月25日	平成3年3月25日 一部改正平成17年1月25日	消防庁予防課	消防庁予防課	住宅防火対策の一環として、住宅用スプリンクラー設備の技術的な基本事項等を定める	都道府県、市町村の消防主管部、住宅の関係者等(所有者、関係者、占有者又はこれらの者に依頼された者)	設置対象物及び設置場所技術的な基本事項表示	http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi0303/030325yo53.pdf
認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン	平成27年3月31日	なし	厚生労働省 総務省消防庁 国土交通省	消防庁予防課	平成25年2月に発生した長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災を受け、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」の提言を踏まえて、認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による関係行政機関の情報共有・連携体制の構築の進め方について策定する	都道府県、市町村の消防主管部をはじめとする関係行政機関	基本的な考え方 今回の取組(消防法令及び建築基準法令に関する周知及び相談体制の構築、不適合施設を着実に改善させる体制の構築、新規指定時の消防法令及び建築基準法令への適合状況の確認)	http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2703/pdf/270331_yo136.pdf
総合操作盤に関するガイドライン	平成5年5月24日	なし	消防庁予防課	消防庁予防課	防火対象物のうち、大規模なもの、高層のもの、建築物群が有機的に活用されているもの等(「大規模建築物群等」)における、消火設備、排煙設備その他これらに類する防災のための設備の監視、操作等を行うための総合操作盤について、の機能、性能等の確保及び使用の確実性、効率性等の確保を図る	都道府県、市町村の消防主管部	総合操作盤の構成、機能等に係る基本的考え方 総合操作盤の技術ガイドライン 設置場所	http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi0505/050524yo165.pdf
放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る技術上のガイドライン	平成17年4月11日	なし	消防庁予防課	消防庁予防課	放火監視センサーを用いた放火監視機器に係る性能等並びに設置及び維持に関する技術的な基本事項を定める	都道府県、市町村の消防主管部	構造及び機能に係る技術的な基本事項 設置方法 設置時の試験及び点検に関する基準	http://www.fdma.go.jp/html/data/tuchi1704/pdf/170411yo72b.pdf
建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン	平成27年12月24日	なし	総務省消防庁 国土交通省	消防庁予防課	神奈川県川崎市簡易宿泊所火災(平成27年5月17日)、広島県広島市飲食店火災(平成27年10月8日)など、近年重大な人的被害を発生させた火災事案を踏まえ、建築物の防火安全対策の更なる充実を図るため、消防部局、建築部局及び許認可等部局(警察部局、衛生主管部局、介護保険部局)による建築物への立入検査等に係る情報共有・連携体制の構築の進め方について策定する	都道府県、市町村の消防主管部、建築主務部、及び許認可等部局(警察部局、衛生主管部局、介護保険部局)	建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築留意事項	http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2712/pdf/271224_yo480.pdf

15.法務省

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
永住許可に関するガイドライン	平成16年前後	不明	法務省	法務省	在留資格とその関係について解釈を明確にする	永住許可を申請する者	法律上の要件 原則10年在留に関する特例	http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan50.html
在留特別許可に係るガイドライン	平成21年7月	平成18年10月 平成21年7月改訂	法務省入国管理局	法務省入国管理局	在留特別許可の許否の判断に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族状況、素行、内外の諸情勢、人道的な配慮の必要性、更には我が国における不法滞在者に与える影響等、諸般の事情を総合的に勘案して行うこととしており、その際、考慮する事項を示す	在留特別許可を申請する者	在留特別許可に係る基本的な考え方及び許否判断に係る考慮事項 在留特別許可の許否判断	http://www.moj.go.jp/content/000007321.pdf
電子公告調査機関の登録又はその更新の審査に関するガイドライン	平成23年1月	初版平成23年1月 改訂平成24年1月	法務省民事局商事課	法務省入国管理局	会社法第942条から第944条までの規定による電子公告調査機関の登録及び法第945条の規定による登録の更新の具体的な申請の手續、審査の方法等について定めることにより、申請及び審査の適正かつ円滑な実施を確保し、もって電子公告制度の利用の促進に資する	電子公告調査機関	総則 登録の申請手續 登録審査の方法等 登録(登録の更新)に係るその他の留意事項	http://www.moj.go.jp/content/000083126.pdf
法務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン	平成27年	初版平成21年9月30日 以降不明	法務省	法務省	個人情報の保護に関する法律第6条及び第8条に基づき、また、法第7条第1項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえ、法務省が所管する分野及び法第36条第1項ただし書により法務大臣が主務大臣に指定された特定分野における事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、法務省関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定める	個人情報取扱事業者に該当する法務省関係事業者	個人情報の利用目的に関する義務 個人情報の取得に関する義務 個人データの管理に関する義務 個人データの第三者提供に関する義務 保有個人データの開示等に関する義務 苦情処理に関する義務 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応 勧告、命令等についての考え方	http://www.moj.go.jp/content/001141404.pdf
債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン	平成27年6月	不明 (平成16年11月にパブリックコメント)	法務省	法務省	個人情報の保護に関する法律第6条及び第8条に基づき、また、法第7条第1項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえ、債権管理回収業に関する特別措置法に基づき法務大臣からサービサー法第3条の営業許可を受けた「債権回収会社」が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、債権管理回収業分野の実情や特性等を踏まえ、債権回収会社が講ずる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定める	個人情報取扱事業者に該当する債権回収会社	個人情報の利用目的に関する義務 機微(センシティブ)情報について 個人情報の取得に関する義務 個人データの管理に関する義務 個人データの第三者提供に関する義務 保有個人データの開示等に関する義務 苦情処理に関する義務 個人情報保護に関する宣言の制定について 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応 勧告、命令等についての考え方	http://www.moj.go.jp/content/000069485.pdf
法務省が所管する分野における事業者等が取り扱う個人情報の保護に関するガイドライン	平成27年	平成16年10月29日(法務省告示第531号)	法務省	法務省	個人情報の保護に関する法律第6条及び第8条に基づき、また、法第7条第1項に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえ、法務省が所管する分野及び法第36条第1項ただし書により法務大臣が主務大臣に指定された特定分野における事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、法務省関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定める	個人情報取扱事業者に該当する法務省関係事業者	個人情報の利用目的に関する義務 個人情報の取得に関する義務 個人データの管理に関する義務 個人データの第三者提供に関する義務 保有個人データの開示等に関する義務 苦情処理に関する義務 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応 勧告、命令等についての考え方	http://www.moj.go.jp/content/001141404.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイドライン	平成27年1月6日	初版平成18年6月20日 改正平成27年1月6日	法務省大臣官房司法法制部	法務省大臣官房司法法制部	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律、同法施行令及び同法施行規則に基づく申請に対する審査並びに認証紛争解決事業者に対する監督及び不利益処分の基準等を明らかにすることにより、法、令及び規則を適切に実施し、認証紛争解決事業者の業務の適正を図る	認証紛争解決事業者	認証の基準等について 欠格事由について 認証の申請の申請書及び添付書類について 認証審査参与員からの意見聴取について 掲示について変更の認証について 変更、合併及び解散の届出等について 説明義務について 手続実施記録の作成及び保存について 報告及び検査について勧告等について 認証の取消しについて 認証紛争解決手続の業務に関する情報の公表について	http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/adr01-08.pdf
我が国への貢献があると認められる者への永住許可のガイドラ	平成18年3月31日	なし	入国管理局	法務省	従来未公表であった、永住許可の「我が国への貢献」に関する基準について現時点において可能な範囲で示す	我が国への貢献があると認められる者への永住許可を申請する者	各分野に共通 外交分野 経済・産業分野 文化・芸術分野 教育分野 研究分野 スポーツの分野 その他の分野	http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan36.html http://www.moj.go.jp/content/00007260.pdf
分野別実務修習における指導のガイドライン	平成26年8月	平成23年5月 平成26年8月改訂	司法研修所民事裁判教官室	内閣府	当教官室作成にかかる「新司法修習における分野別実務修習(民事裁判)について」(平成20年5月)及び「分野別実務修習(民事裁判)について一補足一」(平成22年10月28日)に記載された指導理念に基づき、各庁において司法修習生の指導をするに当たって、特に留意していただきたい事項を記載する	各庁において司法修習生の指導をする者	具体的指導における留意点(指導の態勢、主張分析(争点整理)、事実認定、紛争解決、合同修習)	http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ho-so-kaikaku/dai13/siryou6_3.pdf (内閣府のサイトのみに掲載)
在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン	平成24年7月	平成20年3月策定 平成21年3月改正 平成22年3月改正 平成24年7月改正	法務省入国管理局	法務省入国管理局	在留資格の変更及び在留期間の更新は、出入国管理及び難民認定法により、法務大臣が適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り許可することとされており、この相当の理由があるか否かの判断は、専ら法務大臣の自由な裁量に委ねられ、申請者の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して行っているところ、この判断に当たって考慮する事項を示す	在留資格の変更及び在留期間の更新を申請する者	行おうとする活動が申請に係る入管法別表に掲げる在留資格に該当すること・・・ 素行が不良でないこと・・・等	http://www.moj.go.jp/content/000099596.pdf
留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン	平成27年3月	平成27年2月 平成27年3月改訂	法務省入国管理局	法務省入国管理局	「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン(改正)」のうち、本邦の大学を卒業した留学生又は本邦の専修学校を卒業し、「専門士」の称号を付与された留学生が、我が国での就職を希望し、「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更申請を行った場合において、その許可の判断において考慮する事項、これまでの許可事例・不許可事例、提出資料について取りまとめる	我が国での就職を希望し、「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更申請を行う「専門士」の称号を付与された留学生	本邦の大学又は専門学校を卒業した留学生が在留資格「技術・人文知識・国際業務」に変更するために必要な要件 事例 提出資料	http://www.moj.go.jp/content/001132222.pdf http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00091.html
薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン	平成27年11月24日	なし (策定平成27年11月19日)	法務省保護局・矯正局 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部	法務省保護局観察課	薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援に関し、関係機関及び民間支援団体が、相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能又は役割に応じた支援を効果的に実施することができるよう、関係機関が共有すべき基本的な事項を定める	関係機関及び民間支援団体	総論(関係機関の基本的な役割、地域支援体制の構築、情報の取扱い・・・等) 各論(薬物依存者本人に対する支援、家族に対する支援)	http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00062.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
債権回収会社の審査・監督に関する事務ガイドライン	平成22年7月1日	平成11年4月7日 平成13年9月1日改正 平成15年7月1日改正 平成22年7月1日改正	法務省大臣官房司法法制部審査監督課	法務省大臣官房司法法制部審査監督課	債権管理回収業に関する特別措置法の実施に係る審査及び監督並びに不利益処分の基準等を明らかにすることによって、債権回収会社の業務の適正化を図る	債権回収会社	審査の基準 監督の基準 不利益処分の基準	http://www.moj.go.jp/content/000069486.pdf

16.外務省

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
ODA評価ガイドライン	平成27年5月	初版平成15年3月 第8版平成25年5月 第9版平成27年5月	外務省大臣官房 ODA 評価室	外務省	評価に関する国内外の理論をとりいれながら、評価の経験やODA改革の動向などを踏まえ、外務省によるODAの指針を示す	ODA評価関係者及びODA実務者 ODA 評価に関心を有する一般の方々	ODA評価の目的 ODA評価の機能と役割 評価基準 評価の仕組み 評価結果のフィードバック 評価結果の公表 経緯	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000083485.pdf
日本企業の海外における活動支援のためのガイドライン	平成26年7月	平成13年 8月策定 平成17年12月改定 平成23年12月改定 平成26年 7月改定	日本企業支援推進本部	外務省	外務省及び在外公館として、日本企業の競争力を高め、海外での活動を支援するために、在外公館における支援の指針を示す	在外公館	基本的考え方基本的指針支援に当たっての体制	http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000046162.pdf
無償資金協力審査ガイドライン	平成18年	平成16年8月(暫定版) 改訂平成18年	外務省 経済協力局 無償資金協力課	外務省	外務省が無償資金協力を実施するにあたり、案件の発掘形成段階から案件の実施、さらには実施後の監理の各過程において、環境社会配慮を含む適正な事業の実施のために行うべき審査の視点及びその手順を示す	外務省の無償資金協力審査関係者	基本的事項(無償資金協力業務の流れ・・・等) 審査の視点と手順(要請案件の審査、事前の調査、案件実施の審査、事前評価結果の公表、無償資金協力実施中、事後監理)	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/musho/pdfs/guideline_kai.pdf
プロテクション・ガイドライン	平成19年3月1日	なし	「人道支援におけるプロテクション」に関するNGO研究会	外務省	人道支援の現場にて関係者が遵守すべき規範について、とりわけ注意を必要とする社会的に弱い立場に置かれている人々への配慮を中心に項目を整理し、根拠となる条文や現場において注意すべき事柄について解説する	人道支援の現場関係者	総論 すべての人に共通して確保されるべきこと 各論(子ども、女性、難民・国内避難民、マイノリティ(社会的少数者)、障がい者、高齢者) 処方箋 人道支援従事者の責務	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/shien/jindo_protection/pdfs/guideline_i.pdf
外務省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン	平成17年3月25日	不明	外務省	外務省	個人情報の保護の重要性に加え、外務省関係事業者等が取り扱う個人情報の性質にかんがみ、当該事業者等が取り扱う個人情報の保護のために実施すべき基本的事項を定めることにより、当該事業者等がその業務の実態に応じて個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援、促進する	外務省関係事業者等	利用目的の特定 取得に際しての原則 利用目的による制限 データ内容の正確性の確保 安全管理措置 安全管理措置の見直し 個人情報保護管理者の設置・・・など	http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/public/guideline.html
日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン	平成17年4月1日	なし	日米合同委員会(北米局 日米地位協定室)	外務省	日本国内で、合衆国軍隊が使用する施設・区域(以下「米軍施設・区域」という。)の外において航空機が墜落し又は着陸を余儀なくされた際に適用される方針及び手続を定める	日本国政府及び都道府県その他の地方当局のすべての機関及び職員	一般的方針 手続 広報 訓練及び会合	http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/sfa/pdfs/jiko.pdf
2014年日露武道交流年記念事業認定ガイドライン	平成26年5月8日	なし	外務省 欧州局ロシア交流室	外務省 欧州局ロシア交流室	「日露武道交流年」記念事業の認定を行うにあたり、認定の基準や申請方法等を示す	「日露武道交流年」記念事業に申請する事業者	業認定の対象 事業認定の特典 申請方法 その他	http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page18_000122.html
「在外公館施設の利用ガイドライン」(地方の魅力発信プロジェクト)	平成26年 5月7日	平成19年 3月15日 平成20年 6月30日一部改訂 平成21年 7月 8日一部改訂 平成22年 4月27日一部改訂 平成24年12月19日一部改訂 平成26年 5月 7日一部改訂	大臣官房総務課地方連携推進室	外務省	地方自治体等が在外公館施設の利用を希望する場合の手続きや利用のルールを示す	在外公館施設の利用を希望する地方自治体等	基本手続の流れ 事業の実施形式 共催者の基準 自治体等と在外公館との役割分担 経費負担	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/pdfs/guideline1405.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
日メコン交流年ロゴマークの使用に関するガイドライン	平成20年9月	なし	日メコン交流年事務局(外務省南部アジア部南東アジア第一課)	日メコン交流年事務局(外務省南部アジア部南東アジア第一課)	日本とメコン河の交流年にあたり、ロゴマークの使用のルールを示す	「日メコン交流年2009」の一連の事業に参加する事業主体	種類 サイズ 構成 レイアウト 色彩 ロゴマーク使用の例 ロゴマーク使用に伴う注意事項	http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/jmekong_k/koryu_logo_g.html
「ロシアにおける日本文化フェスティバル2003」ロゴマーク使用ガイドライン	平成15年3月1日	なし	外務省	外務省	「ロシアにおける日本文化フェスティバル2003」にあたりロゴマークの使用のルールを示す	「ロシアにおける日本文化フェスティバル2003」に参加する事業主体	制作物の作成期限、再配布の禁止、使用報告等について	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/koryu/kuni/jigy/2003rj_1.html
草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン	不明	不明	外務省	外務省	草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドラインの申請にあたっての留意点やフォーマット等を示す	草の根・人間の安全保障無償資金協力の申請をしようとする者	申請方法、草の根・人間の安全保障無償資金協力の適用範囲、その他概要、手続の流れ、申請様式	日本文見当たらず 以下、在フィリピン大使館における英文 http://www.ph.emb-japan.go.jp/bilateral/oda/GGP%20Guidelines_Dec2015.docx
中国における「元気な日本」キャンペーン(「元気な日本」展示会)ロゴマークの使用に関するガイドライン	平成23年10月	なし	外務省	外務省	中国における「元気な日本」キャンペーン(「元気な日本」展示会)にあたりロゴマークの使用のルールを示す	中国における「元気な日本」キャンペーン(「元気な日本」展示会)に参加する事業主体	種類 サイズ 構成 レイアウト 色彩 ロゴマーク使用の例 ロゴマーク使用に伴う注意事項	http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/genkinanihon/logo_guideline.html
日・ASEAN友好協力40周年周年行事名義、ロゴマーク、キャッチフレーズ使用ガイドライン	平成25年1月	なし	外務省アジア大洋州局地域政策課	外務省アジア大洋州局地域政策課	日・ASEAN友好協力40周年にあたり周年行事名義、ロゴマーク、キャッチフレーズの使用のルールを示す	「日・ASEAN友好協力40周年」の一連の事業に参加する事業主体	周年事業名義 キャッチフレーズ ロゴマーク(種類、サイズ、構成、レイアウト、色彩) 周年行事名義、ロゴマーク、キャッチフレーズの使用例 周年行事名義、ロゴマーク、キャッチフレーズ使用に伴う注意事項	http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/j_asean/ja40/logo_guideline_jp.html
日韓国交正常化50周年ロゴマーク、キャッチフレーズ使用に関するガイドライン	平成27年2月13日	なし	日韓国交正常化50周年事務局(外務省アジア大洋州局北東アジア課)	日韓国交正常化50周年事務局(外務省アジア大洋州局北東アジア課)	日韓国交正常化50周年にあたりロゴマーク、キャッチフレーズの使用のルールを示す	日韓国交正常化50周年記念事業に参加する事業主体	ロゴマーク、キャッチフレーズの使用例 キャッチフレーズ ロゴマーク(種類、サイズ、レイアウト、カラー) キャッチフレーズ、ロゴマーク使用に伴う注意事項	http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kr/page22_001805.html
国際協力60周年記念事業認定ガイドライン	平成26年9月1日	なし	外務省国際協力局	外務省 国際協力局政策課広報班	国際協力60周年記念事業の認定を行うにあたり、認定の基準や申請方法等を示す	国際協力60周年記念事業に認定された事業者	業認定の対象 事業認定の特典 申請方法 その他	http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/annai/60th/nintai.html
TICAD V 年次進捗報告書作成ガイドライン	平成26年5月1日	なし	TICAD共同事務局	外務省	閣僚会合において、横浜行動計画2013-2017別表に記載されるアフリカ及びドナー双方の具体的施策の進捗のレビュー・プロセスを定める		報告書作成の手続き	http://www.mofa.go.jp/files/000040550.pdf
60周年記念行事名義ロゴマーク・キャッチフレーズ使用ガイドライン	平成26年12月	なし	駐日ラオス大使館	外務省	日ラオス外交関係樹立60周年にあたり周年行事名義、ロゴマーク、キャッチフレーズの使用のルールを示す	日ラオス外交関係樹立60周年認定事業に認定された事業者	周年事業名義 キャッチフレーズ ロゴマーク(種類、サイズ、構成、レイアウト、色彩) 周年行事名義、ロゴマーク、キャッチフレーズの使用例 周年行事名義、ロゴマーク、キャッチフレーズ使用に伴う注意事項	http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000063020.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の実施に伴う中央当局による配偶者等からの暴力の被害者への対応に関するガイドライン	不明	不明	不明	外務省	ハーグ条約の実施に伴い中央当局が配偶者等からの暴力の被害を受けているおそれがある方に対して行う対応の方針を示す	外務省	DV被害者対応のための中央当局内の体制 子の所在特定方法 DV被害者情報の把握 個人情報管理 外国の中央当局へのDV関連情報の提供 DV被害者に対応する時の留意点	http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000033261.pdf
「日タイ修好120周年記念事業」ロゴマークの使用に関するガイドライン	平成18年	なし	外務省	外務省	「日タイ修好120周年記念事業」にあたりロゴマークの使用のルールを示す	「日タイ修好120周年記念事業」に参加する事業主体	種類 サイズ 構成 レイアウト 色彩 ロゴマーク使用の例 ロゴマーク使用に伴う注意事項	http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/jpth120/about/8.html

17.財務省

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン	平成27年3月27日	平成22年3月	財務省	財務省大臣官房文書課 情報公開・個人情報保護室	個人情報の保護に関する法律、また、「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえ、財務省が所管する分野における事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、財務省関係事業者が講ずべき措置が適切かつ有効に実施される	財務省関係事業者	個人情報の利用目的に関する義務 個人情報の取得に関する義務 個人データの管理に関する義務 個人データの第三者提供に関する義務 保有個人データの開示等に関する義務 苦情処理に関する義務	https://www.mof.go.jp/procedure/disclosure_etc/privacy/20150327.html http://www.mof.go.jp/procedure/disclosure_etc/privacy/guidelines2015.pdf
内部監査(会計監査)充実・強化のためのガイドライン	平成27年4月	不明	財務省主計局 財務省理財局	財務省	各府省等が、適正な内部監査体制作りに資するため、国の機関全体の内部監査として実施する会計監査のルールの明確化・統一化、職務権限の明確化、関係者の意識の向上等、全ての機関に要請される整備すべき事項等について指針を示す	会計監査機構(各府省等)	会計監査の意義及び目的 会計監査の必要性会計監査の対象範囲 会計監査の独立性と組織上の位置付け 会計監査担当者に求められる資質 会計監査の品質管理 中・長期の基本方針及び計画の策定 会計監査の計画と実施 会計監査の結果報告とフォローアップ 会計監査機構間の連携 会計監査と会計検査院の会計検査	http://www.mof.go.jp/budget/topics/guideline/guideline.pdf
官民ファンドの運営に係るガイドライン	平成27年7月31日	平成25年9月27日 平成26年6月27日一部改正 平成26年12月22日一部改正 平成27年7月31日一部改正 平成27年12月18日一部改正	官民ファンドの活用推進に関する係関係会議	官民ファンドの活用推進に関する係関係会議	政府としては、関係行機が官民ファンドを設立終わりにするのではなく日本経済の成長ため、官民ファンドが政策目的に沿って運営されるよう活動を評価、検証し所要の措置を講じる	官民ファンドを設立する関係行政機関	運営全般(政策目的、民業補完等) 投資の態勢及び決定過程 ポートフォリオマネジメント 民間出資者の役割 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係	http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/007/giuroku/_icsFiles/afieldfile/2014/01/15/1343311_05.pdf
特別会計等財務書類の作成ガイドライン	平成12年10月	不明	不明	不明	公会計の特殊性に十分配慮しつつ、企業会計的手法を導入することを通じ、公会計貸借対照表、公的サービス・コスト負担計算書等を作成する上で、実務的に必要な統一的指針を解説する	特別会計を有する各省庁	作成要領 公会計貸借対照表 公的サービス・コスト負担計算書 公会計資金収支計算書 その他の作成書類等について 公会計連結財務諸表の作成 公会計に固有の会計処理に係る論点整理	http://gyoukaku.jimin.jp/activity/doc/121006b.doc (財務省のサイトでは公表なし)
相殺関税に関する手続等についてのガイドライン	不明	不明	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	財務省関税局	国内関係法令、関税及び貿易に関する一般協定及び補助金・相殺措置協定に定められている相殺関税に関する制度の運用について補完し、制度の円滑な運営に資する	相殺関税に関する制度を運用する行政機関等	本邦の産業 課税の求め等 調査の開始等 補助金額の算出 証拠の提出等の求め 現地調査 ファクツ・アヴェイラブル 仮の決定 約束	http://www.customs.go.jp/kaisei/sonota/cvdgl_honbun.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン	不明	不明	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	財務省関税局	国内関係法令、関税及び貿易に関する一般協定及びダンピング防止協定に定められている不当廉売関税に関する制度の運用について補完し、制度の円滑な運営に資する	不当廉売関税に関する制度を運用する行政機関等	同種の貨物 本邦の産業 課税の求め等 調査の開始等 不当廉売差額の算出 証拠の提出等の求め 現地調査 ファクツ・アヴェイラブル 標本抽出(サンプリング) 仮の決定 暫定措置がとられる貨物の輸出者 約束 重要事実の開示 新規供給者とならない者	http://www.customs.go.jp/tokusyu/ad_gl.htm
緊急関税等に関する手続等についてのガイドライン	不明	不明	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省	財務省関税局	国内関係法令、関税及び貿易に関する一般協定及びセーフガードに関する協定に定められている緊急関税等に関する制度の運用について補完するとともに、緊急関税等に関する制度と貨物の輸入に際してとられる輸入貿易管理令第3条第1項の規定による緊急の輸入割当てに関する制度の統一的・一体的な運営を確保しつつ、これらの制度の円滑な運営に資する	緊急関税等に関する制度を運用する行政機関等	緊急関税等と輸入貿易管理令第3条第1項の規定による緊急の輸入割当てとの統一的・一体的運用 本邦の産業についての相当の割合 証拠の提出先等 調査の開始等 質問状の送付 公聴会の開催	http://www.customs.go.jp/kaisei/sonota/ssgl_honbun.pdf
デザインガイドライン(貨幣)	平成20年ごろ	なし	地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合	不明	地方自治法施行60周年を記念して、平成20年より、47都道府県ごとのデザインをあしらった記念貨幣を順次発行するにあたり、デザインについての考え方を示す	都道府県等	貨幣デザイン作成上の考え方	https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/47_pref_coin_program/proceedings/material/200116s4-2.pdf
情報システムの調達に係る総合評価落札方式の財務省標準ガイドライン	平成25年7月19日	なし	調達関係省庁申合せ	e-Gov	調達機関が総合評価落札方式により調達する場合の事務処理の効率化等に資するため、平成25年6月27日付財計第1843号にて財務大臣と協議が整った各省各庁の長の定めとともに、運用上の基本的な事項を手引きとしてとりまとめる	調達機関	各省各庁の長の定め(適用範囲、落札方式、総合評価の方法) 総合評価に関する手引き(一般的事項、技術的要件、評価基準、評価)	http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/03_guideline.pdf https://www.mof.go.jp/procurement/approach/kaizen/2015kaizenyoyaku20150410.pdf
消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン(総額表示義務の特例)について※ページ名。タイトルは「総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方」	平成27年4月1日	初版平成25年9月10日 改正:平成27年4月1日	財務省	財務省	総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方を示す	事業者	基本的な考え方 税抜価格のみを表示する場合の誤認防止措置 旧税率に基づく税込価格等で価格表示されている場合の誤認防止措置	https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/20150401tenka.htm
租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドライン	平成25年8月5日	平成22年5月22日 平成25年8月5日 一部改正	政策評価各府省連絡会議了承	不明	行政機関が行う政策の評価に関する法律の枠組みの下、国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等に係る政策評価を円滑かつ効率的に実施するとともに、各行政機関における検討作業や政府における税制改正作業に有用な情報を提供し、もって国民への説明責任を果たすことに資するよう、租税特別措置等に係る政策評価の内容、手順等の標準的な指針を示す	各行政機関	評価に当たって評価の方法	http://www.soumu.go.jp/main_content/000067742.pdf

18.文部科学省

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	平成26年8月26日	「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて 一研究活動の不正行為に関する特別委員会報告書」(平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会)を見直し	「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議	科学技術・学術政策局 人材政策課研究公正推進室	研究者個人だけでなく、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図る	研究者、科学コミュニティ及び研究機関 文部科学省、配分機関及び研究機関	<ul style="list-style-type: none"> 研究機関は研究活動に関わる者を対象に研究倫理教育を定期的実施すること 不正行為が行われたと確認された事案について、文部科学省にて一覧化し、公開する 研究・配分機関は、特定不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程等を適切に整備し、これを公表する 文科省は、履行状況調査を実施の上、不備があることが確認された場合、管理条件の付与、間接経費の削減、競争的資金の配分の停止の措置を取る 	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/gensanti_guide/g_guide/pdf/guide_line.pdf http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afiedfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)	平成26年2月18日	制定平成19年2月15日 改定平成26年2月18日	公的研究費の適正な管理に関する有識者会議	研究振興局振興企画課	文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金について、配分先の機関がそれらを適正に管理するために必要な事項を示す	競争的資金等の配分を受ける全ての機関(大学、高等専門学校、大学共同利用機関、独立行政法人、国及び地方公共団体の試験研究機関、企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、特例民法法人等)	<ul style="list-style-type: none"> 機関へ6点を要請 機関内の責任体系の明確化 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 研究費の適正な運営・管理活動 情報発信・共有化の推進 モニタリング体制及び方法の整備 文部科学省は履行状況調査の上、機関に重大な不備がある場合、管理条件の付与、間接経費の削減、競争的資金の配分の停止を講じる	http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afiedfile/2014/03/18/1343906_02.pdf
学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン	平成20年6月4日	なし	財団法人日本学校保健会(「学校のアレルギー疾患に対する取組推進検討委員会」)	スポーツ・青少年局 学校健康教育課保健指導係	アレルギー疾患のある児童生徒の学校生活を安心・安全なものにするため、学校のアレルギー疾患の児童生徒に対する取り組み(「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の円滑な利用)を推進する	学校(小、中、高等学校)とその職員	アレルギーを持つ児童生徒に対し学校に求められる配慮・管理、また各疾患の概要と「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」フォーマットの利用法についてまとめられている	http://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_01/01.pdf
民間教育事業者における評価・情報公開等に係るガイドライン(検討のまとめ)	平成26年8月8日	なし	「民間教育事業者における評価・情報公開等の在り方に関する検討会」	生涯学習政策局生涯学習推進課	事業者による自主的な自己点検・評価の取り組みを支援するとともに、学習者のニーズに沿った事業者の情報公開を推進するために、自己点検・評価、情報公開について参考となる項目を例示する	一般的に民間教育事業者として想起される、学習塾や語学学校、カルチャーセンター、音楽教室、書道教室、生花・茶道教室、そろばん教室、スポーツ教室など	学習者と事業者の情報公開に対する意識の比較をした上で、事業者の自己点検・評価すべき項目、情報公開すべき項目について、それぞれ例示している	http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afiedfile/2014/08/08/1350827_2_1_1.pdf
薬学実務実習に関するガイドライン	平成27年2月10日	なし	薬学実務実習に関する連絡会議	高等教育局医学教育課 薬学教育係	平成25年度に改訂された薬学教育モデル・コアカリキュラムに準拠した大学の臨床準備教育(医療現場での実践的な臨床能力修得を目的とする1年次から4年次までの教育)及び薬学実務実習を適正に実施するための指針を示す	大学、実習施設、指導する薬剤師	薬学実務実習の在り方・目標、大学・実習施設・指導する薬剤師への指針、実習内容や評価について記述、フォーマットを例示	http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/058/gaiyou/_icsFiles/afiedfile/2015/03/03/135540_8_01_2.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
薬学準備教育ガイドライン(例示)	平成25年12月25日	なし	薬学系人材養成の在り方に関する検討会	高等教育局医学教育課薬学教育係	「薬学教育モデル・コアカリキュラム」(H14.8)および「実務実習モデル・コアカリキュラム」(H15.12)を統合、薬学系人材養成の在り方について示す	薬学を教育する大学	薬学教育モデル・コアカリキュラムの一部として、薬学準備教育の目標や評価項目について例示している	http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2015/02/12/1355030_03.pdf
薬学アドバンス教育ガイドライン(例示)	平成25年12月25日	なし	薬学系人材養成の在り方に関する検討会	高等教育局医学教育課薬学教育係	「薬学教育モデル・コアカリキュラム」(H14.8)および「実務実習モデル・コアカリキュラム」(H15.12)を統合、薬学系人材養成の在り方について示す	薬学を教育する大学	薬学教育モデル・コアカリキュラムの一部として、薬学アドバンス教育の目標や評価項目について例示している	http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2015/02/12/1355030_03.pdf
博物館実習ガイドライン	平成21年4月	なし	文部科学省(これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議の報告等にあたる)	生涯学習政策局社会教育課	平成21年4月の博物館法施行規則の改正を機に、博物館に関する科目を設置する大学及び博物館実習を受け入れる博物館の参考に資するよう、その目安となる実習内容と留意事項を示す	学芸員養成教育を行う大学、登録博物館又は博物館相当施設	学芸員養成課程における博物館実習のねらい、実習の枠組み(人数、場所、内容)を述べ、また実施計画を例示している	http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/014/toushin/_icsFiles/afiedfile/2009/06/15/1270180_01_1.pdf
学校評価ガイドライン	平成22年7月20日	制定平成18年3月「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」改定平成20年1月、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」	文部科学省	初等中等教育局 参事官(学校運営支援担当)付 企画・学校評価係	各学校や設置者における学校評価の取組の参考に資するよう、その目安となる事項を示す	義務教育諸学校また高等学校(中等教育学校、国立学校及び私立学校含む)	学校評価の目的や定義、自己評価と学校関係者評価の実施方法、公表・説明の方法、また第三者評価について述べている	http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2012/07/12/1323515_2.pdf
我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン	平成26年11月14日	なし(我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン(中央教育審議会大学分科会 大学グローバル化検討WG、平成22年5月10日)を廃止の上、新たに策定)	中央教育審議会大学分科会大学のグローバル化に関するワーキング・グループ	高等教育局高等教育企画課	「これからの大学教育等の在り方について(第三次提言)」(平成25年5月28日教育再生実行会議)等を踏まえ、我が国の大学と外国の大学間における組織的・継続的な教育連携関係を促進すると同時に、学位及びプログラムの質を保証する	ジョイント・ディグリー、ダブル・ディグリープログラムを実施する大学	JDやDDプログラムの意義や制度の概要、およびプログラムの基本設計、カリキュラムの基本設計等について示す	http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/_icsFiles/afiedfile/2014/12/08/1353907.pdf
学校現場における業務改善のためのガイドライン	平成27年7月27日	なし	文部科学省	初等中等教育局参事官(学校運営支援担当)	各教育委員会における学校現場の業務改善に向けた支援に資するよう、業務改善の基本的な考え方や改善の方向性、留意すべき主なポイントを示した	各教育委員会	学校現場における教職員の業務実態の把握業務改善の基本的な考え方と改善の方向性業務改善に取り組む教育委員会における先進的な実践事例国における業務改善推進のための支援策	http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/07/1360291.htm

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
文部科学省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン	平成27年8月	なし	文部科学省	大臣官房総務課文書情報管理室	個人情報の保護に関する法律を踏まえ、文部科学省が所管する分野における事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定める	文部科学省が所管する分野における事業者等	個人情報の利用目的に関する義務 個人情報の取得に関する義務 個人データの管理に関する義務 個人データの第三者提供に関する義務 保有個人データの開示等に関する義務	http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/koin/info/1321223.htm
学校における麻しん対策ガイドライン(厚生労働省と共管)	平成20年3月	なし	作成:国立感染症研究所感染症情報センター 慣習:文部科学省、厚生労働省	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課	学校が効果的な麻しん対策を進める上で必要な技術的情報を具体的にまとめた	学校及びその設置者	麻しん発生の予防(平時の対応) 麻しん発生時の対応 都道府県麻しん対策会議への協力	http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08040804.htm
専修学校における学校評価ガイドライン	平成25年3月	なし	文部科学省生涯学習政策局	文部科学省生涯学習政策局	今後、各専修学校、設置者、所轄庁等における学校評価の取組の参考に資するよう、その目安となる事項を示すとともに、専修学校全体の質保証・向上を目指す	各専修学校	専修学校における学校評価の概要 専修学校における学校評価の実施・公表 積極的な情報提供・情報公開	http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332632.htm
幼稚園における学校評価ガイドライン	平成23年11月15日	初版平成20年3月 改訂平成23年11月	文部科学省	初等中等教育局幼児教育課	各幼稚園や設置者における学校評価の取組の参考に資するよう、その目安となる事項を示す	各幼稚園やその設置者	幼稚園における学校評価の特性 学校評価の目的・定義と流れ 学校評価の実施・公表 積極的な情報提供	http://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/youchien/08081204.htm
ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の安全確保に関するガイドライン(原子力規制委員会)	平成21年6月26日	なし	文部科学省	(現在)原子力規制委員会	ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等の取扱いの際の無用な放射線被ばくによる健康上のリスクを低減するため、事業者による自主管理を行う際に必要な管理を行う対象事業者、措置等を定める	ウラン又はトリウムを含む原材料、製品等に関する事業に関する事業者(詳細本文で指定)	製造事業所における放射線量率の測定、被ばく線量評価及び改善措置 一般消費財利用時における放射線量率の測定、被ばく線量評価及び改善措置	http://www.nsr.go.jp/activity/regulation/nuclearfuel/shiyou/genryou/shiyou10.html
指導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドライン	平成20年2月	なし	導が不適切な教員に対する人事管理システムのガイドラインに関する調査研究協力者会議	初等中等教育局初等中等教育企画課	教育公務員特例法の改正により平成20年度から指導が不適切な教員に対する指導改善研修の実施が任命権者に義務づけられたことを踏まえ、任命権者が適正な人事管理システムの運用を行うための参考となることを目的とする	公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園(以下「小学校等」という。)の教諭、助教諭及び講師(以下「教諭等」という。)の任命権者(=47都道府県教育委員会及び17指定都市教育委員会)	「指導が不適切である」教諭等について、その定義、把握及び報告申請方法、指導改善な研修の内容や期間、研修後の措置等について述べられている	http://www.mext.go.jp/a_menu/shoutou/jijin/08022711.htm
メディア芸術データベースガイドライン	平成27年3月	なし	文化庁	文化庁	事業に携わる責任者や作業従事者が知識と技術を共有し、あるいは今後連携を検討する可能性がある方々への効率的な準備の助けとなることを目指し「メディア芸術データベース(開発版)」構築の手順や、今後メディア芸術作品の収集を目指す機関に向けて目標作成の手法等について解説する	メディア芸術デジタルアーカイブ事業に携わる責任者や作業従事者	メディア芸術データベースのプロセス メディア芸術データベース(開発版)の概要 各分野におけるモデルアーカイブ	http://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/media_art/

19.厚生労働省

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改訂があれば最新のものの公表日)	③ 改訂履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
新型インフルエンザ対策ガイドライン	平成25年6月26日	初版平成19年3月26日(「新型インフルエンザ対策ガイドライン」) 改正平成21年2月17日(「新型インフルエンザ対策ガイドライン」) 平成25年6月26日	新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議	内閣官房新型インフルエンザ等対策室	国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進するため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画を踏まえ、各分野における対策の具体的な内容・実施方法、関係者の役割分担等を示す	国、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等	サーベイランス、情報提供・共有、水際対策、まん延防止、予防接種、医療体制、抗インフルエンザウイルス薬、事業者・職場、個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ等対策、埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/13.html
地域医療構想策定ガイドライン	平成27年3月31日	なし	地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会	医政局地域医療計画課	地域の実情に応じた地域医療構想の策定が進むよう、地域医療構想の策定プロセスや、「協議の場」の設置・運営に係る方針を含め、策定した地域医療構想の達成の推進や、病床機能報告制度において報告される情報の公表の在り方についてまとめた	厚生労働省、都道府県	地域医療構想の策定 地域医療構想策定後の取組 病床機能報告制度の公表の仕方	http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-10801000-Iseikyoku-Soumuka/0000088511.pdf
児童館ガイドライン	平成23年3月31日	なし	厚生労働省雇用均等児童家庭局	厚生労働省雇用均等児童家庭局	児童館の運営や活動が地域の期待に応じるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指す	児童館の運営・活動主体	児童館運営の理念と目的 児童館の機能・役割 児童館の活動内容 児童館と家庭・学校・地域との連携 児童館の職員 児童館の運営	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate13/dl/kosodate-h.pdf
要素別点数法による職務評価の実施ガイドライン	平成27年7月	なし	厚生労働省	厚生労働省	パートタイム労働者の公正な待遇を確保するため、参考となる先進的な雇用管理事例のほか職務分析の手法や比較を行うための指標(モノサン)について示す	職務評価制度やパートタイム労働者の能力発揮促進に関心のある事業主	なぜ、職務(役割)評価なのか？ 職務(役割)評価の進め方 職務(役割)評価の導入事例 職務(役割)評価のより詳細な情報の入手方法	http://www.mhlw.go.jp/topics/2013/07/dl/tp0605-1-guide1407.pdf
有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン	不明	不明	厚生労働省	厚生労働省	有期契約労働者等の正規雇用への転換、人材育成、処遇改善等、企業内でのキャリアアップを促進するため、事業主が、有期契約労働者等のキャリアアップを積極的に図るために助成措置を活用する上で、配慮するよう努めることが望ましい事項を取りまとめた	事業主	助成措置の内容 有期契約労働者等のキャリアアップに向けて助成措置を活用する上で配慮することが望ましい事項	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html
輸入加工食品の自主管理に関するガイドライン	平成20年6月5日	なし	医薬食品局食品安全部	医薬食品局	有毒、有害物質等の混入防止に加え、輸入食品監視指導計画で輸入者に対し求めている加工食品に関する基本的指導事項をさらに具体化し、輸入加工食品の自主衛生管理の推進を図り、安全性の向上を図る	海外の製造者と直接契約して対日輸出製品を製造し、輸入する輸入者のほか、加工食品の輸入者全般	確認体制 確認事項 回収・廃棄	http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1ah.html
判定目安表(評価ガイドライン)	不明	不明	厚生労働省	厚生労働省	雇用型訓練においてモデル評価シートを利用しやすよう、職務ごとにモデル評価シートの「職務遂行のための基準」に掲げた職務行動に関して、A:常にできている B:大体できている C:評価しない に相当する典型的な職務行動を抽出して一覧表に示す	実習実施企業	A欄:「職務遂行のための基準」に掲げる職務行動より質の高い職務行動 B欄:「職務遂行のための基準」に掲げる職務行動に相当するレベルの職務行動 C欄:「職務遂行のための基準」に掲げる職務行動を下回るレベルに相当する職務行動	http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/jobcard11.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
成人の新型インフルエンザ治療ガイドライン	平成26年3月31日	なし	厚生労働省 ＜新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業＞重症のインフルエンザによる肺炎・脳症の病態解析・診断・治療に関する研究 ＜新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究事業＞成人の重症肺炎サーベイランス構築に関する研究 ＜科学特別研究事業＞新型インフルエンザ等を起因とする急性呼吸窮迫症候群(ARDS)に対する体外式膜型人工肺(ECMO)療法の治療成績向上の為のシステム構築	厚生労働省	新型インフルエンザ発生時の内科診療として、軽症から重症症例までに対応できる治療指針を示す	新型インフルエンザの治療を行う者	重症度から見たインフルエンザの分類 新型インフルエンザの治療 肺炎を併発した場合 肺炎が細菌感染／呼吸不全を併発した場合 精神のインフルエンザ脳症に関する考察 新型インフルエンザの感染対策 など	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infuleenza/kenkyu.html
災害時地域精神保健医療活動ガイドライン	平成15年1月17日	なし	平成13年度厚生科学研究費補助金(厚生科学研究特別研究事業)「学校内の殺傷事件を事例とした今後の精神的支援に関する研究」	厚生労働省障害保健福祉部精神保健福祉課	各種自然災害ならびに犯罪、事故などの人為災害においてこれまでの心のケアに関する実践を通じて明らかになったことを広く共有し、今後のよりよい活動につなげる	各種自然災害ならびに犯罪、事故などの人為災害において精神保健医療業務に従事する医師、保健師、看護師、精神保健福祉士、その他の専門職、行政職員	災害時における地域精神保健医療活動の必要性 災害時における心理的な反応 災害時における地域精神保健医療活動の具体的展開 平常時から行うべきこと	http://www.ncnp.go.jp/nimh/pdf/saigai_guideline.pdf
ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン	平成22年5月19日	なし	厚生労働省(「思春期のひきこもりをもたらす精神科疾患の実態把握と精神医学的治療・援助システムの構築に関する研究」)	障害保健福祉部精神・障害保健課	支援にあたる専門機関や支援を求める当事者やその家族の参考となるよう、現時点での支援の現状とその利用法についての情報を示す	支援に当たる専門機関の職員等	ひきこもりの定義・出現率・関連要因 ひきこもりの評価 ひきこもりに対する支援 今後の課題	http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000006i6f.html
特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン	平成26年11月18日	制定平成24年6月15日 改正平成25年12月26日 改正平成26年11月18日	厚生労働省	厚生労働省	改正除染電離則と相まって、復旧・復興作業における放射線障害防止のより一層的確な推進を図るため、改正除染電離則に規定された事項のほか、事業者が実施する事項及び従来の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示す	特定線量下業務に従事する労働者と事業者、自営業、個人事業者、ボランティア等	適用等 被ばく線量管理の対象及び被ばく線量管理の方法 被ばく低減のための措置 汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置 労働者に対する教育 安全衛生管理体制等 健康管理のための措置	http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120625-3.html
労働時間等見直しガイドライン	平成22年12月9日	平成18年3月31日制定 平成20年3月24日全部改正 平成21年5月29日一部改正 平成22年3月19日一部改正 平成22年12月9日一部改正	厚生労働省	厚生労働省	事業主が労働時間等の見直しに向けて取り組むにあたり、参考となる事項を記載した	事業主等	労働時間等の設定の改善に関する基本的考え方 事業主等が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置	http://www.mhlw.go.jp/general/seido/roudou/jikan/dl/honbun.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン	平成24年10月	初版平成17年4月18日 改訂平成24年10月(乳幼児突然死症候群(SIDS)診断ガイドライン)	厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課	厚生労働省	乳幼児突然死症候群(SIDS)、窒息、虐待の診断を巡る混乱が生じないような対応を促す。	現場で乳幼児突然死症候群(SIDS)を診断する医師	乳幼児突然死症候群(SIDS)の定義 診断に際しての留意事項 乳幼児突然死症候群(SIDS)を正しく診断するための取り組みについて 乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する研究、その他の取り組みについて	http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/04/h0418-1.html
新人看護職員研修ガイドライン	平成26年2月	初版不明 平成21年12月	厚生労働省	厚生労働省	新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するための研修として、医療機関の機能や規模にかかわらず新人看護職員を迎えるすべての医療機関で研修を実施することができる体制の整備を目指す	新人看護職員を迎えるすべての医療機関	新人看護職員研修ガイドラインの基本的な考え方 新人看護職員研修 実地指導者の育成 教育担当者の育成 研修計画、研修体制等の評価	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049578.html
労働者の有害物によるばく露評価ガイドライン	平成21年12月	不明	化学物質のリスク評価検討会ばく露評価小検討会	労働基準局安全衛生部 化学物質対策課	有害物による労働者の健康障害を防止するために国が実施するリスク評価のうち、ばく露調査及びこれを踏まえたばく露評価の手順を明確化する	有害物ばく露作業報告により特定された事業場	初期リスク評価 詳細リスク評価	http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/01/dl/s0115-4a.pdf
機械ユーザーへの機械危険情報の提供に関するガイドライン	平成24年3月	なし	厚生労働省	厚生労働省	機械ユーザーでの労働災害防止のため、機械ユーザーの事業場におけるリスクアセスメントの実施が推進されるよう、機械譲渡時の機械メーカーから機械ユーザーに対する機械危険情報の提供のあり方を示す	機械ユーザーへ機械を譲渡または貸与する事業者	作成する情報(残留リスクマップ、残留リスク一覧) 情報の提供および情報の活用に向けて	http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei14/dl/110506.pdf
養育支援訪問事業ガイドライン	不明	不明	厚生労働省	厚生労働省	各自治体が養育支援訪問事業を進める上での参考となるよう事業実施の概要を示す	市町村(特別区を含む。)	対象者 中核機関 訪問支援者 支援内容 中核機関の役割 訪問支援者の研修プログラム	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate08/03.html
乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン	不明	不明	厚生労働省	厚生労働省	各自治体が乳児家庭全戸訪問事業を進める上での参考となるよう事業実施の概要を示す	市町村(特別区を含む。)	対象者 訪問時期等 母子保健法に基づく訪問指導との関係 地域の子育て支援事業との連携 訪問者 実施内容 事業の実施における留意事項 実施方法	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/131030_03-02.pdf
医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針(医療広告ガイドライン)	平成25年9月27日	初版平成19年3月30日 平成25年9月27日	厚生労働省	厚生労働省医政局	患者やその家族あるいは住民自身が自分の病状等に合った適切な医療機関を選択することが可能となるように、広告可能な内容を相当程度拡大することに伴い、基本的な考え方を示す	医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所等、医療に関する広告を行う者	広告規制の趣旨 広告規制の対象範囲 広告可能な事項について 禁止される広告について 相談・指導等の方法について	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kyokokusei/
事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン	不明	不明	厚生労働省	厚生労働省	事業者・職場における新型インフルエンザ対策の計画と実行を促進するため、感染防止策と重要業務の継続を検討するにあたり必要と考えられる内容を示す	事業者	新型インフルエンザの基礎知識 事業継続計画策定の留意点 事業継続計画の発動	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/pdf/090217keikaku-08.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改訂があれば最新のものの公表日)	③ 改訂履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
犬のエキノコックス症対策ガイドライン2004 — 人のエキノコックス症予防のために —	平成16年12月	なし	厚生労働省	厚生労働省	人への感染を防止するため、犬のエキノコックス症対策に対する理解を深める	犬を所有する個人また動物等取扱い事業者	犬のエキノコックス症対策フローチャート エキノコックス症対策の対象となる犬 獣医師の診察、診断の確定 駆虫 保健所等の対応	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/
レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン	平成27年4月	平成23年3月 平成25年8月改正 平成26年10月改正 平成27年4月改正	厚生労働省	厚生労働省	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働省に対して行うデータの提供に係る事務処理の明確化及び標準化並びに有識者の行う審査の基準を定め、厚生労働省が、これらの事務を適切かつ円滑に実施できるようにする	保険者及び後期高齢者医療広域連	レセプト情報等の提供に際しての基本原則、提供を行う際の処理の例 提供依頼申出に対する審査、審査結果の通知等 提供が決定された後のレセプト情報等の手続、レセプト情報等の提供後の利用制限、利用後の措置等 提供依頼申出者による研究成果等の公表、実績報告書の作成・提出、実績報告書の作成・提出 レセプト情報等の不適切利用への対応、厚生労働省による実地監査 など	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuoho/ken/reseputo/
保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	平成23年3月	なし	厚生労働省	厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 保育課	アレルギー疾患を有する子どもが年々増加傾向にあり、保育所での対応に苦慮していることから、保育所職員が保育所での具体的な対応方法や取り組みを共通理解するとともに、保護者も含め、保育所を取り巻く関係機関が連携をしながら組織的に取り組むことができるよう保健・衛生面の対応を明確化する	保育所や保護者、医療・保健機関	保育所におけるアレルギー疾患(実態)アレルギー疾患各論(生活管理指導表の活用) 食物アレルギーへの対応 アレルギー疾患の共通理解と関係者の役割	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/
民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン	平成23年12月22日	なし	厚生労働省	厚生労働省職業能力開発局総務課基盤整備室	民間教育訓練機関の職業訓練の質の向上のため、ISO29990(非公式教育・訓練のための学習サービスサービス事業者向け基本的要求事項)を踏まえ、民間教育訓練機関が職業訓練サービスの質の向上を図るために取り組むべき事項を具体的に提示する	職業訓練サービスを提供している又はこれから提供しようとしている民間教育訓練機関のうち、以下の取組を目指す機関 ① 職業訓練サービスの質の向上 ② 職業訓練サービスの質保証の見える化(可視化) ③ 公共職業訓練(委託訓練)及び求職者支援訓練(求職者支援法に基づく認定職業訓練)(以下「公的職業訓練」という。)等の受託等 ④ ISO29990の認証取得等	職業訓練サービス(民間教育訓練機関のマネジメント、サービスの設計・・・) 民間教育訓練機関のマネジメント(マネジメントシステムの確立、事業戦略及び計画・・・)	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyououryoku/minkan_guideline/index.html
検体測定室に関するガイドライン	平成26年4月9日	なし	厚生労働省医政局	厚生労働省医政局	一部の検体測定事業について衛生検査所の登録が不要となったことを踏まえ、利用者に誤解や不利益のないよう、適切な衛生管理や精度管理の在り方等の検体測定事業の実施に係る手続、留意点等を示した	検体測定室を運営する事業者 厚生労働省のほか、各都道府県、各保健所設置市、特別区	検体測定室の届出等 検体測定室の指針について	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000098580.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改訂があれば最新のものの公表日)	③ 改訂履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
狂犬病対応ガイドライン	平成25年	初版平成13年10月 追補平成25年	厚生労働省健康局結核感染症課	厚生労働省	流通の国際化により国外との行き来が頻繁となった日本において、人や動物の移動により海外から国内に狂犬病が持ち込まれた場合に備え、狂犬病の疑いがある動物が認められた場合の確定診断の進め方ならびにその際の行政の対応等(2001)日本国内において狂犬病発生の疑いがある場合の対応(2013)を取りまとめる	関係機関(獣医病院、自治体、動物検疫所、空港など)	狂犬病の疑いのある動物の発見から確定診断、確定診断後までの対応、通常時の対応 適切な対策を講ずるための調査、調査結果にもとづく狂犬病発生の拡大防止のための措置、清浄化に向けての調査および措置	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou10/
薬局、医薬品販売業等監視指導ガイドライン	平成26年11月21日	初版不明 改正平成26年6月 改正平成26年11月21日	厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課	厚生労働省	都道府県、保健所設置市又は特別区において実施される薬事監視指導業務の効率的な運営を図る	都道府県、保健所設置市又は特別区の薬事監視指導業務行政担当者	薬事監視指導方針 薬事監視指導の対象及び監視指導事項違反に対する措置方法 監視指導・麻薬対策課への報告 一斉監視指導等	http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/betten2.pdf
健診・保健指導の研修ガイドライン	不明	あり(詳細不明)	厚生労働省	厚生労働省	都道府県等が特定健診・特定保健指導に関する研修を効果的に実施するために、「標準的な健診・保健指導プログラム(改訂版)」を踏まえた上で、研修において習得すべき能力を明らかにし、それらの能力を習得するための教育方法を示す	都道府県等	人材育成の基本的事項 研修において習得すべき能力 教育方法 研修の評価 実践者育成研修プログラム リーダー育成プログラム 研修体系の整理	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/seikatsu/
プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン	不明	不明	厚生労働省	厚生労働省(労働局?)	企業において、障害者の適正な把握・確認が行われるよう(障害者本人の意に反した雇用率制度の適用等が行われないよう)、障害者雇用促進法に基づいて企業が行う業務の手續に即して、把握・確認の具体的な手順及び禁忌事項等を示す	事業主	障害者雇用促進法に基づき事業主が実施すべき業務 制度の対象となる障害者の範囲 対象者の把握・確認方法 把握・確認した情報の処理・保管方法 障害に対する理解や障害者に対する支援策についての理解の普及	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisa/04.html
院外調理における衛生管理ガイドラインについて	平成8年4月24日	なし	厚生労働省	厚生労働省	入院患者等に対する病院内での食事の提供を院外調理方式により行う場合において、調理加工施設を設置または運営もしくは管理する者が、衛生管理に関して自主的に遵守すべき事項を定め、食中毒等の発生を予防し、入院患者等に提供する食品の安全性を確保する	入院患者等に対する病院内での食事の提供を院外調理方式により行う事業者	目的及び定義 院外調理における衛生管理 HACCPの実施	http://www1.mhlw.go.jp/houdou/0804/87.html
職場における喫煙対策のためのガイドライン	平成15年5月9日	初版平成8年2月21日 改正(新たに策定)平成15年5月9日	厚生労働省	労働基準局安全衛生部 労働衛生課環境改善室	事業者が事業場の実態に即して職場における喫煙対策に積極的に取り組むことができるよう、事業場において関係者が講ずべき原則的な措置を示す	事業者	経営首脳者、管理者及び労働者の果たすべき役割 喫煙対策の推進計画 喫煙対策の推進体制 施設・設備 職場の空気環境 喫煙に関する教育等	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudou_kijun/anzen/kitsuen/
医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	平成22年9月17日	初版平成16年12月24日 平成18年4月21日改正 平成22年9月17日改正	厚生労働省	厚生労働省	「個人情報の保護に関する法律」に基づき、法の対象となる病院、診療所、薬局、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う者等の事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するためのガイドラインとして定める	法の対象となる病院、診療所、薬局、介護保険法に規定する居宅サービス事業を行う者等の事業者等	本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方 用語の定義等 医療・介護関係事業者の義務等	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改訂があれば最新のものの公表日)	③ 改訂履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
医療情報システムの安全管理に関するガイドライン	平成25年10月10日	平成17年3月31日通達、平成19年3月30日改正、平成20年3月31日改正、平成21年3月31日改正、平成22年2月1日改正、平成25年10月10日改正	厚生労働省	厚生労働省	「診療録等の電子媒体による保存について」等に基づき、個人情報保護に資する情報システムの運用管理に関わる指針とe-文書法への適切な対応を行うための指針を示す	病院、診療所、薬局、助産所等における診療録等の電子保存に係る責任者	電子的な医療情報を扱う際の責任のあり方 情報の相互運用性と標準化について 情報システムの基本的な安全管理 電子保存の要求事項について 診療録及び診療諸記録を外部に保存する際の基準 など	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html
健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	平成16年12月27日	なし	厚生労働省	厚生労働省	「個人情報の保護に関する法律」に基づき、健康保険組合及び健康保険組合連合会が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するためのガイドラインとして定める	健康保険組合及び健康保険組合連合会	本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方 用語の定義等 健保組合等の義務等	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html
国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン	平成17年4月20日	なし	厚生労働省	厚生労働省	「個人情報の保護に関する法律」に基づき、国民健康保険組合が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するためのガイドラインとして定める	国民健康保険組合	本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方 用語の定義等 国保組合の義務等	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html
福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン	平成16年11月30日	なし	厚生労働省	厚生労働省	個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報取扱事業者である社会福祉事業を実施する事業者が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援するための指針として定める	個人情報取扱事業者である社会福祉事業を実施する事業者	本ガイドラインの趣旨、目的、基本的考え方 用語の定義等 福祉関係事業者の責務	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html
福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン	平成16年11月30日	なし	厚生労働省	厚生労働省	個人情報の保護に関する法律に基づき、社会福祉事業を実施する事業者が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、社会福祉事業を実施する事業者の実情や特性等を踏まえ、社会福祉事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定める	社会福祉事業を実施する事業者	趣旨、定義 個人情報の利用目的に関する義務 個人情報の取得・管理・第三者提供・開示等に関する義務 苦情処理に関する義務	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html
労働組合が講ずべき個人情報保護措置に関するガイドライン	平成27年11月25日	初版平成24年8月23日 改正平成27年11月25日	厚生労働省	厚生労働省	個人情報の保護に関する法律に基づき、労働組合が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、労働組合の実情や特性等を踏まえ、労働組合が講ずる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定める	労働組合	個人情報の利用目的に関する義務 個人情報の取得に関する義務 個人データの管理・第三者提供・開示等に関する義務 苦情処理に関する義務 など	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html
終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン	平成27年3月	諸藩平成19年5月21日 改正平成27年3月 (人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン)	厚生労働省	厚生労働省 (厚生労働省医政局総務課)	人生の最終段階における医療について、医療従事者から適切な情報提供と説明がなされた上で、患者が医療従事者と話し合いを行い、患者本人による意思決定を基本として進められるよう、人生の最終段階を迎えた患者や家族と医療従事者が、最善の医療やケアを作り上げるための合意形成のプロセスを示す	人生の最終段階を迎えた患者や家族と医療従事者	人生の最終段階における医療及びケアの在り方 人生の最終段階における医療及びケアの方針の決定手続	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/s_aisyu_iryuu/index.html http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/05/s0521-11.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改訂があれば最新のものの公表日)	③ 改訂履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン	平成27年6月5日	なし	厚生労働省	厚生労働省老健局	「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施のため、介護予防・日常生活支援総合事業の基本的考え方、事務処理手順及び様式例等を別紙の通り定める	関係団体、関係機関等	総合事業の実施に関する総則的な事項 サービスの類型 市町村を中心とした生活支援・介護サービスの充実等 サービス利用の流れ 自立支援に向けた関係者間での意識の共有(規範的統合の推進)と効果的な介護予防ケアマネジメントの在り方 総合事業の制度的な枠組み 市町村の円滑な事業への移行・実施に向けた取り組み	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html
除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン	平成26年11月18日	制定平成23年12月22日 改正平成24年6月15日 改正平成25年4月12日 改正平成25年12月26日 改正平成26年11月18日	厚生労働省	厚生労働省	改正除染電離則と相まって、除染等業務における放射線障害防止のより一層の確かな推進を図るため、改正除染電離則に規定された事項のほか、事業者が実施する事項及び従来の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示す	除染等業務に従事する労働者と事業者、自営業、個人事業者、ボランティア等	適用等 被ばく線量管理の対象及び被ばく線量管理の方法 被ばく低減のための措置 汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置 労働者に対する教育 安全衛生管理体制等 健康管理のための措置	http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/120118-1.html
事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン	平成26年11月18日	制定平成25年4月12日 改正平成25年12月26日 改正平成26年11月18日	厚生労働省	厚生労働省	改正除染電離則と相まって、復旧・復興作業における放射線障害防止のより一層の確かな推進を図るため、改正除染電離則に規定された事項のほか、事業者が実施する事項及び従来の労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び関係法令において規定されている事項のうち、重要なものを一体的に示す	事故由来廃棄物等処分業務に従事する労働者および事業者	除染電離則等との関係、管理区域の設定及び被ばく線量管理の方法 施設等における線量の限度 事故由来廃棄物等の処分のための施設が満たすべき要件 汚染の防止のための措置 作業の管理等 労働者教育 健康管理のための措置 安全衛生管理体制等 除染特別地域等における特例	http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzenseibu/000030856.pdf
雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン	平成27年	初版平成16年 全部改正平成24年 一部改正平成27年	厚生労働省	厚生労働省	個人情報の保護に関する法律に基づき事業者が雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該活動の実情や特性等を踏まえ、事業者が講ずる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定める	個人情報取扱事業者	雇用管理情報の利用目的に関する義務 雇用管理情報の取得に関する義務 個人データの管理・第三者提供・開示等に関する義務 苦情処理に関する義務 など	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000027272.html
障害者差別解消法社会保険労務士の業務を行う事業者向けガイドライン	平成27年11月11日	なし	厚生労働省(雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局)	厚生労働省	平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されるにあたり、社会保険労務士の業務を行う事業者の日々の業務の参考として、社会保険労務士の業務を行う事業者が障害者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方などを示す	社会保険労務士の業務を行う事業者	障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例 事業者における相談体制の整備 事業者における研修・啓発 国の行政機関における相談窓口 主務大臣による行政措置	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisyahukushi/sabetsu_kaisho/index.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン	平成27年11月11日	なし	厚生労働省(雇用均等・児童家庭局、社会・援護局、障害保健福祉部、老健局)	厚生労働省	平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されるにあたり、福祉分野における事業者の日々の業務の参考として、福祉分野における事業者が障害者に対し不当な差別的取扱いをしないこと、また必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方などを示す	福祉分野における事業者	障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の例 事業者における相談体制の整備 事業者における研修・啓発 国の行政機関における相談窓口 主務大臣による行政措置	http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/sabetsu_kaisho/index.html
在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン	平成22年3月	初版平成12年6月14日 改正平成22年3月	厚生労働省	厚生労働省	在宅ワークの契約に係る紛争を未然に防止し、かつ、在宅ワークを良好な就業形態とするために、在宅ワークの契約条件の文書明示や契約条件の適正化などについて必要な事項を示す	在宅ワークの仕事を注文する者	注文者が守っていくべき事項、契約条件の適正化 契約書の参考例 在宅ワークに関連する法律 など	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_kintou/zaitaku/100728-1.html
玉掛け作業の安全に係るガイドライン	平成12年2月24日	なし	労働省	労働省	作業者の安全の確保のため、事業者による作業への周知を促す	玉掛け作業を含む荷の運搬作業に係る事業者・労働者	作業配置の決定、作業前打合せの実施 作業場の注意事項 玉掛け方法の選定 日常の保守点検の実施	http://hyogo-roudoukyoku.jisite.mhlw.go.jp/library/hyogo-roudoukyoku/seido/anzen_eisei/anz_en_seido/tamakake01.pdf
室内空気汚染に係るガイドライン	平成14年2月15日	なし	厚生労働省(「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」)	厚生労働省医薬局審査管理課 化学物質安全対策室	衆衛生の観点から化学物質の不必要な暴露を低減させるため、個別物質について対策の基準となる客観的な評価を行い、アセトアルデヒド及びフェノール類の室内濃度指針値を示す	全ての室内空間	アセトアルデヒドの室内濃度に関する指針値 フェノール類の室内濃度に関する指針値	http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/02/h0208-3.html
レセプトのオンライン請求に係るセキュリティに関するガイドライン	平成18年4月10日	なし	厚生労働省	厚生労働省	レセプトのオンライン請求に際し、レセプトに含まれる個人情報適切に保護するとともに、オンライン請求業務の円滑な遂行に資することを目的として、オンライン請求業務及びオンライン請求システムに携わる者が遵守すべき事項を示す	オンライン請求業務及びオンライン請求システムに携わる者	セキュリティに関する組織・体制 情報の分類と管理 物理・人的・技術的セキュリティ 運用、規程順守 規程に対する違反への対応、評価・見直し	http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihoshou/iryouseido01/
小児気管支喘息の薬物療法における適正使用ガイドライン	平成17年度	なし	厚生労働省医薬食品局安全対策課(「小児気管支喘息に対するテオフィリンの適正使用等のガイドライン作成」研究班)	厚生労働省	小児科医がみる気管支喘息を対象として副作用や神経学的合併症に注意した小児気管支喘息患者でのテオフィリン使用の指針を示す	気管支喘息を診療する小児科医	小児気管支喘息の急性発作における医療機関での治療 小児気管支喘息の長期管理における薬物療法	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhi/iyaku/index.html
人工心肺装置の標準的接続方法およびそれに応じた安全教育等に関するガイドライン	平成19年3月	なし	日本心臓血管外科学会 日本胸部外科学会 日本人工臓器学会 日本体外循環技術医学会 日本医療器材工業会(平成18年度医薬品等適正使用推進事業)	厚生労働省医薬食品局安全対策課	産官学が協力して「体外循環技士および若手心臓外科医に対する体外循環安全教育」を体系的に実践するための目標を示す	学会・事業者、医療機関等、心臓血管外科手術に関わる産官学の関係者	人工心肺を用いた体外循環法 人工心肺操作の実際と危機管理 教育・訓練・研修	http://www.mhlw.go.jp/topics/2007/04/tp0427-10.html
小鳥のオウム病の検査方法等ガイドライン	不明	初版平成14年1月22日(「小鳥のオウム病の検査方法等ガイドライン(暫定版)」)	厚生労働省	厚生労働省結核感染症課	動物由来感染の被害を防ぐため、トリのオウム病クラミジア(C.psittaci)の試験室内検査を実施するために必要な検体採取方法および検査方法と、検査の結果陽性となったトリの治療方法について取りまとめる	動物展示施設等、トリの飼育・管理事業者	トリの試験室検査と治療のフローチャート 試験室内検査の詳細 治療について 治療効果の確認	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou18/

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～	平成13年3月	なし	地域における健康危機管理のあり方検討会	厚生労働省	地方公共団体が、健康危機管理において保健所の果たすべき役割について記載した「地域における健康危機管理のための手引書」を作成する際に参考となるように、保健所が各種の健康危機管理を行う際に共通して果たすべき事項等をまとめる	地方公共団体	健康危機管理の定義、保健所の役割 平常時の備え 健康危機発生時の対応	http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/
血液製剤のウイルスに対する安全性確保を目的とした核酸増幅検査(NAT)の実施に関するガイドライン	平成26年7月30日	初版平成16年8月3日 平成26年7月30日	厚生労働省	厚生労働省医薬食品局	血液製剤の安全性確保を目的としてNATを行う場合において適切な精度管理が実施されるよう、検査精度の確保及び試験方法の標準化のための方策等に関する基本事項を示す	血液製剤の核酸増幅検査(NAT)を実施する各検査機関等	検査精度の確保及び試験方法の標準化のための方策 試験、検出結果の意義づけ 新技術の導入に関する事項	http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/iyaku/kenketsugo/140814_01.html
保育所における食事の提供ガイドライン	平成24年3月	なし	厚生労働省(保育所における食事の提供ガイドライン作成検討会)	厚生労働省	子どもの心身の健やかな成長、保育の質の向上のために保育所の職員等が保育所における食事をより豊かなものにする取組を推進する	保育所の職員はもちろん、保育所長や行政の担当者等、保育所の食事の運営の関係者	子どもの食をめぐる現状 保育所における食事の提供の意義 保育所における食事の提供の具体的なあり方 保育所における食事の提供の評価について 好事例集	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/hoiku/ http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shokujiguide1_1.pdf
院外調理における衛生管理ガイドライン	平成8年4月24日	なし	厚生労働省	厚生省健康政策局指導課医療関連サービス室	入院患者等に対する病院内での食事の提供を院外調理方式により行う場合において、調理加工施設を設置又は運営もしくは管理する者が、衛生管理に関して自主的に遵守すべき事項を定め、食中毒等の発生を予防し、入院患者等に提供する食品の安全性を確保する	院外調理を行う患者給食業者	院外調理における衛生管理 調理加工施設の一般規定 HACCPの実施	http://www1.mhlw.go.jp/houdou/0804/87.html http://www1.mhlw.go.jp/houdou/0804/88.html
厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドラインについて	平成25年4月1日	初版平成9年4月2日 改正	厚生労働省	厚生労働省	各基金において、加入員等の受給権保護の観点から、資産の安全かつ効率的な運用が行われるよう、資産運用関係者の責任意識の醸成と運用管理体制の向上を図るため、資産運用関係者の役割及び責任を明確化し、具体化したルールの確立を図る	厚生年金基金の資産運用関係者	資産運用関係者の役割分担について	http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000023wp6-att/2r98520000023x4w.pdf
放課後児童支援員に係る都道府県認定資格研修ガイドライン	不明	不明	厚生労働省	厚生労働省	該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための、都道府県知事が行う研修(以下「認定資格研修」という。)の円滑な実施に資する	都道府県などの行政担当者	研修内容等、実施手続、認定等事務	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/
VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン	平成14年4月5日	なし (昭和60年12月20日「VDT作業のための労働衛生上の指針について」が前身)	厚生労働省(「VDT作業に係る労働衛生管理に関する検討会」)	厚生労働省労働基準局	VDT作業における作業環境管理、作業管理、健康管理等の労働衛生管理について、その後、得られた産業医学、人間工学等の分野における知見に基づいて見直し、作業者の心身の負担を軽減し、作業者がVDT作業を支障なく行うことができるよう支援するために事業者が講ずべき措置等について示す	VDT作業を実施する事業者 VDT作業に従事する者	作業環境管理 作業管理 (キーボード、マウス、ディスプレイの位置等の)調整 VDT機器等及び作業環境の維持管理 労働衛生教育	http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/04/h0405-4.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
「医療機関債」発行等のガイドライン	平成25年8月9日	平成16年10月25日 改正平成25年8月9日	厚生労働省(「これからの医療経営の在り方に関する検討会」)	厚生労働省医政局	医療機関を開設する医療法人が、資金調達のため債券を発行するに当たり、適切なリスクマネジメントの下、関係法令に照らし適正かつ円滑になされることに資する観点から、債券の発行から償還に至るまでの各種手続き等に関し、購入者の自主的な判断のための情報の開示を始め医療法人が遵守すべきルール及び留意点を明らかにするとともに、医療機関債を購入することができる医療法人の条件等を定める	医療機関債を購入することができる医療法人	医療機関債の定義 医療機関債を発行するに当たって遵守すべき事項等 発行要項等の策定等による情報開示 発行条件等、譲渡制限、債券購入者等との関係、償還、医療機関債を購入する医療法人について	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/igyoku/igyoku/igyoku.html
錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン	平成17年2月1日	なし	厚生労働省(「健康食品」に係る制度のあり方に関する検討会)	厚生労働省医薬食品局 食品安全部	錠剤、カプセル状等食品の原材料の製造、販売等に関しては、その特性に鑑み、安全性確保に向けた事業者の自主的な取り組みを促進する	天然からの抽出物であって分画、精製、化学的反応等により本来天然に存在するものと成分割合が異なるもの及び化学的合成品を、錠剤、カプセル剤、粉末剤、液剤等の形状の加工食品に使用する原材料として製造、販売等する事業者、及びこれらの原材料を使用して上記の形状の加工食品を製造、販売等する事業者	自主点検の考え方 錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検フローチャート	http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hokenkinou/kankeihourei.html
食品中のダイオキシン類及びコプラナーPCBの測定方法暫定ガイドライン	平成11年10月	なし	厚生労働省	厚生労働省	平成11年3月に策定された「ダイオキシン対策推進基本指針」を受け、食品中のダイオキシン類の検査の信頼性を確保する	各分析機関	食品中のダイオキシン類及びコプラナーPCB分析の基本概念、試料採取、分析方法、測定データの品質管理及び安全管理	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhi_n/kagaku/dioxin/
身体障害者補助犬の衛生確保のための健康管理ガイドライン	平成14年10月1日	なし	厚生労働省	厚生労働省	身体障害者補助犬の使用にあたり、当該犬の健康を維持し、その生活の質の向上を図るとともに、公衆衛生上の危害の発生防止のため、犬を清潔に保ち、他者に不快感を与えないこと、および人と動物の共通の感染症を予防すること	補助犬の利用者と獣医師	使用者による健康状態の観察・被毛等の管理 獣医師による健康診断・予防接種およびその他の疾病予防措置等	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/hojoken/
野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針(ガイドライン)	平成26年11月14日	なし	厚生労働省(「野生鳥獣肉の衛生管理に関する検討会」)	厚生労働省医薬食品局 食品安全部	捕獲された鳥獣を可能な限り食肉等として活用するため、関係事業者や関係団体による衛生管理のための取組、行政機関による監視指導等の参考となる具体的な処理方法案の作成など、衛生管理の徹底等による安全性確保のための取組をまとめる	都道府県等の行政担当者 食肉処理業者・食肉処理施設・野生鳥獣肉を取扱う者	基本的な考え方 野生鳥獣の狩猟時・運搬時食肉処理における取扱 食肉処理施設における工程ごとの衛生管理 野生鳥獣肉の加工、調理及び販売時における取扱 野生鳥獣肉の消費時(自家消費を含む)における取扱	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000032628.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)	平成24年 5月 1日	平成9年10月 8日 制定 平成10年 6月26日一部改正 平成11年 9月20日一部改正 平成11年11月19日一部改正 平成14年 7月31日一部改正 平成19年 7月12日一部改正 平成22年 1月17日一部改正 平成22年 7月17日一部改正 平成23年10月 1日一部改正 平成24年 5月 1日一部改正	厚生労働省	厚生労働省	「臓器の移植に関する法律」の運用にあたって、留意すべき事項を挙げる	臓器提供に係る施設・関係者等	臓器提供に係る意思表示等に関する事項 親族への優先提供の意思表示等に関する事項 遺族及び家族の範囲に関する事項 臓器提供施設に関する事項 虐待を受けた児童への対応等に関する事項 臓器摘出に係る脳死判定に関する事項 移植施設に関する事項 死体/生体からの臓器移植の取扱いに関するその他の事項 組織移植の取扱いに関する事項	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/zouki_ishoku/hourei.html
児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン	平成20年3月14日	なし	厚生労働省	厚生労働省雇用均等・児童家庭局	児童虐待を行った保護者に対する指導・支援を一層推進するために、児童相談所における保護者への指導・支援に関して最低限実施すべき事項を明確にするとともに、その指導効果等を踏まえた措置解除の在り方について基本的なルールを定める	各都道府県、指定都市、児童相談所設置市及びその児童相談所並びに児童福祉施設等の関係機関	保護者援助に関する援助指針の策定 保護者援助の基本ルール	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv21/
里親委託ガイドライン	平成24年3月29日	初版平成23年3月30日 一部改正平成23年9月1日 一部改正平成24年3月29日	厚生労働省	厚生労働省	今般、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市及びその児童相談所並びに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関が協働し、より一層の里親委託の推進を図る	各都道府県、指定都市、児童相談所設置市及びその児童相談所並びに里親会、里親支援機関、児童福祉施設等の関係機関	里親委託の意義、里親委託優先の原則、里親委託する子ども(里親委託の対象)、保護者の理解 里親への委託、里親の認定・登録について、里親家庭への支援 子どもの権利擁護、里親制度の普及と理解の促進、里親委託及び里親支援の体制整備	http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_11.pdf http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html
交通労働災害防止のためのガイドライン	平成20年4月3日	初版平成6年2月18日改訂	厚生労働省	厚生労働省	事業場における交通労働災害防止のための管理体制の確立等、適正な労働時間等の管理及び走行管理、教育の実施等、健康管理、交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主及び元請による配慮等の実施の積極的な推進により、交通労働災害の防止を図る	労働者に自動車等の運転を行わせる事業者 自動車等の運転を行う労働者(道路上及び事業場構内における自動車及び原動機付き自転車を運転する)	交通労働災害防止のための管理体制等適正な労働時間等の管理及び走行管理等 教育の実施等 健康管理	http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/04/dl/h0403-2a.pdf http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/04/h0403-2.html

20.農林水産省

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
外食の原産地表示ガイドライン	平成17年7月28日	なし	外食における原産地等の表示に関する検討会	食料産業局食品小売サービス課外食産業室	外食に対する消費者の信頼性の確保に向けて、外食事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組が推進されることを目的とする	外食事業者	<p>外食事業者が原材料の原産地を表示する場合の指針として、取り組むべき内容を示した。内容として、原産地表示の方法について、以下の項目を内容とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原産地表示に関する基本的考え方 ・原産地を表示する原材料 ・表示する原産地の名称 ・複数の原産国の原材料を使用する場合の表示 ・表示方法 ・表示場所 ・留意事項 	<p>http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/gensanti_guide/g_guide/pdf/guide_line.pdf</p>
特別栽培農産物に係る表示ガイドライン	平成19年3月23日	<p>制定平成4年10月1日 改正平成8年12月26日 改正平成9年12月25日 改正平成13年4月1日 改正平成15年5月26日 改正平成19年3月23日</p>	<p>総合食料局長 生産局長 消費・安全局長通知</p>	食料産業局食品製造課食品規格室	<p>消費者が農薬などを使用しない農産物や、農薬などの使用を節減して栽培された農産物を購入される際の目安となるよう、生産や表示についてこれら農産物の生産、流通、販売に携わる人たちが守るべき一定の基準を定めることを目的とする</p>	農産物の生産、流通、販売に携わる従業者・事業者	<p>不特定多数の消費者に販売されている未加工の野菜・果実、乾燥調製した穀類・豆類・茶等について、特別栽培農産物としての目安となる農薬の使い方や、表示方法、表示禁止事項などを定める。</p>	<p>http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/tokusai_a.html</p>
農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン	平成27年1月21日	<p>制定平成18年12月15日 改正平成25年1月31日 改正平成27年1月21日</p>	<p>農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知</p>	農林水産省 農林水産技術会議事務局	<p>農林水産省所管の研究資金に係る研究活動における不正行為への対応等について実効ある取組の一層の推進</p>	<p>対象とする研究者は、研究資金を活用した研究活動を行っている研究者 対象とする研究機関は、研究者が所属する機関又は研究資金を受けている官民の機関 対象とする配分機関は、研究資金の配分を行う農林水産省及び農林水産省所管の独立行政法人</p>	<p>研究活動の不正行為を防止するための取り組み方法、不正行為が生じた場合の対応方法、不正行為があった場合の配分機関が行う措置、組織としての責任、公表方法等について示す。</p>	<p>http://www.saffrc.go.jp/docs/misbehavior.htm</p>
トータルダイエツスタディに関するガイドライン	不明(2005年8月以降)	なし	<p>消費・安全局消費・安全政策課 担当者:リスク管理企画班</p>	<p>消費・安全局消費・安全政策課 担当者:リスク管理企画班</p>	<p>「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」に基づいて食品のリスク管理を行う農林水産省消費・安全局の職員がトータルダイエツスタディを計画・実施する際に従うべき原則と枠組みを明らかにする</p>	農林水産省消費・安全局の職員	トータルダイエツスタディの概要、実施方式、実施の留意点などについて記す	<p>http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/index.html</p>
指定野菜の需給ガイドライン	毎年6月および12月	<p>不明 (「野菜需給調整関係事務処理要領の制定について」によれば平成14年9月以降) (平成27年12月10日現在公表されているものは平成20年12月のものまで)</p>	<p>生産局園芸作物課 担当者:需給調整第1班</p>	<p>生産局園芸作物課 担当者:需給調整第1班</p>	<p>野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号。以下「法」という。)第2条に規定する指定野菜(以下「指定野菜」という。)の生産地域における計画的な生産及び出荷の促進に資するため、生産出荷団体等が指定野菜の供給計画を作成する際の目安となる指標(以下「需給ガイドライン」という。)を策定する</p>	生産出荷団体	<p>指定野菜について、需要量、供給量及び国内産供給量の推定、それらを基にした作付面積の指標を公表する</p>	<p>http://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/yasai_zukyuu/</p>

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
食品期限表示の設定のためのガイドライン	平成17年2月	なし	厚生労働省及び農林水産省「期限表示設定のガイドライン策定」検討会	厚生労働省 農林水産省 農林水産省の担当は消費・安全局表示・規格課	厚生労働省が所管する食品衛生法及び農林水産省が所管するJAS法に基づき表示すべき食品の期限について、その設定に関する食品全般に共通したガイドラインを策定する(以前は厚生労働所、農林水産省のほか、一部の業界団体が自主的に考え方を示していた)	当該製品(食品)に責任を負う製造業者	期限表示設定の基本的な考え方について記す	http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/ki-gen.html
生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン	平成15年6月	なし	水産物表示検討会	水産庁漁政部加工流通課 担当者:企画調査班	生鮮魚介類の小売販売を行う事業者等に対し、JAS法に基づき魚介類の生産水域名を表示し、又は情報として伝達する際に参考となる考え方や事例を示す(これを指針として、現行の水産物の原産地表示の基準に基づく生産水域名の表示を推進する)	生鮮魚介類の生産・流通・小売に係る者	生鮮魚介類の生産水域名の記載方法の扱いや表示の実施方法について例をまじえつつ記す	http://www.ifa.maff.go.jp/j/kakou/hyouzi/sonota.html
美の里づくりガイドライン	平成16年8月(公表ページ日付平成18年12月21日)	なし	農村振興局農村政策課 農村整備総合調整室 美の里づくりガイドライン編集委員会	農村振興局農村政策課 農村計画課 担当者:土地利用計画班	平成15年9月に農林水産省が策定・公表した「水とみどりの『美の里』プラン21」を受けて、住民の自発的な美しい農山漁村づくりの実践活動を支援するために、その基本的な考え方と進め方について、専門的な知見を解説する	農山漁村に暮らす住民をはじめ関係者	「美しい農山漁村づくりの主旨は住民自身である」ことを基本的視点として、住民参加の実践テクニックも含めたプロセスやデザインコードを用いた地域のアイデンティティ探しについて解説するとともに、美しい農山漁村と農林漁業、自然環境・伝統文化の保全や都市と農山漁村の交流が果たす役割についても解説する	http://www.maff.go.jp/j/nousin/soutyo/binosato_gaidorain/
海岸漂着危険物対応ガイドライン	平成21年6月	なし	農林水産省農村振興局 農林水産省水産庁 国土交通省河川局 国土交通省港湾局	農林水産省農村振興局 農林水産省水産庁 国土交通省河川局 国土交通省港湾局	海岸漂着危険物が海岸に漂着した際に、海岸管理者の迅速かつ適切な対応に資することを目的とする	海岸管理者	海岸管理者が海岸漂着危険物への対応にあたり、実施することが望ましいと考えられる対応事項について、事前の準備等を含めた観点から示す	http://www.maff.go.jp/j/press/nousin/bousai/090701_1.html
災害に強い漁業地域づくりガイドライン	平成24年4月27日	制定平成18年3月 改正平成24年4月27日	水産庁漁港漁場整備部	水産庁漁港漁場整備部	スマトラ沖地震(16年)、福岡県西方沖地震(17年)、東日本大震災(23年)の経験を踏まえ、漁業地域における防災対策の推進を図る	漁港管理者、海岸管理者及び漁協・自治会等の自主防災関係者	漁港管理者、海岸管理者及び漁協・自治会等の自主防災関係者が、地震・津波による漁業地域の災害に備えて取り組むべき対策について取りまとめている	http://www.ifa.maff.go.jp/j/press/bousai/120427.html
IT活用による情報循環手法(インターネットによる情報発信方法のガイドライン)	不明	不明	不明	不明	漁港漁村地域の人々のインターネットによる情報発信によって、漁港漁村地域の活性化を促す	漁業協同組合や市町村などの組織	必要な検討事項について事例を交えて示し、取り組みの手順と取り組みの見通しを示す	http://www.ifa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/pdf/sub_71.pdf
水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン	平成19年3月29日	なし(普及用に「利用促進版」がある)	水産庁漁港漁場整備部	水産庁漁港漁場整備部	水産基盤整備事業等において、総合評価方式による工事発注にあたり、競争参加者の技術的能力の審査を適切に行うとともに品質の向上に係る技術提案の優劣を総合的に評価する	水産基盤整備事業に係る工事発注者	総合評価方式を適用するにあたっての基本的な考え方を示す	http://www.ifa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/pdf/sub74.pdf
干潟生産力改善のためのガイドライン	平成19年2月	なし	水産庁漁港漁場整備部	水産庁漁港漁場整備部	全国の干潟の生産力改善を推進する	行政、研究機関、研究者、現場の漁業従事者	「藻場・干潟生産力等改善モデル事業」(平成17年度～)における調査・研究を基に、干潟生産力改善のための具体的方策を示した	http://www.ifa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub35.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
湖沼の漁場改善技術ガイドライン	平成21年3月	なし	湖沼の漁場改善技術検討委員会	水産庁漁港漁場整備部	「湖沼の行状改善技術開発事業」を通じて湖沼漁場の抱える問題点と技術的解決策を取りまとめ、本ガイドラインを活用した湖沼の漁場改善に向けた取組を全国的に普及させていく	湖沼の漁場環境の改善を目指す行政担当者や漁業者を中心とした地域の人々	湖沼の特性、湖沼漁場の現状、漁場改善技術やモニタリングの項目、取組事例	http://www.ifa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/index.html
磯焼け対策ガイドライン	平成27年3月	初版平成18年度改定平成27年3月	「水産生物の生活史に対応した漁場環境形成推進委託事業のうち各生活史段階に応じた漁場機能を強化する技術の開発・実証に係わる事業」検討委員会	水産庁漁港漁場整備部	水産基本計画や漁港漁場整備長期計画のもと、水産生物の産卵・生育の場として重要な藻場や干潟の保全・創造をはじめとした水産環境の整備を推進する	藻場の回復を計画・実行を目指す行政担当者や漁業者を中心とした地域の人々	藻場および磯焼けの概要、最近の知見磯焼け対策の手順植食動物の有効活用磯焼け対策の実施事例	http://www.ifa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/index.html
藻場資源消滅防止対策ガイドライン	平成21年3月	なし	水産庁	水産庁	漁業上の価値を有する藻場の消滅を防止、あるいは予防するにあたって、順応的管理手法を取り入れた手法による取り組みの進め方、および近年の既往文献や民間の技術、さらには本事業で行った実証試験の知見を整理することで、実務者が実施する際のヒントやアイデアとなるように取りまとめた	地方公共団体の漁港・漁場担当者、あるいは水産業指導普及員	藻場資源消滅防止対策の基本的な考え方藻場の基礎藻場の再生・創造の進め方対策技術藻場資源消滅防止技術の事例	http://www.ifa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/pdf/sub7941.pdf
水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン	平成 27年5月改訂	初版平成24年10月(「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン(案)」)改訂平成 27年5月	水産庁	水産庁漁港漁場整備部	水産基盤施設へのストックマネジメントの導入とその実践にあたっての基本的考え方、検討手順、検討内容及び施設情報の管理のあり方等を包括的に取りまとめることにより、水産基盤施設の管理者等(管理者及び所有者)の理解を促進するとともに、その実践にあたっての技術水準の確保と向上に資することを目的とする	水産基盤施設の管理者等(管理者及び所有者)	水産基盤施設ストックマネジメントの考え方水産基盤施設ストックマネジメントの実施手順構造種類別の老朽化予測手法	http://www.ifa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/pdf/sutom150508.pdf
水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン	平成27年4月	初版平成21年4月改訂平成27年4月	水産関係公共事業に関する事業評価技術検討会	水産庁漁港漁場整備部	ガイドラインを活用することにより水産基盤整備事業に関する費用対効果分析を円滑に実施する	水産基盤整備事業の行政担当者	水産基盤整備事業の費用対効果分析の方法漁港漁場関係事業に関する便益の計測方法漁村関係事業に関する便益の計測方法	http://www.ifa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/pdf/2704cve.pdf
漁港の津波避難に関するガイドライン	平成26年6月	なし	漁港の津波避難に関する専門部会	漁港の津波避難に関する専門部会	水産業従事者を始め漁港を訪れるすべての人が避難場所への速やかな避難が安全にできるよう、地域における取組と整合のとれた津波避難対策が策定され、安全で迅速な津波避難のための適切な施設が整備されるよう、東日本大震災の被害実態を踏まえ、漁港の避難という点から、特に津波避難誘導施設に関する具体的な計画・設計手法を検討してとりまとめた	水産業従事者を始め漁港を訪れるすべての人	漁港の津波避難の基本的な考え方津波避難誘導デッキの計画・設計	http://www.ifa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/pdf/tsunami-hinandekki.pdf
漁業地域における水産物の生産・流通に関するBCP策定ガイドライン(案)	平成27年3月	なし	水産庁	水産庁漁港漁場整備部	国土強靱化アクションプラン2014 の中で示されている「大規模災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない」との事項に対し、大規模な災害が生じて、長期間に渡り水産物の生産・流通が途絶することがないよう、漁業地域が一体となったBCPを策定するための基本的考え方をまとめた	水産物の漁獲から流通に至る過程の各関係機関・関係者	水産物の生産・流通に関するBCPの策定について、BCPの策定方針、地区毎の特性把握、問題点・課題の把握、対策内容の検討など運用及び継続的改善について教育・訓練の実施、見直し・改善など	http://www.ifa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_hourei/pdf/bcp.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
養殖生産数量ガイドライン	平成27年3月27日	平成26年度から1年ごとに制定される見通しと思われる	養殖魚需給検討会		国内向けには、示された生産目標数量に基づき、個々の業者が自主的に計画的な生産を行い、安定供給を行う一方、輸出をその外枠として積極的に取り組むことにより、養殖業の持続的な発展を進める	ブリ及びカンパチ、マダライの養殖生産者	ブリ及びカンパチ、マダイ生産目標数量、活込み数量の算定方法	http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/saibai/150327.html
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)	平成19年10月1日	なし	農林水産省	農林水産技術会議事務局技術政策課	農林水産省及び農林水産省が所管する独立行政法人から配分される公的研究費について、不正使用等を防止するために必要な措置等を定める	競争的資金等を交付される各研究機関における組織の長、構成員である研究者と事務職員	機関内の責任体系の明確化 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施 情報の伝達を確保する体制の確立 モニタリングの在り方 農林水産省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方 不正使用及び不正受給への対応	http://www.s.affrc.go.jp/docs/pres/s/071001.htm
「食事バランスガイド」のイラスト等の利用についてのガイドライン	平成20年4月	改定平成20年4月	消費・安全局消費行政課(おそらく)	消費・安全局消費行政課	「食事バランスガイド」が日々の食べ物を購入・消費する小売店、外食の場や栄養や健康に関する著作物等で活用される際、趣旨に沿った使用がなされるよう規程する	「食事バランスガイド」を利用した著作物等を作成する者	「食事バランスガイド」を利用して配布物等を作る場合のルール、留意点	http://www.maff.go.jp/j/balance_guide/b_guideline/
漁業者のためのライフジャケット着用推進ガイドライン	平成24年10月	初版平成20年10月 改訂平成24年10月	水産庁、社会法人大日本水産会、全国漁業協同組合連合会(「ライフジャケット着用推進ガイドライン研究会」において)	水産庁	多くの漁業者の型かぎたに常時ライフジャケットを着用してもらうため、着用のポイントや着用推進の取組のポイントを取りまとめた	漁業者、漁協の役員、漁船員、経営者(船主)、漁業関係団体	ライフジャケット着用に関する法令 着用のポイント 着用推進の取組のポイント ライフジャケットの導入にあたってのメンテナンス、チェック項目等	http://www.jfa.maff.go.jp/j/koho/bunvabetsu/pdf/li_gaidorain.pdf
FRP沈船魚礁化ガイドライン	平成26年3月	なし	一般財団法人 漁港漁場漁村総合研究所 水産庁 漁港漁場整備部	漁港漁場整備部計画課	離島等の漁業地域において廃船となったFRP漁船のより一層効率的な処理体制の構築、その魚礁等への適切な活用手法を確立する	FRP 漁船の魚礁化の事業を行う者及びFRP沈船魚礁漁場を管理する者	FRP漁船を人工魚礁資材として魚礁として適切に活用するために必要な技術的項目、手順、配慮事項等を取りまとめた	http://www.jfa.maff.go.jp/j/keikaku/frptinsengaidorain.html
農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン	平成24年3月	初版平成22年4月 改定平成22年4月 改定平成23年3月 改定平成23年6月 改定平成23年8月 改定平成24年3月	農林水産省	生産局農産部農業環境対策課	食品安全、環境保全や労働安全に関する法体系や諸制度等を俯瞰して、我が国の農業生産活動において、特に実践を奨励すべき取組を明確化するため、高度な取組内容を含む先進的な農業生産工程管理(GAP)の共通基盤を作成する	農業生産工程管理(GAP)の各実施主体	野菜、米、麦、果樹、茶、飼料作物、その他の作物(食用)、その他の作物(非食用)、きのこについて、取組事項の内容と関連する法令	http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/guideline/pdf/guide_line_12_0306.pdf
航路・泊地埋没対策ガイドライン	平成26年3月	なし	漁港漁場整備部計画課	漁港漁場整備部計画課	漂砂対策を必要とする漁港管理者がこれを有効に活用することにより、地域の特性に応じた航路・泊地埋没対策が効果的かつ経済的に実施され、安全かつ円滑な漁港利用が実現することを図る	漂砂対策を必要とする漁港管理者	漁港における航路・泊地埋没の現状と課題 航路・泊地埋没対策の考え方 対策の検討事例	http://www.jfa.maff.go.jp/j/study/keikaku/pdf/150216_a.pdf
地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業の円滑な実施のためのガイドライン	平成21年4月1日	初版平成19年3月30日 改正平成21年4月1日	不明	不明	地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業を適正かつ円滑に実施するための留意事項を示す	地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業の行政担当者	事業の実施概要 事業完了に伴う手続 整備した施設等の管理運営等 消費税の取扱い 関係書類の整備	http://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou_taisaku/k_ninaite_kyoka/pdf/210401_03.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
地理的表示保護制度表示ガイドライン	平成27年10月	初版平成27年7月 改定平成27年10月	農林水産省食料産業局 知的財産課	農林水産省食料産業局 知的財産課	「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(地理的表示法)の成立・施行に伴い、生産業者、流通業者、小売業者、その他食品等の表示の関係者の方々に向けて、本制度における行政の取組みについて解説することで、制度の趣旨を理解の上、地理的表示のブランド価値の向上に向けて協力を願う	生産業者、流通業者、小売業者、その他食品等の表示の関係者	地理的表示法における表示規制について 地理的表示法のマークについて	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/pdf/doc16.pdf
海岸景観形成ガイドライン	平成18年2月1日	なし	農林水産省・国土交通省「防災・利用と調和した海岸の景観形成のあり方に関する検討委員会」	農林水産省農村振興局 防災課、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課、 国土交通省河川局砂防部海岸室、国土交通省 港湾局海岸・防災課	美しい海岸景観を形成する上での指針となり、海岸の潜在的な魅力の発見につながる	地域住民、海岸利用者、海岸線を管理する行政、海岸工学や景観工学の専門家等	海岸における景観検討の必要性 海岸における景観形成の理念 実施にあたり、調査段階、構想・計画段階、設計段階、施工段階、景観形成に向けた取り組み・体制	http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kaigan/kaigandukuri/keikan/
豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関するガイドライン	平成18年6月27日	なし	豆腐・納豆の原料大豆原産地表示に関する検討会	食料産業局食品製造卸売課	豆腐・納豆の製造業者等が自主的に原料大豆の原産地を表示する場合の指針を示すことにより、原料大豆原産地表示の取組が促進されることにより、消費者の適切な商品選択に資するとともに、豆腐・納豆の需要を拡大し、豆腐・納豆の製造業者、大豆生産者等を発展させる	豆腐・納豆の製造業者等	対象業者、対象品目を定めた上で、原料原産地表示の方法について示す	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sansin/pdf/guideline.pdf
農林水産航空事業実施ガイドライン	平成20年7月15日	初版平成16年4月20日 改正平成20年7月15日	農林水産省	消費・安全局	事業の実施現場へ留意事項の周知徹底を図ることにより、農薬の空中散布をはじめとする事業の円滑かつ適切な実施を図る	農林水産航空事業の関係者一同	「農林水産航空事業の実施について」(平成13年10月25日付け13生産第4543号農林水産事務次官依命通知)の2に定める県対策協議会及び地区対策協議会の機能の充実について 事業実施に当たっての留意事項	http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000795.html
サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン	不明	不明	農林水産省	消費・安全局消費・安全政策課	サーベイランス・モニタリング(農林水産物や食品などが有害化学物質によってどれだけ汚染されているかの調査)が科学的かつ統一的行われるために、サーベイランス・モニタリングに関する基本的な事項を定める	消費・安全局のサーベイランス・モニタリングに関わる者	分析結果の評価について、評価項目など結果の公表について、公表時期など	http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/risk_analysis/survei/
漁港のエコ化方針(再エネ)ガイドライン	平成26年3月	なし	漁港漁場整備部計画課	漁港漁場整備部計画課	全国の漁港において再生可能エネルギーの導入を進める	全国の漁港関係者	漁港のエコ化の概要 漁港への再生可能エネルギー導入の検討について 導入事例の紹介	http://www.jfa.maff.go.jp/test/keikaku/saiseikanouenerugi.html
木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン	平成18年2月	なし	林野庁	林野庁林政部木材利用課木材貿易対策室	グリーン購入法により、平成18年4月から政府調達の対象とする木材・木材製品について、合法性、持続可能性が証明されたものとする措置を導入するにあたり、木材・木材製品の供給者が合法性、持続可能性の証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめた	政府への木材・木材製品の供給者	木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明方法における留意事項 証明書の保管 取組状況の検証と見直し	http://www.rinya.maff.go.jp/j/boutai/ihoubatu/cyoutatu.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改訂があれば最新のものの公表日)	③ 改訂履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
特定疾病等対策ガイドライン	平成21年6月	平成17年10月 一部改正平成18年6月 一部改正平成18年12月 一部改正平成19年12月 一部改正平成21年6月	農林水産省	消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室	水産動物の疾病の被害を最小限に防ぐために、各関係者がとるべき疾病への対応を示す	養殖業を行う者又はこれに従事する者 養殖水産動植物の伝染性疾病に関する検査・指導等を行う都道府県の水産試験場等の機関 都道府県水産主務部局 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室	疾病の予防と備え 特定疾病への対応 新疾病への対応 定着している疾病への対応 各疾病の病性鑑定指針	http://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/
農林水産省公益通報に関するガイドライン	平成27年10月1日	初版平成18年4月3日(施行日) 改正平成27年10月1日			公益通報者保護法(平成16年法律第122号)の施行に伴い、農林水産省において、外部の労働者からの公益通報を適切に処理するための手順等を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守(コンプライアンス)を推進する	公益通報に関わる者	公益通報があった場合の対応 通報の処理に従事する者の守秘義務など	http://www.maff.go.jp/j/tell/
食品残さ等利用飼料における安全性確保のためのガイドライン(エコフィードガイドライン)	平成21年5月	なし	全国食品残さ飼料化行動会議 農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課 農林水産省 生産局 畜産部 畜産振興課 社団法人 配合飼料供給安定機構	生産局畜産部飼料課	食品残さ等を利用して製造される飼料の安全性確保及び家畜衛生の観点から、原料収集、製造、保管、給与等の各過程における管理の基本的な指針を示す	飼料製造業者、農家、行政担当者等関係者	原料収集、製造等に関する基本的な指針 製造等管理体制 農家における製造、保管及び使用 配合飼料工場における利用	http://www.maff.go.jp/j/chikusan/sinko/lin/l_siryo/ecofeed.html
「認定マーク」使用ガイドライン	平成17年以降(具体的な時期は不明)	なし	農林水産省	食料産業局食品小売サービス課	地方農政局長等(農林水産大臣及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)が、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成17年法律第85号)の規定に基づき総合効率化計画の認定を受けた者(以下「認定総合効率化事業者」という。))に対して付与する標章(以下「認定マーク」という。))の使用に関する留意事項を示す	「認定マーク」を受けた認定総合効率化事業者、関係の行政担当者	「認定マーク」の規格等 「認定マーク」の表示方法 「認定マーク」の譲渡・流出の禁止 使用方法等に関する指導 「認定マーク」の使用禁止	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/soumu/index.html
特認離島のガイドライン	平成17年4月1日	なし	農林水産省	水産庁	離島漁業再生支援交付金実施要領の運用について定める	都道府県知事、離島漁業再生支援交付金に関わる行政担当者	特認離島を決定する基準	http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000674.html
食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等実施率に係る測定方法ガイドライン	平成24年4月	なし	農林水産省 環境省	食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室	食品関連事業者が事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量その他食品循環資源の再生利用等の状況を記録する具体的な把握方法等を示すことにより、食品関連事業者における食品廃棄物等の発生抑制、食品循環資源の再生利用、食品循環資源の熱回収及び食品廃棄物等の減量の円滑な実施を促進する	食品廃棄物等多量発生事業者	食品廃棄物等の発生量の把握 食品廃棄物等の発生抑制の実施量の把握 再生利用の実施量及び特定肥飼料等の製造量の把握 熱回収の実施及び熱回収の実施量並びに熱回収により得られた熱量又は電気量の把握方法について 減量の実施量の把握 再生利用等実施率の算出 定期報告省令第1条の規定による定期報告書の記載に当たっての留意事項	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_houkoku/
放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン	平成25年10月16日	なし	林野庁	林政部経営課特用林産対策室	生産したきのこが食品の基準値を超えないように、知見や取組状況を集積し、放射性物質の影響を低減するための具体的な取組事項を提示する	原木きのこ栽培者(特に出荷制限が指示された地域の栽培者)	栽培管理フローチャート 栽培管理取組事項	http://www.rinya.maff.go.jp/j/press/tokuyou/131016.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改訂があれば最新のものの公表日)	③ 改訂履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン	平成27年7月1日	初版平成21年7月10日 改正平成27年7月1日	農林水産省	大臣官房広報評価課情報管理室	個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、農林水産関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針として定める	個人情報取扱事業者である農林水産関係事業者	個人情報の利用目的に関する義務 個人情報の取得に関する義務 個人データの管理に関する義務 個人データの第三者提供に関する義務 保有個人データの開示等に関する義務 苦情処理に関する義務 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応 勧告、命令等についての考え方 ガイドラインの見直しについて	http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/kozin_zyoho/
魚介類の名称のガイドライン	平成19年7月30日	なし	魚介類の名称のガイドライン検討委員会	水産庁加工流通課調整班	生鮮魚介類の小売販売を行う事業者等に対し、JAS法に基づき魚介類の名称を表示し、又は情報として伝達する際に参考となる考え方や事例を示す(平成12年7月から、生鮮食品の「名称」及び「原産地」、加工食品の「名称」及び「原材料名」の記載が義務付けられたものの、魚介類は地域や成長段階により名称が異なる等の事由により、消費者や関係業界から多くの問い合わせが農林水産省に寄せられたことを踏まえて)	生鮮魚介類の小売販売を行う事業者等	魚介類の名称のあり方、生鮮魚介類の名称・水産物加工品の原材料名についての表示ルール、名称の例	http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/19/073002.html
食品期限表示の設定のためのガイドライン	平成17年2月	(案)平成16年12月	厚生労働省及び農林水産省「期限表示設定のガイドライン策定」検討会		厚生労働省が所管する食品衛生法及び農林水産省が所管するJAS法に基づき表示すべき食品の期限について、期限設定の際に活用、また業界団体等が自主的に個別食品に係る期限設定のガイドライン等を作成する際の参考となるように危険設定の留意事項を示す	期限表示を行う製造者等	期限表示設定の基本的な考え方について、食品の特性に配慮した客観的な項目(指標)の設定 食品の特性に応じた「安全係数」の設定 特性が類似している食品に関する期限の設定 情報の提供	http://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/pdf/kyodo_no21_shiryu_2.pdf
農業振興地域制度に関するガイドライン	平成26年9月10日	初版平成12年4月1日 改正平成26年9月10日	農林水産省	農村振興局農村政策部農村計画課	今後の農業振興地域制度を円滑かつ適正に運用するに当たって参考となるよう、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律等の改正内容及び従来の通達の内容を踏まえ、農業振興地域制度全般について、技術的助言をする	農業振興地域制度の運用に関わる者	農業振興地域制度の基本的な考え方、法第3条～の解説、	http://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/totiryo/t_sinko/sinko_01.html
津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン	平成27年4月	初版平成18年2月ごろ 改正平成25年3月ごろ 改正平成27年4月	水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用検討委員会 (農林水産省 農村振興局 農林水産省 水産庁 国土交通省 水管理・国土保全局 国土交通省 港湾局)	漁港漁場整備部防災漁村課	津波・高潮による災害に対して、水門・陸閘等を安全かつ迅速・確実に閉鎖するための設備や体制・運用に対する基本的な考え方を示し、地域の実情に応じた適切な水門・陸閘等管理システムを構築する	津波・高潮対策のため水門等を管理運用する地方公共団体及び関係機関等、海岸管理者、水門等の操作に従事する者	設計・改善手順、現状把握・評価、総合的検討、設備設計、体制・運用、点検・整備チェックシートの記載例など	http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_zigyo/sub_1.html
たい肥舎等建築コストガイドライン		初版平成12年9月1日 平成18年4月ごろ見直しが行われていた		生産局畜産部畜産企画課畜産環境・経営安定対策室	国土交通省によってたい肥舎設計上の積雪及び風荷重に係る部分の設計規準が緩和されたことを踏まえ、たい肥舎等の整備における標準的な建築単価を設定し(12年9月)、施設の低コスト化を推進・指導する際の目安としている	たい肥舎を設計・建設する者	たい肥舎等の整備における標準的な建築単価を示す	http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kanryo/taisaku/t_info/03_tuti/ http://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/tikusan/kikaku/h1602/pdf/data5.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
対象地域材の樹種及び対象工法の申請等に係るガイドライン	平成26年6月4日	初版平成25年10月17日 改訂平成26年6月4日	林野庁	林政部木材利用課	木材利用ポイント事業における対象地域材の樹種及び対象工法の申請等を円滑に行う	木材利用ポイント事業における対象地域材の樹種及び対象工法の申請等を行う者、事業の行政担当者	対象地域材の樹種の申請について(対象地域材の樹種の指定要件、要件を満たすことの指標、対象地域材の樹種の申請手続、対象地域材の樹種の審査など)対象工法の申請について(対象工法の指定要件、要件を満たすことの指標、対象工法の申請及び推薦手続、対象工法の審査等)	http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/point/guideline.html
東日本大震災により被災した船舶の処理に関するガイドライン(暫定版)	平成23年4月22日	なし	農林水産省、国土交通省及び環境省	水産庁資源管理部管理課漁船管理班 国土交通省海事局安全・環境政策課	東日本大震災により被災した船舶の円滑な処理に資する	被災した船舶の処理を進める地方公共団体等	被災船舶の処理手順、被災船舶に係る効用の有無の判断の手引き、被災船舶の所有者への連絡について 等	http://www.ifa.maff.go.jp/j/press/kanri/110422.html
農村振興基本計画の作成に関するガイドライン	平成18年3月	なし	農林水産省	農村振興局農村政策部農村計画課農村政策推進室	都道府県又は市町村等において作成する農村振興基本計画に記載することが望ましい事項について、基本指針別表に沿って取りまとめた	農村振興基本計画を策定する都道府県又は市町村	農村振興基本計画に記載することが望ましい事項	http://www.maff.go.jp/j/nousin/nousei/noukei/
発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン	平成24年6月	なし	林野庁	林政部木材利用課	再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度に対する消費者の信頼を確保するとともに、発電の燃料としての間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマスが、円滑に、かつ、秩序をもって供給されることに資するよう、再生可能エネルギー電気の供給者が、間伐材等由来の木質バイオマスや一般木質バイオマス由来であることの証明に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめた	再生可能エネルギー電気の供給者	間伐材等由来の木質バイオマス及び一般木質バイオマスの証明の概要 分別管理や書類管理等適正な運用の在り方	http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/hatudenriyou_guideline.html
米の収穫・乾燥・調製工程における放射性物質交差汚染防止ガイドライン	平成25年7月	なし	農林水産省	農林水産省	収穫した米が交差汚染(農機具の内部に放射性セシウムを含むゴミやほこりなどがあつた場合には、乾燥・調製工程で玄米に付着する)によって出荷できない事態にならないよう、収穫・乾燥・調製工程で注意すべき事項等を取りまとめた	(放射性セシウムの影響を受ける可能性のある)稲作をする生産者	通常の清掃作業のポイント 搗搦機や選別・計量機の「とも洗い」マニュアル	http://www.maff.go.jp/j/kanbo/joho/saigai/s_seisan_1.html
二枚貝漁場環境改善技術導入のためのガイドライン	平成25年3月	なし	水産庁「有明海漁場環境改善技術検討委員会」	増殖推進部研究指導課	有明海の再生に向けた取組をより一層推進するため、二枚貝類を視野に現地での実証試験を通じ開発してきた漁場環境改善のための技術についてとりまとめる	行政関係者、漁業者	アサリ、サルボウガイ、カキの生息環境における問題点と環境改善技術、カキ養殖場の問題点と対応策について	http://www.ifa.maff.go.jp/j/kenkyu/pdf/130515gizyutsukaihatsu_a.html
間伐材チップの確認のためのガイドライン	平成21年2月	なし	林野庁	林政部木材利用課	コピー用紙の原料としての間伐材、とりわけ間伐材丸太の円滑な供給に資するとともに、間伐材を原料として使用したコピー用紙に対する消費者の信頼を得ていくため、コピー用紙の原料となる間伐材並びに間伐材を原料としたチップの供給者が、これらについて間伐材由来であることの確認に取り組むに当たって留意すべき事項等を取りまとめた	コピー用紙の原料となる間伐材並びに間伐材を原料としたチップの供給者	間伐材の基本的な要件 間伐材の証明の適正な運用のあり方	http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kanbatu/guideline.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改訂があれば最新のものの公表日)	③ 改訂履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
認定農業者制度の運用改善のためのガイドライン	平成20年9月24日	初版平成15年6月27日 改正平成20年9月24日	農林水産省経営局	農林水産省経営局	認定農業者制度の運用に当たっての留意事項を示すことにより、効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成を図る	認定農業者制度の運用に関わる行政担当者	農業経営基盤強化促進基本方針 農業経営基盤強化促進基本構想 農業経営改善計画の認定等 認定農業者制度の適切な運用等に向けた検証等	http://www.maff.go.jp/j/kokuji_tuti/tuti/t0000165.html
対中国経過的セーフガード措置の運用についてのガイドライン	不明	なし	財務省 経済産業省 農林水産省 厚生労働省 国土交通省	財務省 経済産業省 農林水産省 厚生労働省 国土交通省	日中間の貿易問題について貿易摩擦とならないよう対中国経過的セーフガード措置の運用について留意点を示す	関係省庁	セーフガード措置運用に際しての基本的方針 市場かく乱等の判断基準 貿易転換の判断基準 調査手続	http://www.maff.go.jp/j/kokusai/bo ueki/sg_kanren/s_horei/04.html
六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画作成のためのガイドライン	平成27年6月	なし	食料産業局産業連携課	食料産業局産業連携課	農林漁業者等が総合化事業計画の認定申請書の作成を円滑に実施できるよう総合化事業計画の申請手続についてとりまとめた	総合化事業計画の認定申請書の作成を行う農林漁業者等 6次産業化プランナー等6次産業化に取り組む農林漁業者等	総合化事業計画の申請手続について、申請書の様式や記入例、記入自の注意事項等	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/sinsei/
和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン	平成19年3月20日	なし	食肉の表示に関する検討会	生産局畜産部食肉鶏卵課食肉流通班	「和牛」や「黒豚」といった特色ある食肉について、国際化の進展に伴い食肉の流通が多様化する中、消費者に産地や品質を誤認させるおそれがあるものも見られることを踏まえ、消費者に対して正しい情報を伝えるためのわかりやすい食肉の表示ルールを策定する	食肉の販売業者等	「和牛」の表示方法また「黒豚」の表示方法と表示の再の留意事項を示す	http://www.maff.go.jp/j/press/2007/20070326press_6.html
対EU輸出水産食品に係る産地市場登録に関するガイドライン	平成26年10月17日	なし	水産庁	漁政部加工流通課	EU向け輸出に係る産地市場の登録を推進するため、本ガイドラインを基に登録のための準備を行うよう、市場関係者、自治体、関係団体等に示す	市場関係者、自治体、関係団体等	EU向け輸出に係る産地市場の登録推進のための基本的考え方 産地市場におけるHACCPの実施について 水産加工施設の基準を適用していることについて	http://www.ifa.maff.go.jp/j/kakou/s onotano haccp.html
農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン	平成26年10月10日	なし	食料産業局産業連携課	食料産業局産業連携課	農林漁業を営む個人や団体・企業の農林漁業成長産業化ファンドの活用を推進する	農林漁業を営む個人や団体・企業等関係者	農林漁業成長産業化ファンドの概要 6次産業化事業体の概要 農林漁業者の資金力に配慮したファンドの活用方法	http://www.maff.go.jp/j/shokusan/f und/fund.html
経営体育成支援事業の円滑な実施のためのガイドライン	平成24年	なし	農林水産省	経営局就農・女性課経営体育成支援室	経営体育成支援事業の円滑かつ適切に実施する	経営体育成支援事業主体、行政関係者	事業の適正な実施について 事業完了に伴う手続 消費税の取扱い 関係書類の整備 整備した施設等の管理運営等	http://www.maff.go.jp/j/keiei/keiko u/kouzou taisaku/k keiei sien.html
浚渫土砂の海洋投入処分に係る漁場環境影響評価ガイドライン	平成18年6月	なし	水産庁漁港漁場整備部	水産庁漁港漁場整備部	船舶から浚渫土砂を海洋投入する際、漁港漁場整備事業者が環境大臣の許可を受けるための申請書類等を作成する際に活用できるように、実施内容を示したもの	漁港漁場整備事業者	浚渫土砂の海洋投入処分の手続きの概要 浚渫土砂の海洋投入処分の申請書の作成 海洋環境に及ぼす影響についての事前評価	http://www.ifa.maff.go.jp/j/gyoko_g yozyo/g_thema/sub34.html
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の運用のガイドライン	平成27年4月1日	初版平成20年6月13日 改正平成27年4月1日	林野庁	森林整備部整備課造林間伐対策室 森林整備部研究指導課	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を円滑かつ適正に運用するための留意事項等を取りまとめた	各都道府県知事及び担当者	基本方針の策定と公表について 特定間伐等の実施の促進について 特定母樹の増殖の実施の促進について	http://www.rinya.maff.go.jp/j/kanba tu/suisin/sotihou.html
家畜の生産段階における衛生管理ガイドライン	平成14年	なし	農林水産省	消費・安全局動物衛生課	食品の製造・加工管理におけるHACCP方式を家畜の生産段階に置き換えて実施することにより、畜産農場の衛生的な環境を確保する	畜産物の生産・管理に関わる者	農場HACCP導入の前提となる飼養衛生管理の方法を畜種ごとに一般的衛生管理マニュアルとして整理した	http://www.maff.go.jp/j/syuan/do uei/katiku_yobo/k_haccp/

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律に関する留意事項について(再編強化法ガイドライン)	平成23年11月	なし	農林水産省経営局 水産庁	農林水産省経営局 水産庁	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律の機構が取得する特定優先出資等の額について、目安を示す	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等	機構が取得する特定優先出資等の額の目安について	http://www.maff.go.jp/j/keiei/sosiki/kyosoka/k_sido/pdf/saihen.pdf

21.経済産業省

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
事業者の公害防止に関する環境管理ガイドライン	平成19年3月	初版	経済産業省産業技術環境局(確認不能)	同左	経営者から従業員に至るまで、公害防止に関する環境管理の重要性を再確認した上で、実効性のある体制を整備し、取り組むことにより、問題を未然に防止し、あるいは早期に発見し是正していく	工場、事業所をもつ企業(の経営者、環境管理部門)	公害防止に関する環境管理体制の構築に取り組む際の参考となる行動指針を示すもの。公害防止に関する環境管理への取組、従業員教育、利害関係者へのコミュニケーション等	https://www.env.go.jp/council/41air-wat/y411-01/ref04.pdf http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g71108b07j.pdf
ソフトウェア管理ガイドライン	平成7年11月	初版	経済産業省商務情報政策局情報処理振興課(確認不能)	同左	ソフトウェアの違法複製等を防止するため、法人、団体等(以下、「法人等」という。)を対象として、ソフトウェアを使用するに当たって実行されるべき事項をとりまとめたもの	ソフトウェア製造に係る法人、団体	法人等が実施すべき基本的事項、ソフトウェア管理責任者が実施すべき事項、ソフトウェアユーザーが実施すべき事項	http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/softkanri-guide.htm
個別管理基準(監査項目)策定ガイドライン	不明	初版	経済産業省商務情報政策局情報処理振興課(確認不能)	同左	情報セキュリティ監査において監査人が監査項目(「監査要点」)を選択する際のガイドラインとしても有用なもの	情報セキュリティ監査を行う法人、団体	個別管理基準(監査項目)の策定手順 個別管理基準(監査項目)の利用方法等 主体別・業種別管理基準の策定 等	http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/IS_Audit_AnneX02.pdf
情報セキュリティ監査基準実施基準ガイドライン	不明	初版	経済産業省商務情報政策局情報処理振興課(確認不能)	同左	「情報セキュリティ監査基準」のうち実施基準に係る基本的な考え方を踏まえ、特に留意すべき事項、及び情報セキュリティ監査実施上の手順について示す	情報セキュリティ監査を行う法人、団体	情報セキュリティ監査実施上の前提事項 情報セキュリティ監査の実施手順	http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/IS_Audit_AnneX05.pdf
情報セキュリティ監査基準実施報告ガイドライン	不明	初版	経済産業省商務情報政策局情報処理振興課(確認不能)	同左	「情報セキュリティ監査基準」のうち、報告基準に係る基本的な考え方を踏まえ、特に留意すべき事項及び情報セキュリティ監査報告書の雛形について示す	情報セキュリティ監査を行う法人、団体	監査報告書の意味と記載事項 監査報告書の意味と記載事項	http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/IS_Audit_AnneX06.pdf
情報セキュリティ監査手続ガイドライン	平成21年7月	初版	経済産業省商務情報政策局情報処理振興課情報セキュリティ政策室	同左	情報セキュリティ管理基準(平成20年改正版)を用いて監査を実施する組織、監査を受ける組織、及び内部監査の実施を検討している組織に対して、具体的な監査の手続を与える	情報セキュリティ監査を行う法人、団体 監査を受ける法人、団体	主たる監査対象 監査技法 監査手続き 留意点	http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/AuditProcedureGuideline.pdf
事業継続計画策定ガイドライン	平成17年3月	初版	経済産業省商務情報政策局情報処理振興課情報セキュリティ政策室	経済産業省商務情報政策局情報処理振興課情報セキュリティ政策室	IT事故を主に想定した事業継続計画で、BCPの構築を検討する企業にとって、考え方の理解を促すガイドライン	BCP構築を検討する企業	BCPの基本的な考え方 総論(フレームワーク) BCP策定に当たったの検討項目 個別計画(ケーススタディ)	http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g50331d06j.pdf http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/6_bcpguide_gaiyou.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
ITサービス継続ガイドライン	平成20年	改訂版(2011年)	経済産業省商務情報政策局情報処理振興課情報セキュリティ政策室	経済産業省商務情報政策局情報処理振興課情報セキュリティ政策室	組織におけるIT サービスの企画、開発、調達、導入、運用、保守などに携わる部門や担当者が、事業継続マネジメント(BCM)に必要なIT サービス継続を確実にするための枠組みと具体的な実施策を示し、取り組みの実効性の向上を支援すること	組織の経営層、ITサービス提供部門	ITサービス継続マネジメントのフレームワーク、継続の計画段階、実行段階、評価改善段階での取り組み事項、管理項目、参照基準	http://www.meti.go.jp/policy/netsec/2011_loformati/onlineKaiteiban.pdf http://www.iisa.or.jp/it_info/engineering/tabid/1124/Default.aspx
メンブレンガスホルダーに係るガイドライン(内規)	平成19年3月	改訂版(2015年6月)	経済産業省商務流通保安グループガス安全室	経済産業省商務流通保安グループガス安全室	ガス事業法の適用を受けるメンブレンガスホルダー(メタンを主成分とするバイオガスの安価な貯槽)の安全の確保を図る	メンブレンガスホルダー製造事業者	メンブレンガスホルダーの材料、設計、気密試験及び点検・検査、付属設備等、修理、レイアウト等に関する規定	http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2015/06/270608-2-3.pdf
知的資産経営の開示ガイドライン	平成17年10月	初版	経営・知的資産小委員会 経済産業政策局 知的財産政策室	経済産業政策局 知的財産政策室	知的資産経営報告を作成する企業(経営者)、及びそれを評価する者へ、企業価値やそれにつながる将来の利益に関する情報の開示の将来利益がどのようなもので、それがどのように経営によって生まれるのかという点につき、説明の仕方を整理した開示の目安の提供	知的資産経営報告を作成する企業(経営者)、及びそれを評価する者	知的財産経営報告の概要(原則、構成要素等)、具体的な記載の方法と留意点、評価する側の留意点等	http://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/guideline/list2.html
ネガワット取引に関するガイドライン	平成27年3月30日	初版	資源エネルギー庁 新産業・社会システム推進室	資源エネルギー庁 新産業・社会システム推進室	これまで一部の事業者にとどまっていたネガワット取引の普及が促進され、効率的な電力システムの実現が期待	電機事業者	メガワット取引において想定される問題であるベースライン、需要削減量の測量方法等	http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150330001/20150330001.html
特別試験研究費税額控除制度ガイドライン	平成26年2月	一部改正(平成27年4月、6月)	産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課	産業技術環境局 技術振興・大学連携推進課	特別試験研究費税額控除制度を適切かつ円滑に利用するため	研究開発を行う事業者	特別試験研究費税額控除制度を活用するために必要な手続きである監査・確認を実施した際の報告書の参考様式	http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax-guideline.html
個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン	平成26年12月12日	初版	厚生労働省 経済産業省商務情報政策局 情報経済課	厚生労働省 経済産業省商務情報政策局 情報経済課	経済産業分野で事業者が行う個人情報の適正な取り扱いの確保に関する活動を支援する	個人情報を取り扱う事業者全般	個人情報取り扱い事業者の義務(取得、管理、第三者提供等)、勧告・命令・緊急命令の考え方、ガイドラインの見直し等	http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/downloadfiles/1212guideline.pdf
製品安全対策優良企業ロゴマークガイドライン	不明(表彰事業は2007年開始)	不明(最新は平成27年度に第9回)	経済産業省商務流通保安グループ	経済産業省商務流通保安グループ	製品安全対策優良企業ロゴマークをより効果的に活用してもらう	製品安全対策優良企業	製品安全対策優良企業のロゴマークのデザインルール及び使用時注意事項	http://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/2-entry/pdf/h27psa_logo.pdf
医療機器に関する経済社会評価ガイドライン<共通理念>	平成19年12月	初版	経済産業省 商務情報政策局医療・福祉機器産業室(当時)	経済産業省 商務情報政策局医療・福祉機器産業室(当時)	医療機器評価の実施者による方法や結果のばらつきを低減し、評価結果の比較可能性が担保するとともに、評価の重要性に対する認識を関係者に広めること	医療機器関係機関 臨床、産業界全般	評価の条件・仮定・モデル・費用・効果等	http://www.meti.go.jp/policy/service/files/syakai_guideline.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改訂があれば最新のものの公表日)	③ 改訂履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
経営者保証に関するガイドライン	平成25年9月	初版	中小企業庁事業環境部金融課	中小企業庁事業環境部金融課	経営者の個人保証に係る諸事項を定めることで、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等を応援	中小企業全般	保証契約時等の対応として、①中小企業が経営者保証を提供することなく資金調達を希望する場合に必要な経営状況とそれを踏まえた債権者の対応、②やむを得ず保証契約を締結する際の保証の必要性等の説明や適切な保証金額の設定に関する債権者の努力義務、③事業承継時等における既存の保証契約の適切な見直し等について規定	http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2013/131209keiei.htm http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/
抗菌加工製品ガイドライン	平成11年	初版	経済産業省商務情報政策局 クリエイティブ産業課 デザイン政策室	経済産業省商務情報政策局 クリエイティブ産業課 デザイン政策室	抗菌加工製品に関する健全な市場が形成されていくこと	住宅設備、記録メディア、家電、塗料、タイル、衛生設備、玩具他	抗菌の定義、消費者に提供すべき情報、製品の表示、私見方法、事業者の取組	http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/human-design/downloadfiles/030224koukin(New).pdf
相殺関税に関する手続等についてのガイドライン	不明	改正(平成21年4月)	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室 国土交通省	財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査室 国土交通省	相殺関税に関する制度の運用については、国内関係法令、関税及び貿易に関する一般協定及び補助金・相殺措置協定に定められているところによるが、このガイドラインは、これらを補完し、制度の円滑な運営に資する	輸入業者	相殺関税の課税に係る対象者、記載事項、証拠の定義、相談窓口等	http://www.customs.go.jp/kaisei/sonota/cvdgl_honbun.pdf
中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン	平成27年2月	初版	経済産業省商務情報政策局サービス政策課	経済産業省商務情報政策局サービス政策課	中小企業385万社の約8割を占めるサービス事業者が生産性向上に取り組む際の参考	サービス産業における中小企業	生産性向上の具体的手法、中小企業の具体的取り組み事例	http://www.meti.go.jp/press/2014/02/20150204001/20150204001.html
中長期研究インターンシップガイドライン(手引き書)	平成25年4月	初版	経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進課	経済産業省 産業技術環境局 大学連携推進課	大学の修士課程および博士課程で高度な研究を行っている理系学生のうち一定割合が中長期研究インターンシップを経験し、その効果が見える化できるようにすること	大学、企業	中長期研究インターンのメリット、課題、実施体制、課題、対応方針等	http://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/internship/24fy_internship_1_guideline.pdf
データ駆動型イノベーションの創出を目指したデータ取引検討にあたっての契約ガイドライン	平成27年10月6日	初版	情報経済課	情報経済課	分野・産業の壁を超えてデータに関する取引を活性化させることを目的として、データに関する取引の当事者が、契約締結時に留意すべきポイントをチェックリスト形式で整理	ビッグデータ利活用検討企業	検討項目をまとめたチェックリストと、検討項目の確認結果を具体的に契約書に反映した参考ひな形の二つで構成。チェックリストは、以下の10のテーマごとに、重要度を基準に、データを提供する事業者、データを受領する事業者の双方が、それぞれの立場に必要な検討項目を確認できる内容	http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151006004/20151006004.html
医療情報を受託管理する情報処理事業における安全管理ガイドライン	平成20年	改訂版(平成24年10月)	経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課	経済産業省 商務情報政策局 情報処理振興課	医療機関又は行政機関は、医療情報を外部保存することが認められたため、医療情報受託者が義務的に講ずべき措置を具体的に示すもの	医療機関	情報処理事業における安全管理上の要求事項(安全対策、資産管理、事業継続計画等)	http://www.meti.go.jp/press/2012/10/20121015003/20121015003.html
再生医療分野(ヒト細胞培養加工装置についての設計ガイドライン)開発ガイドライン	平成18年6月	改訂版(平成22年2月)	商務情報政策局 ヘルスクア産業課	商務情報政策局 ヘルスクア産業課	細胞・組織培養加工装置の製造業者に、ヒト細胞・組織の培養を支援する装置の設計に関する基本的かつ標準的な考え方を示すことにより、培養装置の品質を確保すること	再生医療関係事業者	ヒト細胞・組織の培養を支援する装置の設計に関する指針(汚染防止、操作間違い防止、フェール政府等)、要求事項、培養加工装置の設置、参考企画等	http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/service/iryuu_fukushi/downloadfiles/201002-9.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
再生医療分野細胞シート除染パスボックス設計ガイドライン	平成22年11月	初版	商務情報政策局 ヘルスカケア産業課	商務情報政策局 ヘルスカケア産業課	アイソレーターシステムを再生医療用途に使用する場合に、無菌接続を確実にこなうための指針を示すもの	再生医療関係事業者	無菌操作用途で使用される除染パスボックスについての除染、オペレータートレーニングおよび日常管理等の要件	http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/service/iryoku_fukushi/downloadfiles/201011-13.pdf
再生医療分野細胞・組織加工品の研究・開発におけるヒト細胞・組織の搬送に関するガイドライン	平成25年3月	初版	商務情報政策局 ヘルスカケア産業課	商務情報政策局 ヘルスカケア産業課	ヒトの細胞・組織の搬送に当たり、品質を安定に維持できる保存条件、搬送条件を示すもの	再生医療関係事業者	搬送に当たっての一般的要件、温度管理、搬送容器、工程管理、受け渡し確認、作業員トレーニング等	http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/service/iryoku_fukushi/downloadfiles/201303-1.pdf
医療用ソフトウェア分野ヘルスソフトウェア開発に関する基本的考え方開発ガイドライン	平成26年7月24日	初版	商務情報政策局 ヘルスカケア産業課 医療・福祉機器産業室	商務情報政策局 ヘルスカケア産業課 医療・福祉機器産業室	個人の健康管理・維持等の目的で使用されるヘルスソフトウェアの開発にあたり、利用者に対する使用上の安全性を維持・向上させるための基本的な考え方を示す	医療用ソフトウェア開発事業者	ヘルスソフトウェア開発で推奨される要求項目(品質マネジメント、リスクマネジメント、ソフトウェアの製品安全、ライフサイクルプロセス)	http://www.meti.go.jp/press/2014/07/20140724003/20140724003.html http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/service/iryoku_fukushi/downloadfiles/201407-1.pdf
ナビゲーション医療分野 共通部分[改訂]開発ガイドライン	平成18年	改訂版(平成27年3月)	商務情報政策局 ヘルスカケア産業課	商務情報政策局 ヘルスカケア産業課	ナビゲーション医療分野における医療機器の開発過程の迅速化を図るための基本的な考え方を示す	医療機器開発事業者	ナビゲーション医療分野の基本的考え方、個別リスクマネジメント項目、臨床研究実施前に試験評価する項目	http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/ihuku_GL/201503.03.2.pdf
体内埋め込み型材料分野高生体適合性(カスタムメイド)人工足関節の開発ガイドライン	平成27年3月	初版	商務情報政策局 ヘルスカケア産業課	商務情報政策局 ヘルスカケア産業課	足関節の形状、骨格などに理想的な適合を図った高生体適合性(カスタムメイド)インプラントの開発	人工関節開発事業者	定義、製造可能な条件、製品化プロセス	http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/ihuku_GL/201503.22.pdf
再生医療分野 再生医療分野自己由来細胞操作のチェンジオーバーに関するガイドライン	平成27年3月	初版	商務情報政策局 ヘルスカケア産業課	商務情報政策局 ヘルスカケア産業課	自己細胞由来の細胞・組織加工製品における異なる患者由来の複数の細胞・組織について、順を追って(あるいは連続的に)加工する場合のチェンジオーバーについての基本的な考え方を示す	細胞・組織加工製品製造事業者	チェンジオーバーの基本的考え方、原料細胞・組織の特性、無菌操作設備の設計要件、チェンジオーバー時のクロスコンタミネーション防止の要件等	http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/downloadfiles/ihuku_GL/201503.24.pdf
委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン	平成27年5月15日	初版	産業技術環境局産業技術政策課	産業技術環境局産業技術政策課	研究開発プロジェクトごとに適切な知的財産マネジメントを実施することで国富の最大化を目指し、国の委託研究開発プロジェクトの担当者が知的財産マネジメントを実施するに当たり考慮すべきと考えられる事項を示すもの	国の委託研究開発プロジェクト実施担当者	知的財産マネジメントの業務フロー、具体的な内容、作成例、参考事例等	http://www.meti.go.jp/press/2015/05/20150515002/20150515002.html
社外役員等に関するガイドライン	平成26年6月30日	初版	経済産業省コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会(経済産業政策局産業組織課)	経済産業省コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会(経済産業政策局産業組織課)	社外役員を含む非業務執行役員及びそのサポート体制に関する事項を中心とした我が国の上場企業が国内外から信頼を受ける良質なコーポレート・ガバナンスを確保するために求められる又は望まれる事項を示す	金融商品取引所上場の企業経営者、役員(特に上場企業)	取締役会、業務執行役員、社外役員の役割、社外役員のサポート体制等	http://www.meti.go.jp/press/2014/06/20140630002/20140630002B.pdf
キャリア教育コーディネーター育成ガイドライン	平成22年3月	初版	経済産業政策局 産業人材政策室	経済産業政策局 産業人材政策室	地域社会が持つ教育資源と学校を結びつけ、児童・生徒等の多様な能力を活用する「場」を提供することを通じ、キャリア教育の支援を行うプロフェッショナルである「キャリア教育コーディネーター」育成の指針を示すもの	キャリア教育コーディネーター育成機関	エントリーコースガイドラインと育成コースガイドラインに分かれており、前者は取り巻く環境の現状とキャリア教育、教科について示す。実践コースは実践的な経験を取得させるための業務内容を示している	http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称)	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
消費生活用製品安全法上の個人情報の取扱いに関するガイドライン	平成20年7月	初版	経済産業省商務流通グループ製品安全課	経済産業省商務流通グループ製品安全課	平成19年の消費生活用製品安全法によって、一事業者である製造・輸入事業者のもとに個人情報が大量に集約されることから、個人情報取り扱いの指針を示すもの	特定保守部品の製造・輸入事業者	個人情報保護法との適用関係、製造・輸入事業者(特定製造事業者等)が留意すべき点、販売事業者等(特定保守製品取引事業者)が留意すべき点、関連事業者が留意すべき点等	http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_shouan_guideline_2.pdf
ABLガイドライン	平成20年5月	初版	経済産業政策局産業資金課	経済産業政策局産業資金課	ABL(Asset Based Lending: 動産・債権担保融資)に関する公正な取引を推進し、透明性の高い市場として発展させていくためには、ABLに関する一定の実務指針が求められるため、策定された。	ABLに基づく融資を行う事業者	ABL実施上の留意点、担保物件の評価、モニタリング、換価・処分に関する留意点	http://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/ABL/03.pdf
企業立地促進法に基づく緑地面積率等の特例措置に係る市町村条例制定のガイドライン	平成19年7月	初版	地域経済産業グループ地域経済産業政策課	地域経済産業グループ地域経済産業政策課	国の同意を受けた場合、工場立地法の特例措置として、緑地面積率及び環境施設面積率を条例で定めることができるようになったことを受け条例制定の指針を示すもの	地方自治体	特例制度の概要、条例のモデル、条例作成に当たっての留意点等	http://www.meti.go.jp/policy/local_economy/koujourittihou/hou/guideline/jyoureiguide.pdf
ソフトウェアに係る日本版バイ・ドール制度に係る運用ガイドライン	平成19年8月	初版	商務情報政策局(情報処理振興課か)	商務情報政策局(情報処理振興課か)	国等が事業者に発注して行わせるソフトウェアの開発の成果に係る特許権等を事業者に帰属させ、当該成果を事業者が実施する研究開発又は他のソフトウェア開発等に活用することにより、ソフトウェア産業の技術力及び生産性の向上を実現する	ソフトウェア開発事業者	ソフトウェアに係る特許権等の帰属に関する基本的な考え方、ソフトウェアに係る日本版バイ・ドール制度に係る契約モデル条文(案)	http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/sangihoh/8GL.pdf
長期使用製品安全点検制度・表示制度ガイドライン	平成24年6月	初版	経済産業省商務流通グループ製品安全課	経済産業省商務流通グループ製品安全課	消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものについて、経年劣化による製品事故を未然に防止するため、消費者による点検その他の保守を適切に支援する	特定保守製品製造事業者	長期使用製品安全点検制度の概要、特定保守製品の指定、特定保守製品の製造・輸入事業者(特定製造事業者等)の義務と責務、販売事業者等(特定保守製品取引事業者)の義務と責務、関連事業者の責務、長期使用製品安全表示制度等	http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07_shouan_guideline_4.pdf
オンラインサービスにおける消費者のプライバシーに配慮した情報提供・説明のためのガイドライン	平成26年10月17日	初版	商務情報政策局 情報経済課	商務情報政策局 情報経済課	パーソナルデータの利活用に当たって重要な消費者と事業者の間の信頼関係の構築を促進する	消費者向けのオンラインサービスを行う組織	消費者への通知方法、通知内容、同意及び選択の方法、通知内容変更時の同意取得、ユーザーインターフェース等	http://www.meti.go.jp/press/2014/10/20141017002/20141017002.html
大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン	平成16年4月	改訂版(平成23年3月)	産業技術環境局大学連携推進課	産業技術環境局大学連携推進課	大学が自ら主体的に営業秘密管理指針を作成する際に留意すべき点を示す	大学	不正競争防止法上の営業秘密の保護、大学における営業秘密管理の考え方、大学における営業秘密の具体的管理方法、大学において想定される事例	http://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/110331daigakugaidorain.pdf
データに関する取引の推進を目的とした契約ガイドライン	平成27年10月6日	初版	商務情報政策局 情報経済課	商務情報政策局 情報経済課	分野・産業の壁を超えてデータに関する取引を活性化させるために、データに関する取引の当事者が、契約締結時に留意すべきポイントをチェックリスト形式で整理	データの利活用を促進している企業	10のテーマ(データの内容・提供方法・使用、データ受領者義務、利用範囲・取扱い条件等)ごとに、重要度を基準に、データを提供する事業者、データを受領する事業者の双方が、それぞれの立場に必要な検討項目を整理	http://www.meti.go.jp/press/2015/10/20151006004/20151006004.html
電子タグに関するプライバシー保護ガイドライン	平成16年6月	初版	商務情報政策局情報経済課	商務情報政策局情報経済課	電子タグに関する将来的なプライバシー上の問題に対応するとともに普及を加速させる	電子タグ及び当該電子タグが装着された物品を取り扱う事業者	電子タグ装着の表示、消費者の選択権確保、情報提供、個人情報データベースの取扱い等	http://www.meti.go.jp/policy/consulmer/press/0005294/

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
経済産業分野のうち信用分野における個人情報保護ガイドライン	平成16年12月17日	初版	取引信用課	取引信用課	信用分野における個人情報について保護のための格別の措置が講じられるよう必要な措置を講じ、及び当該分野における事業者等が行う個人情報の適正な取扱いの確保に関する活動を支援する	認定個人情報保護団体、与信事業者等	個人情報取扱事業者の義務、法令解釈指針・事例、「勧告」「命令」及び「緊急命令」についての考え等	http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryuu/kinyu/tokubetu/f-20041015-1/01a.pdf
クラウドセキュリティガイドライン	平成23年	改訂版(平成26年3月14日)	商務情報政策局情報セキュリティ政策室	商務情報政策局情報セキュリティ政策室	情報セキュリティ確保のためにクラウド利用者自ら行うべきことと、クラウド事業者に対して求めるべきことをまとめた	クラウド事業者	(1)クラウドサービスの構造、(2)クラウドセキュリティの考え方、(3)ガイドラインを利用したリスク分析手法、(4)クラウド利用者のためのガイドライン活用、(5)クラウド事業者のためのガイドライン活用、(6)クラウド契約時の契約書やサービスレベル合意書(SLA)	http://www.meti.go.jp/press/2013/03/20140314004/20140314004.html
下請適正取引等の推進のためのガイドライン	平成19年6月	改訂版(平成27年3月)	中小企業庁	中小企業庁	下請事業者の皆様方と親事業者との間で、適正な下請取引が行われること	各業界の下請事業者と親事業者	(1)素形材、(2)自動車、(3)産業機械・航空機等、(4)情報通信機器、(5)繊維、(6)情報サービス・ソフトウェア、(7)広告、(8)建設業、(9)トラック運送業、(10)建材・住宅設備産業、(11)放送コンテンツ、(12)鉄鋼、(13)化学、(14)紙・加工品、(15)印刷、(16)アニメーション制作業の16業種の関連法規、留意点、目指すべき取引	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm
アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン	平成25年4月	平成25年4月	経済産業省文化情報関連産業課	経済産業省文化情報関連産業課	アニメーション制作業界において、親事業者と下請事業者との適正な取引関係を構築すること	アニメーション制作業界	アニメーション制作業界の構造と取引、下請代金法の概要、下請代金法による親事業者の遵守義務と禁止行為等	http://www.meti.go.jp/press/2013/04/20130426008/20130426008-3.pdf
ヘルスソフトウェアに関する開発ガイドライン	平成26年7月24日	初版	商務情報政策局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室	商務情報政策局ヘルスケア産業課医療・福祉機器産業室	個人の健康管理・維持等の目的で使用されるヘルスソフトウェアの開発にあたり、利用者に対する使用上の安全性を維持・向上させる	ヘルスソフトウェア開発事業者	ヘルスソフトウェア開発で推奨される要求項目(品質、製品安全、ライフサイクルプロセス等)、本ガイドラインに基づく詳細ガイドラインの策定...	http://www.meti.go.jp/press/2014/07/20140724003/20140724003.html http://www.meti.go.jp/policy/mono-info_service/service/iryuu_fukushi/downloadfiles/201407-1.pdf
ITプロジェクトのベンチマーク供給者のためのガイドライン	平成23年3月	初版	経済産業省情報処理振興課	経済産業省情報処理振興課	ソフトウェア開発に係るベンチマークの利用者が各組織・団体のベンチマークの内容を正しく理解し、相互利用できる環境の整備	ソフトウェア開発に係るベンチマーク供給者	利用方法、ITプロジェクトのベンチマーク作成と供給の概要、ベンチマークの作成、供給プロセス	http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/softseibi/metrics/201110324process_metrics2010.pdf
中長期研究インターンシップガイドライン	平成25年4月	初版	産業技術環境局技術振興・大学連携推進課	産業技術環境局技術振興・大学連携推進課	中長期研究インターンシップによるイノベーション創出人材の育成、産学連携活動および人材流動化を促進する	インターンシップ活用を検討する企業全般 大学	大学、学生、企業それぞれにとつてのインターンのメリット、インターンの体系、体系別の課題と解決のための指針	http://www.meti.go.jp/policy/innovation_corp/internship.html
フロン類の製造業者等向けガイドライン	平成27年7月7日	初版	経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室	経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室	フロン類の製造業者にフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律及び政省令等の考え方、フロン類の製造業者等向けの対応を中心に解説するもの	フロン類の製造業者	規制の概要、ガス判断基準、フロン類使用合理化計画の策定	http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/furon-gas-guideline.pdf
電気・ガスの取引に関する紛争処理ガイドライン	平成18年10月11日	初版	資源エネルギー庁電力事業課、ガス事業課	資源エネルギー庁電力事業課、ガス事業課	電気・ガス事業者との間で行う電気又はガスの取引に関する紛争等案件の指針を示すもの	電気、ガスに関する取引事業者	紛争の申し出、事業法に基づく処分に対する不服申立て、事業法上の措置の具体例	http://www.meti.go.jp/policy/tsutatutou/tuuti1/aa568.pdf
電気料金情報公開ガイドライン	平成11年12月	改訂版(平成24年3月)	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁	電気料金の情報公開の一定水準の担保によって、料金設定の適正性確認や料金妥当性の事後評価を可能にする	電力会社	行政の定めるルール(及び行政ルールの一環としての事業者ルール)料金の妥当性のチェックに必要な情報事業者による自主的説明	http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/pdf/jyoho_guideline.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン	平成16年10月	初版	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁	電力システムに連系することを可能とするために必要となる要件のうち、電圧、周波数等の電力品質を確保していくための事項及び連絡体制等について考え方を整理	一般電気事業者	連携に必要な技術要件(低圧配電線との連携、高圧配電線との連携等)	http://www.meti.go.jp/policy/tsutatutou/tuuti1/aa501.pdf
HEMS-照明機器運用ガイドライン	平成25年12月	1.2版(平成26年11月)	JSCAスマートハウス・ビル標準・事業促進検討会 商務情報政策局 情報経済課	JSCAスマートハウス・ビル標準・事業促進検討会 商務情報政策局 情報経済課	HEMSとHEMS重点8機器の相互接続性確保	照明機器事業者	照明機器とHEMS間で交換される必須コマンド一覧 照明機器とHEMSの基本設置・設定フロー等	http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/shoujo/smart_house/pdf/006_s04_00.pdf
供内管腐食対策ガイドライン	昭和60年11月	改訂版(平成20年7月)	経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課	経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課	供内管の腐食漏えい予防対策が、さらに効果的に推進されるために必要な技術的事項を定め、もって保安の向上に資する	ガス事業者	供内管情報の管理 供内管の評価と対策の実施 更生修理工法の開発と評価方法	http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g80519a25j.pdf
本支管維持管理対策ガイドライン	昭和50年	改訂版	経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課	経済産業省原子力安全・保安院ガス安全課	「故障の発生確率と危害の重大さの積」を基本とした優先順位付けによる対策計画の策定、人員・資金の効果的・合理的な配分が可能となり、事業者規模・導管状況等に則した経年管対策の促進	ガス事業者	道管情報の収集管理 リスクマネジメント	http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g80321a05j.pdf http://www.meti.go.jp/committee/materials/downloadfiles/g80519a21j.pdf
業種別廃棄物処理・リサイクルガイドライン	平成15年	改訂版(平成18年10月)	経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課	経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課	産業構造審議会が、事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を提示することにより、事業者の自主的な取組を促進する	廃棄物処理事業者	鉄鋼業、紙・パルプ製造業等業種別ガイドライン(関係団体、企業、ガイドラインの概要、進捗状況、今後講じる措置等)、産業廃棄物最終処分量の削減目標	http://www.nippo.co.jp/re_law/imagere/relaw7e.pdf http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/committee/j/01/j01_ap1-3.pdf
HEMS-重点機器運用ガイドライン	平成25年(5月より後)	初版(1.0版)	JSCAスマートハウス・ビル標準・事業促進検討会 商務情報政策局 情報経済課	JSCAスマートハウス・ビル標準・事業促進検討会 商務情報政策局 情報経済課	各重点機器の必須操作機能を優先してHEMSと相互接続可能にさせる	HEMS機器関連事業者	太陽光発電-HEMS間で交換される必須コマンド一覧 給湯器-HEMS間で交換される必須コマンド一覧 等	http://www.meti.go.jp/press/2013/05/20130515004/20130515004-6.pdf
マネジメントシステム規格認証制度の信頼性確保のためのガイドライン	平成18年7月	初版	産業技術環境局 基準認証ユニット 国際標準課	産業技術環境局 基準認証ユニット 国際標準課	最近ではマネジメントシステムの認証を取得した企業において認証に係る不祥事が頻発したことから、制度の信頼性を確保するため	マネジメントシステム規格認証制度取得者	認証に係る規律の確保のあり方 審査員の質の向上と均質化のための取組の推進 認定機関への協力	http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/managementsystem.html
輸出者等が「明らかなき」を判断するためのガイドライン	平成24年3月	初版	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課	経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課	輸出者等が、核兵器等開発等省令第二号及び第三号又は核兵器等開発等告示第二号及び第三号に規定する「明らかなき」を判断する指針	輸出者又は取引を行おうとする者	貨物等の用途・仕様 貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件 貨物等の関連設備・装置等の条件・態様	http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t04shinsei/t04shinsei_akirakaguide.pdf
早期事業再生ガイドライン	平成15年2月	初版	経済産業政策局産業組織課	経済産業政策局産業組織課	企業が早期に事業再生に着手し過剰債務に陥ることを未然に防止するとともに、過剰債務を抱える企業が迅速な事業再生に取り組むことを促す	事業再生に取り組もうとする企業全般	過剰債務構造の未然防止のための事業再生の早期着手に向けた取組 投資家及び株主が主導する事業再生機能の充実 再生着手を遅延する行為への警鐘と経営者の再挑戦を可能とする環境整備等	http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/soukisaieiguide.pdf
情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン	平成19年6月	改訂版(平成27年3月)	経済産業省情報処理振興課	経済産業省情報処理振興課	情報サービス・ソフトウェアの信頼性の向上、下請事業者の活力の維持・成長機会の確保、業界全体ひいてはITを活用するユーザ産業のIT投資効率の向上・生産性向上	情報サービス・ソフトウェア業界	情報サービス・ソフトウェア産業の取引における下請法の遵守のための留意点 望ましい取引慣行に向けた取組 情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドラインQ&A	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihibiki/2014/140313shitaukeGL3.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
事業引継ぎガイドライン	平成27年4月7日	初版	中小企業庁事業環境部財務課	中小企業庁事業環境部財務課	後継者のいない中小企業・小規模事業者の皆様方が安心してM&A等を活用することができるようにするため	中小企業全般	会社に引き継ぐ場合(M&A)の手続き、留意点 個人に引き継ぐ場合の手続き、留意点 トラブル対応	http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2015/150407hikitugi.htm
サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン	平成24年3月30日	初版	産業技術環境局 環境調和産業推進室	産業技術環境局 環境調和産業推進室	事業者がサプライチェーンにおける温室効果ガスの排出量を算定するため	サプライチェーンに係る企業全般	サプライチェーン排出量算定の概要 算定の基本的考え方 算定結果の活用方法	http://www.meti.go.jp/press/2011/03/20120330010/20120330010.html
火力発電所リプレースに係る環境影響評価手法の合理化に関するガイドライン	平成24年4月2日	初版	環境省総合環境政策局環境影響審査室	環境省総合環境政策局環境影響審査室	火力発電所リプレースに係る環境影響評価手続について、環境保全上の配慮を確保しつつ手続の合理化を図る	火力発電所関連事業者	環境影響評価の検討対象項目 環境影響評価の項目別の合理化条件及び合理化手法	http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15083
自動車リサイクル法標準作業書ガイドライン	平成16年2月	初版	経済産業省自動車課	経済産業省自動車課	自動車リサイクル法の解体業、破砕業の許可に当たって必要となる標準作業書の記載例を説明する者	自動車リサイクル関連事業者	使用済自動車の運搬、保管 廃油及び廃液の回収、事業所からの流出の防止及び保管の方法 油水分離槽及びためます等の管理の方法等	https://www.env.go.jp/recycle/car/pdfs/040226document.pdf
排出事業者のための廃棄物・リサイクルガバナンスガイドライン	平成16年9月	初版	産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会	産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会	廃棄物処理法改正や不法投棄等の状況、排出事業者の適正処理に係るノウハウの蓄積を踏まえ、廃棄物問題に企業経営の観点からいかに取り組むべきかを示す	廃棄物等の排出事業者である企業	経営者向けの「廃棄物・リサイクルガバナンス」の概念提示 廃棄物管理担当部門向けの実務的ガイド 現場の廃棄物管理担当者向け実務的ガイド	http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/new/041101.html
技術研究組合の設立・運営等ガイドライン	平成27年5月	初版	経済産業省 産業技術環境局技術振興・大学連携推進課	経済産業省 産業技術環境局技術振興・大学連携推進課	組合を設立・運営等するための事項として、技術研究組合法等に明記されている「法令事項」、及び明記されていないが共同研究を効果的に実施するために対応する事が望まれる「推奨事項」について、説明するもの	技術研究組合設置に係る者	組合の設立申請に必要な手続 毎事業年度の組合の運営に必要な手続等 組合の組織変更や新設分割に必要な手続等	http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/kenkyuu/08.html
サイバーセキュリティ経営ガイドライン	平成27年12月28日	初版	経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室	経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室	情報システムの専門部署を持ち、ITを活用する企業の経営者を対象として、サイバー攻撃から企業を守る原則や重要項目をまとめた	情報システムの専門部署を持ち、ITを活用する企業の経営者	サイバーセキュリティ経営の3原則 サイバーセキュリティ経営の重要10項目 サイバーセキュリティ経営チェックシート	http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595215022&Mode=0
情報セキュリティガバナンス導入ガイドライン	平成21年6月	初版	経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室	経済産業省商務情報政策局情報セキュリティ政策室	情報セキュリティの課題への対処指針を明示するとともに、経営戦略と統合的な情報セキュリティの方針と、高度化が求められる管理者層・従業員層における管理策の有機的な結合を促す	企業の情報セキュリティ部門から軽視層まで	情報セキュリティガバナンスの定義 情報セキュリティガバナンスのk老化 方向付け モニタリング 評価、監督	http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/secuirty_gov_guidelines.pdf
供給計画の届出に係るガイドライン	不明	年次改訂(直近は平成27年2月)	資源エネルギー庁	資源エネルギー庁	供給計画の届出につきまして、様式への記載方法や供給力の計算方法等を示す	電気供給事業者	平成27年度供給計画届出書の運用要領 平成27年度供給計画届出書の記載要領 電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン	http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electricity_measures/001/
ふるさと名物応援宣言に関するガイドライン	平成27年7月8日	初版	中小企業庁経営支援部新事業促進課	中小企業庁経営支援部新事業促進課	市町村において、地域を挙げて支援を行う「ふるさと名物応援宣言」の内容や手順等についての基本原則を提示する	地域の幅広い関係者(事業者、支援機関、住民等)	「ふるさと名物応援宣言」による支援施策の全体像 「ふるさと名物応援宣言」の類型 「ふるさと名物応援宣言」を行うに当たっての注意点	http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/chiiki/2015/150708hurusato.htm

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン	平成20年3月14日	改訂版(平成27年2月12日)	国土交通省	国土交通省	トラック運送業関係者間(垂直関係及び水平関係)における問題認識、ルール等の共有化	トラック運送業	トラック運送業における適正取引の必要性・取引上の問題点と望ましい取引形態	http://www.mlit.go.jp/common/001069396.pdf
卸電力取引の活性化に向けた地方公共団体の売電契約の解消協議に関するガイドライン	平成27年3月	初版	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力市場整備室	資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力市場整備室	既存の随意契約を解消し、公正な一般競争入札を行うことを通じて、電力市場の競争の促進や卸電力取引の活性化を進める	地方公共団体 一般電気事業者	既存随意契約の解消に関する協議 既存随意契約の解消に伴う当事者間の補償補償の提供方法 協議が整わない場合の扱い	http://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/system_reform005/
インターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン	平成18年1月31日	初版	商務流通グループ消費経済対策課	商務流通グループ消費経済対策課	インターネット・オークションにおいて同法の「販売業者」に該当すると考えられる場合を明確化する	インターネットオークションでの販売事業者	消費者トラブルの多いカテゴリー又は商品に関する表 すべてのカテゴリー・商品についての販売業者に該当する事例 一部のカテゴリー・商品についての販売業者に該当する事例	http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/tokutei/pdf/auctionguideline.pdf http://www.meti.go.jp/policy/economy/consumer/consumer/tokutei/iyoubun/pdf/auctionguideline.pdf
商品先物取引の委託者の保護に関するガイドライン	平成17年5月	初版	経済産業省商務流通グループ商務課	経済産業省商務流通グループ商務課	商品取引所法における商品取引員の勧誘行為等に係る規制についての解釈指針を示すことにより、商品取引員の受託業務の適正化を通じた委託者の保護を図る	商品先物取引事業者	適合性の原則(法第215条)関係 不当勧誘規制(法第214条第5号から第7号まで)関係 説明義務等(法第214条、第217条及び第218条)関係	http://www.meti.go.jp/policy/commerce/z00/z0000001.html
経営発達支援計画に関する認定申請ガイドライン	平成26年12月	初版	中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課	中小企業庁経営支援部 小規模企業振興課	経営発達支援計画認定によって、小規模事業者がその地域で経営を持続的に行うためのビジネスモデルの再構築を全面的にサポートする体制を全国的に整備する	経営発達支援計画認定の申請を行う商工会・商工会議所	改正小規模支援法に基づく支援イメージ 経営発達支援計画の認定申請手続 経営発達支援計画の記載例 今後のスケジュール(予定)	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/2015/140105nintei01.pdf

22.特許庁

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称)	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
期間徒過後の救済規定に係るガイドライン	平成28年3月	なし	特許庁審査業務部審査業務課基準班	特許庁審査業務部審査業務課基準班	救済規定に関し、救済要件の内容、救済に係る判断の指針及び救済規定の適用を受けるために必要な手続を例示することにより、救済が認められるか否かについて出願人等の予見可能性を確保する	出願人権利者	救済規定に関し、救済要件の内容、救済に係る判断の指針及び救済規定の適用を受けるために必要な手続を例示する	https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/kyusai_method/h28guideline.pdf
特許出願の早期審査・早期審理ガイドライン	平成25年7月	なし	特許庁	特許庁審査第一部 調整課 審査業務管理班 特許庁審判部 審判課 審判企画室	出願人からの申請を受けて審査・審理を通常に比べて早期に行うようにする	出願人	特許申請における早期審査・早期審理制度を概説して、出願人が早期審査・早期審理制度の利用を図れることを目的とする。	https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/pdf/v3souki/guideline.pdf
面接ガイドライン【特許審査編】	平成26年10月	なし	特許庁	特許庁	代理人等との面接を積極的に活用することにより、審査官と代理人等との間の意思疎通を円滑に行い、安定した権利の付与に資することを目的とする。	出願者代理人 審査官	出願人側対応者の要件について明確化を図り、審査官と代理人等との面接や面接に代わる電話・ファクシミリ等による連絡のあり方を一層合理性あるものとする事によって、審査官と代理人等との間の意思疎通がより円滑に行われる	https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/tokkyo.pdf
面接ガイドライン【意匠審査編】	平成26年10月	なし	特許庁	特許庁	代理人等との面接を積極的に活用することにより、審査官と代理人等との間の意思疎通を円滑に行い、安定した権利の付与に資することを目的とする。	出願者代理人 審査官	出願人側対応者の要件について明確化を図り、審査官と代理人等との面接や面接に代わる電話・ファクシミリ等による連絡のあり方を一層合理性あるものとする事によって、審査官と代理人等との間の意思疎通がより円滑に行われる	https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/isyou.pdf
面接ガイドライン【商標審査編】	平成26年10月	平成19年11月1日公表 平成26年10月1日公表	特許庁	特許庁	代理人等との面接を積極的に活用することにより、審査官と代理人等との間の意思疎通を円滑に行い、安定した権利の付与に資することを目的とする。	出願者代理人 審査官	出願人側対応者の要件について明確化を図り、審査官と代理人等との面接や面接に代わる電話・ファクシミリ等による連絡のあり方を一層合理性あるものとする事によって、審査官と代理人等との間の意思疎通がより円滑に行われる	https://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/syohyo.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
面接ガイドライン【審査編】	平成27年2月	なし	特許庁	特許庁	代理人等との面接を積極的に活用することにより、合議体(審判官)と代理人等との間の意思疎通を円滑に行い、手続の透明性を担保しつつ、安定した権利の付与に資することを目的	出願者代理人 審判官		
塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン	平成21年12月	初版:平成14年7月 改訂:平成21年12月	特許庁調整課審査基準室	特許庁調整課審査基準室	発明者名の正確な英語表記の要望等、利用者からの問い合わせが多かった部分を明確化し、利用者の利便性に資することを目的	出願者	特許法施行規則第27条の5第1項の規定及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第50条の3第1項の規定に基づき、特許庁長官が定める配列表の作成方法及び当該配列表につき特許庁長官が定める事項の記載方法	https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/tjkijun_vii-2-furoku3.pdf
商標登録異議申立書の書き方のガイドライン	平成9年7月	なし	特許庁審判部		瑕疵ある商標登録の存在は速やかに是正されるべきものでありますが、登録異議申立書における申立ての理由、証拠等の記載が不明確である場合には、審判官、商標権者等は登録異議申立人の意図を的確に把握できず、審理が煩雑なものとなるばかりでなく決定までに長期間を要する原因ともなるため、これを避けることを目的とする	商標権利者	登録異議申立手続の概要、進め方、申立書の書き方、具体例等	https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/att00003.htm

23.国土交通省

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
原状回復をめぐるトラブルとガイドライン	平成23年8月	初版:平成10年3月 改訂:平成16年 再改定:平成23年8月	原状回復ガイドライン検討委員会 国土交通省住宅局	国土交通省住宅局	賃貸住宅の退去時における原状回復について、原状回復にかかる契約関係、費用負担等のルールのあり方を明確にして、賃貸住宅契約の適正化を図る	賃貸住宅関連事業者、今日中社	原状回復にかかるガイドライン トラブルの迅速な解決にかかる制度 Q&A 原状回復にかかる判例の動向	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/honbun2.pdf
建設業法令遵守ガイドライン	平成26年10月	初版:平成19年 改定版:平成26年10月	国土交通省土地・建設産業局建設業課	国土交通省土地・建設産業局建設業課	法律の不知による法令違反行為を防止、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図る	建設業者	見積条件の提示 書面による契約締結 不当に低い請負代金 指値発注 不当な使用資材等の購入強制 やり直し工事 等	http://www.mlit.go.jp/common/001059098.pdf
社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン	平成27年3月25日	初版:平成24年11月施行 改訂版:平成27年3月	国土交通省土地建設産業局建設市場整備課	国土交通省土地建設産業局建設市場整備課	建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にする	建設業者	元請企業の役割と責任 下請企業の役割と責任 再下請負通知書の作成例 施工体制台帳の作成例	http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html
建設業許可事務ガイドライン	平成 27年1月30日	初版:平成13年4月3日 最終改正版:平成27年1月30日	総合政策局建設業課	総合政策局建設業課	国土交通大臣に係る建設業許可事務の取扱いについて整理する	地方整備局	建設工事について 許可業種区分の考え方 許可の通知 許可の有効期間満了後の許可の効力 等	http://www.mlit.go.jp/common/001068567.pdf
発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン	平成23年8月	初版	土地・建設産業局 建設市場整備課	土地・建設産業局 建設市場整備課	建設業法に照らし、受発注者はどのような対応をとるべきか、また、どのような行為が不適切であるかを明示	建設業者	見積もり条件の提示 書面による契約締結 不当に低い発注金額 指値発注 不動態使用資材の購入強制 やり直し工事	http://www.mlit.go.jp/common/000170100.pdf
中小建設企業のための内部統制向上ガイドライン	平成21年5月11日	初版	建設業における内部統制のあり方に関する研究会 総合政策局建設業課	総合政策局建設業課	経営者が自らの経営を透明化することで経営の自己規律を高め、自ら適正な業務運営を行うための仕組みを作り運用していくことができるように、中小建設企業が内部統制に取り組む	中小建設企業	ガイドラインの目的 内部統制を向上させるための手順 内部統制向上の活動例 用語集、参考資料	http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk1_000010.html
安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン	平成24年11月29日	初版	道路局 環境安全課	道路局 環境安全課	各地域において、道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底等を進められるようにする	道路管理者 都道府県警	自転車通行空間の計画 自転車通行空間の設計 利用ルールの徹底 自転車利用の総合的な取組	http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000300.html
「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)	平成27年5月26日	初版	住宅局住宅総合整備課 住環境整備室	住宅局住宅総合整備課 住環境整備室	市町村が「特定空家等」の判断の参考となる基準等及び「特定空家等に対する措置」に係る手続について、参考となる考え方を示す	市町村	空家等に対する対応 「特定空家等に対する措置」を講ずるに際して参考となる事項 特定空家等に対する措置	http://www.mlit.go.jp/report/press/house03_hh_000100.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
既存住宅インスペクション・ガイドライン	平成25年6月	初版	住宅局住宅生産課	住宅局住宅生産課	中古住宅売買時の利用を前提とした目視等を中心とする基礎的なインスペクションである既存住宅の現況検査について、検査方法やサービス提供に際しての留意事項等について指針を示す	中古住宅売買時に行われるインスペクション(検査)事業者	既存住宅現況検査の内容 既存住宅現況検査の手順 検査人 公正な業務実施のために遵守すべき事項情報の開示等	http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000464.html
公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編	平成25年10月23日	前回改定は平成19年7月再改定版(平成25年10月23日)	安心生活政策課	安心生活政策課	旅客施設、車両等に求められる整備基準(義務)が省令で定められているが、義務ではない望ましい整備内容も含め具体的に示す	鉄道、バスターミナル、航空旅客ターミナル関連事業者	ガイドラインの活用と整備の基本的な考え方 移動経路に関するガイドライン 誘導案内設備に関するガイドライン 施設設備に関するガイドライン 個別の旅客施設に関するガイドライン	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html
公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 車両等編	平成25年10月23日	前回改定は平成19年7月再改定版(平成25年10月23日)	安心生活政策課	安心生活政策課	旅客施設、車両等に求められる整備基準(義務)が省令で定められているが、義務ではない望ましい整備内容も含め具体的に示す	鉄道、バス、タクシー車両、航空機関連事業者	鉄軌道 バス タクシー 視覚障がい者、聴覚障がい者等への対応 航空機、旅客船	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000001.html
公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン	平成27年5月	初版	大臣官房 技術調査課	大臣官房 技術調査課	発注者による適切な入札契約方式の選択が可能となるよう、多様な入札契約方式を体系的に整理し、その導入・活用を図る	政府内の公共工事発注部門	入札契約方式の選択に当たっての基本的な考え方 入札契約方式の概要及び選択の考え方 事例編	http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatsuke/ivakugaido.html
国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン	平成27年3月31日	初版:平成24年3月30日 改定版:平成27年3月31日	総合政策局情報政策課	総合政策局情報政策課	国土交通省関係事業者が個人情報の適正な取扱いの確保について行う活動を支援する	国土交通省関係事業者	個人情報の利用目的 個人情報の取得 個人データの管理 個人データの第三者提供 保有個人データの開示等	http://www.mlit.go.jp/common/000207542.pdf
建設業許可事務ガイドライン	平成27年1月30日	初版:平成13年4月 最終改正:平成27年1月30日	土地・建設産業局 建設業課	土地・建設産業局 建設業課	国土交通大臣に係る建設業許可事務の取扱いを明らかにする	地方整備局建政部長	建設工事について 許可業種区分の考え方 許可の通知 許可の有効期間満了後の許可の効力 等	http://www.mlit.go.jp/common/001068567.pdf
ITを活用した重要事項説明に係る社会実験のためのガイドライン	平成27年5月14日	初版	土地・建設産業局 不動産業課	土地・建設産業局 不動産業課	ITを活用した重要事項説明に係る社会実験を実施するにあたっての事業者における責務などを示す	社会実験においてIT重説を行うとする事業者	ITを活用した重要事項説明に係る社会実験の目的 社会実験の対象 社会実験に参加しようとする事業者の登録等 登録事業者の責務	http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo16_hh_000121.html
低炭素都市づくりガイドライン	廃止(策定:平成22年8月)	低炭素まちづくり実践ハンドブックに変更(平成24年12月の法施行にあわせ)	都市局都市計画課	都市局都市計画課	低炭素都市づくりの基本的な考え方、考えられる具体的施策を体系的に明らかにする	都道府県市町村	低炭素都市づくりの考え方 低炭素都市づくりの方法 低炭素都市づくり方策の効果分析方法	http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/taitanso.html
機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン	平成26年3月28日	初版	都市局街路交通施設課	都市局街路交通施設課	機械式立体駐車場に関わる製造者、設置者、管理者、利用者がまず早期に取り組むべき事項を明らかにする	機械式立体駐車場に関わる製造者、設置者、管理者、利用者	総則 製造者の取組 設置者の取組 管理者の取組 利用者の取組	http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000022.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
マンションの修繕積立金に関するガイドライン	平成23年4月18日	初版	住宅局市街地建築課マンション政策室	住宅局市街地建築課マンション政策室	新築マンションの購入予定者に対し、修繕積立金に関する基本的な知識や修繕積立金の額の目安を示し、分譲事業者から提示された修繕積立金の額の水準等についての判断材料を提供する	新築マンションの購入予定者 マンション分譲事業者	修繕積立金の額の目安 修繕積立金の積立方法 ガイドラインの活用について	http://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000061.html
土砂災害警戒避難ガイドライン	平成27年4月17日 (初版は平成19年4月)	改定版(平成27年4月)	管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課	管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課	土砂災害防止法の改正を踏まえ、警戒避難体制を充実・強化する	市町村の防災担当者をはじめ、自主防災組織、住民の方々	土砂災害の危険性の周知 情報の収集、伝達 避難勧告等の発令、解除 安全な避難場所・避難経路確保 要配慮者への支援 二次災害防止 防災意識向上	http://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000016.html
工事監理ガイドライン	平成21年9月	初版	住宅局建築指導課	住宅局建築指導課	「工事監理に関する標準業務」とされているもののうち、「工事と設計図書との照合及び確認」の確認対象工事に応じた合理的方法を例示する	建築士事務所	「工事と設計図書との照合及び確認」の方法 確認項目及び確認方法の例示一覧	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000019.html
景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」	平成23年6月	初版:平成17年3月 改訂版:平成23年6月	都市・地域整備局	都市・地域整備局	市街地再開発、土地区画整理事業等に携わる実務者が、事業を通じて景観に配慮し、良好な景観を形成しようとする際等に活用される	市町村(都市整備に関する事業に携わる実務者)	都市整備に関する事業における都市景観形成にあたっての基本的考え方 都市整備に関する事業における景観形成の進め方	http://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/toshi_townscape_tk_000032.html
輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン	平成26年4月1日	初版:平成24年6月29日 一部改正:平成26年4月1日	自動車局旅客課	自動車局旅客課	利用者が貸切バス事業者と契約する際に、安全に関するそれらの事項に対する十分な配慮を求めることにより、安全をより確実にする	旅行者、地方自治体、学校関係者等の利用者	貸切バス事業者の選定及び利用について(事業者選定の留意点、工程検討の留意点、運送契約の留意点)	http://www.mlit.go.jp/common/001037044.pdf
オンライン旅行取引の表示等に関するガイドライン	2015年6月12日	初版	OTAガイドライン策定検討委員会 観光庁観光産業課	OTAガイドライン策定検討委員会 観光庁観光産業課	海外OTAについては、日本の旅行業登録を有していないケースがほとんどのため、消費者の安全安心を確保しトラブルを未然に防止する	国内のオンライン旅行取引事業者	OTA等に関する基本情報 問合せ先に関する事項 契約条件に関する事項 契約内容確認画面等	http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000234.html
病院不動産を対象とするリートに係るガイドライン	平成27年6月26日	初版	病院等を対象とするヘルスケアリートの活用に係るガイドライン検討委員会 土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室	土地・建設産業局不動産市場整備課不動産投資市場整備室	病院不動産を対象とするリートに係る病院関係者との信頼関係の構築、医療法等の規定及びこれに関連する通知の遵守等を示す	リートの資産運用会社として病院不動産の取引を行う、又は行おうとする宅地建物取引業者	対象とする不動産 資産運用会社が整備すべき組織体制(認可要件) 病院関係者との信頼関係の構築等 取引一任代理等の認可申請等における業務方法書への記載事項	http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo05_hh_000056.html
BIMガイドライン	平成26年3月19日	初版	大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室	大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室	官庁営繕事業の設計業務又は工事の受注者が BIM (Building Information Modeling) を導入できること、	官庁営繕事業の設計業務又は工事の受注者	BIM ガイドライン(設計業務編):実施方法、図面作成、技術検討等 BIM ガイドライン(工事編):完成図作成、技術的検討等	http://www.mlit.go.jp/report/press/eizen06_hh_000019.html
LED道路・トンネル照明導入ガイドライン	平成27年4月20日	初版:平成27年3月 改訂版:平成27年4月20日	大臣官房 技術調査課 電気通信室	大臣官房 技術調査課 電気通信室	道路・トンネルにおける適切な照明環境を確保しつつLED照明技術の的確で円滑な導入を図り、道路・トンネル照明の省電力化及び維持費の低減を図る	国が管理する一般国道及び高速自動車国道の道路照明施設の整備に係る関係者	LED道路・トンネル照明設計基本要件 LED照明設計要領 ライフサイクルコスト算定 性能確保	http://www.mlit.go.jp/tec/kanbo08_hh_000300.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
長期修繕計画標準様式、長期修繕計画作成ガイドライン	平成20年6月17日	初版	長期修繕計画あり方検討委員会 住宅局市街地建築課マンション政策室	住宅局市街地建築課マンション政策室	マンションの快適な今日中のため、適切な長期修繕計画を作成し、それに基づいた修繕積立金の額の設定を行うのを支援する	長期修繕計画の作成者(マンションの分譲事業者、管理組合)	長期修繕計画策定の基本的な考え方 長期修繕計画の作成の方法	http://www.mlit.go.jp/report/press/house06_hh_000006.html
観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン	2014年3月5日	初版	観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のための検討会 観光庁 外客受入参事官室	観光庁 外客受入参事官室	美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関等において、外国人目線に立った共通するガイドラインの策定により、多言語対応の改善・強化を図る	美術館・博物館、自然公園、観光地、道路、公共交通機関	多言語対応の方向性(対象・範囲、表記方法、外国人向け補足、対訳語) 多言語対応の実現に向けて(統一性・連続性確保、留意点)	http://www.mlit.go.jp/kankocho/news03_000102.html
都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	平成24年3月	初版:平成20年1月 改訂版:平成24年3月	国土交通省都市局公園緑地課	国土交通省都市局公園緑地課	移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部改正も踏まえ、ハード・ソフトの両面から都市公園におけるバリアフリー化をより一層推進する	旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の施設管理者	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律のガイドライン 都市公園移動等円滑化基準に関するガイドライン 都市公園の情報提供・利用支援に関するガイドライン	http://www.mlit.go.jp/common/000224238.pdf
超小型モビリティ導入に向けたガイドライン	平成24年6月	初版	国土交通省都市局・自動車局技術政策課、環境政策課	国土交通省都市局・自動車局	超小型モビリティ導入の背景、利活用方法、利活用場面や利便性の高い走行・駐車環境を整理する	地方公共団体や自動車メーカーにおける超小型モビリティ関係者	超小型モビリティの概要 超小型モビリティの想定される利活用方法 超小型モビリティ利活用の更なる展開	http://www.mlit.go.jp/common/000212867.pdf http://www.mlit.go.jp/iidosha/iidosha_fr1_000043.html
建設リサイクルガイドライン	平成14年5月	初版	部署不明	部署不明	事業の初期の段階から、実施の各段階においてリサイクルの検討状況を把握・チェックすることにより、リサイクル原則化ルールの徹底など公共工事発注者の責務の徹底を図る	国土交通省所管の直轄事業(受託工事を含む)関係者	体制の整備 リサイクル計画書等の取りまとめ リサイクルの徹底に向けた検討・調整等	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle_rule/gaido.pdf
港湾の津波避難対策に関するガイドライン	平成25年9月	初版	港湾局技術企画課技術監理室	港湾局技術企画課技術監理室	港湾の特性を踏まえた津波避難対策を検討する	港湾管理者、都道府県、市町村、立地・利用企業等(港湾の津波対策関係者)	港湾における津波避難対策の策定に係る基本的な考え方 港湾における津波避難対策の策定方法 更なる津波対策による港湾における津波避難対策の高度化 津波避難対策の自己評価(評価チェックリスト)	http://www.mlit.go.jp/common/001014485.pdf
港湾の津波避難施設の設計ガイドライン	平成25年10月31日	初版	港湾局技術企画課技術監理室	港湾局技術企画課技術監理室	一般的な市街地における津波避難施設に加えて、港湾の特性を考慮した津波避難施設を設置を促進するため	港湾管理者及び民間事業者(津波避難対策関係者)	港湾における津波避難施設の設計手順 避難上の要件と津波避難施設の規模 構造上の要件 管理上の要件 津波避難施設に設置する諸設備	http://www.mlit.go.jp/report/press/port05_hh_000054.html
大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン	平成27年 5月	(初版:平成18年、24年に策定(別名称) 改訂、統合版:平成27年5月)	国土交通省都市局都市安全課	国土交通省都市局都市安全課	今後発生が予想される首都直下地震や南海トラフ地震等の大地震に向け宅地耐震化のさらなる推進を図る	地方公共団体	変動予測調査編(調査の方法) 予防対策編(対策検討方法) 復旧対策編(調査、対策検討方法)	http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000015.html
CM方式活用ガイドライン	平成14年2月6日	初版	国土交通省 総合政策局 建設振興課	国土交通省 総合政策局 建設振興課	CM(コンストラクション・マネジメント)の定着を図る	工事業業者	CM方式の概要 我が国におけるCM方式の市場ニーズと導入の現状 CM方式の活用に応じた課題と留意事項	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/const/sinko/kikaku/cm/cmhead.htm

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
高速バス表示ガイドライン	平成26年1月24日	(初版:平成24年6月29日 一部改正版:平成26年1月24日)	自動車局旅客課 観光庁観光産業課	自動車局旅客課 観光庁観光産業課	高速乗合バス事業者、旅行業者及び販売サイトを含む関係者による表示の改善や国による関係者への指導に活用する	高速乗り合いバス事業者	具体的な表示内容について(インターネット上の表示、紙媒体での表示、車両での表示)	http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000009.html
ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドライン	平成22年1月29日	初版	ハイブリッド車等の静音性に関する対策検討委員会 自動車交通局技術安全部技術企画課	自動車交通局技術安全部技術企画課	ハイブリッド車や電気自動車が構造的に音がしなくて危険に感じるという自動車ユーザ、視聴障がい者団体からの意見に対応するため	ハイブリッド車や電気自動車等の自動車メーカー	対策について(適用範囲、必要な場面、発音の種類及び音が満たすべき性質、発音方法、音量)将来の取組	http://www.mlit.go.jp/report/press/jid_0sha07_hh_000049.html
下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン	平成27年3月	初版:平成23年3月 改訂版:平成27年3月	下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン改訂検討委員会 水管理・国土保全局下水道部下水道企画課	水管理・国土保全局下水道部下水道企画課	さらなる低炭素社会実現に貢献する下水道事業を目指し、地方公共団体や民間企業が下水汚泥エネルギー化技術の導入検討の際に必要な知見や情報を整理する	下水道事業者	エネルギー化技術の導入事例 エネルギー化技術の導入検討手法 ケーススタディ	http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sew_0erage/mizukokudo_sewerage_tk_000364.html
土木工事の情報共有システム活用ガイドライン	平成26年7月30日	初版:平成23年4月 改訂版:平成26年7月30日	大臣官房技術調査課建設システム管理企画室	大臣官房技術調査課建設システム管理企画室	工事現場において受発注者双方が電子的に情報を交換・共有することで、より円滑かつ効率的に監督・検査を行うこと	土木工事業業者	準備 監督における利用 検査における利用 情報共有システムからのデータ移管 その他の機能利用 業務全体の流れ	http://www.mlit.go.jp/report/press/ka_nbo08_hh_000266.html
港湾の施設の点検診断ガイドライン	平成26年7月7日	初版	港湾局技術企画課	港湾局技術企画課	各種港湾施設を戦略的に維持管理・更新を行い、安全・安心の確保や施設の機能維持に向けた取り組みを推進する	港湾施設の点検事業者	実施要領(水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、その他施設)	http://www.mlit.go.jp/report/press/po_rt05_hh_000075.html
樋門等の操作規則・操作要領作成における操作員退避検討に当たってのガイドライン	平成24年12月27日	初版	水管理・国土保全局河川環境課	水管理・国土保全局河川環境課	河川管理施設の操作規則の作成基準について定められている操作員の退避に係わる検討に当たっての考え方を示す	北海道開発局各地方整備局	はん濫危険水位と退避の目安とする水位退避の目安とする水位の考え方 退避の判断 退避時の樋門等の操作 退避の解除	http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/pdf/himon_sousa_guideline.pdf
許可工作物に係る施設維持管理技術ガイドライン	平成26年3月31日	初版	国土交通省水管理・国土保全局水政課、河川環境課	国土交通省水管理・国土保全局水政課、河川環境課	直轄管理河川における許可工作物の適切な維持管理がなされるため	北海道開発局各地方整備局	一般的な対応フロー 新築または改築時の対応 専用の継続または除却時 異状発見時	http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/pdf/kyoka_shisetsujii.pdf
砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン(案あり)	平成26年6月	初版	水管理・国土保全局砂防部保全課	水管理・国土保全局砂防部保全課	砂防関係施設の長寿命化計画の策定に際して砂防関係施設の管理者等が計画を策定・運用するための基本的な考え方や手順を示す	砂防関係施設の管理者	計画対象施設及び計画対象区域 砂防関係施設の長寿命化計画の策定基本方針 砂防関係施設に求められる機能及び性能	http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/sabo/tyoujyuu.pdf
砂防関係事業における景観形成ガイドライン	平成19年2月	初版	河川局砂防部砂防計画課	河川局砂防部砂防計画課	全国の砂防関係事業の実施箇所及びその周辺で、美しい景観の形成と保全の推進を図る	砂防事業担当の政府、自治体等の職員	景観形成の基本的な考え方 景観形成の進め方	http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/05/050216.html http://www.mlit.go.jp/river/sabo/seisaku/landscape-gl.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
火山噴火緊急減災対策砂防計画策定ガイドライン	平成19年4月27日	初版	河川局砂防部砂防計画課	河川局砂防部砂防計画課	国土交通省砂防部では、いどこで起こるか予測が難しい火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減(減災)するための火山噴火緊急減災対策砂防計画策定の手引き	地方整備局 都道府県 市町村 火山対策関係機関	火山噴火緊急減災対策砂防の基本理念 火山噴火緊急減災対策砂防計画の基本 火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定 平常時からの準備事項の検討	http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/05/050427_2.html
既設砂防堰堤を活用した小水力発電ガイドライン	平成22年2月	初版	河川局砂防部砂防保全課	河川局砂防部砂防保全課	砂防堰堤を活用した小水力発電の活用をさらに展開していくためには、小水力発電を整備する際の具体のノウハウを広めていく	市町村	砂防施設を活用した小水力発電事例の紹介 砂防施設を活用した小水力発電の経済性概略判定手法 砂防施設を活用した小水力発電実施にあたって必要な手続き 砂防施設を活用した小水力発電実施にあたって必要な手続き	http://www.mlit.go.jp/river/sabo/seisaku/sabo_shosui.pdf
土砂災害警戒避難ガイドライン	平成27年4月17日(初版は平成19年4月)	改訂版(平成27年4月17日)	水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課	水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課	土砂災害防止法の改正を踏まえ、警戒避難体制を充実・強化する	都道府県、市町村等の防災担当者 住民全般	土砂災害の危険性の周知 情報の収集、伝達 避難勧告等の発令、解除 安全な避難場所・避難経路確保 要配慮者への支援 二次災害防止 防災意識向上	http://www.mlit.go.jp/report/press/sabo01_hh_000016.html
海岸景観形成ガイドライン	平成18年2月1日	初版	防災・利用と調和した海岸の景観形成のあり方に関する検討委員会 河川局海岸室 港湾局海岸・防災課	河川局海岸室 港湾局海岸・防災課	良好な海岸景観の形成を図る	行政関係者 地域住民、海岸利用者、 専門家	海岸における景観検討の必要性 海岸景観の捉え方 海岸における景観形成の理念 実践編	http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/05/050201.html http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kaigan/kaigandukuri/keikan/
津波・高潮対策における水門・陸閘等管理システムガイドライン	平成27年4月9日	初版:平成18年3月 Ver3.0:平成27年4月9日	水門・陸閘等の安全かつ適切な管理運用検討委員会 港湾局海岸・防災課	港湾局海岸・防災課	海岸管理者等がより安全かつ適切に水門・陸閘等を管理運用していくための参考となる指針を策定	海岸関係省庁 海岸管理者	設計・改善手順 現状把握・評価 総合的検討 設備設計等	http://www.mlit.go.jp/report/press/port07_hh_000068.html
海岸漂着危険物ガイドライン	平成21年6月	初版	農林水産省農村振興局 農林水産省水産庁 国土交通省河川局 国土交通省港湾局	農林水産省農村振興局 農林水産省水産庁 国土交通省河川局 国土交通省港湾局	被害が発生しやすく、海岸漂着危険物対応にあたって混乱が生じやすい、危険物漂着時に海岸管理者が行うと想定される初動対応を整理	海岸関係省庁 海岸管理者	漂着時の対応。 事前の対応	http://www.mlit.go.jp/common/000053408.pdf
浸水想定区域図データ電子化ガイドライン	平成27年7月	初版:平成18年9月 第2版:平成27年7月	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室	国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 水防企画室	浸水想定区域図に関するデータ作成の効率化を図るとともに洪水ハザードマップ作成、住民への周知に活用する	河川管理者	総説 浸水想定区域図データ電子化作業実施要領(ファイル形式、命名規則、データ作成作業等)	http://www.mlit.go.jp/common/001097667.pdf
地下空間における浸水対策ガイドライン	平成14年3月28日	初版	河川局・住宅局	河川局・住宅局	洪水時等に浸水のおそれのある土地で地階に設けられる居室等について、建築物の構造及び維持・管理方法について指針を示す	地下空間の設計又は管理を行う者	浸水危険性の調査 浸水対策の検討 浸水対策上必要な措置 不特定又は多数の者が利用する地下空間における技術的基準 不特定又は多数の者が利用する地下空間における技術的基準	http://www.mlit.go.jp/river/basic_info/ijigyo_keikaku/saigai/tisiki/chika/

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
港湾における船内廃棄物の受入に関するガイドライン(案)	平成24年12月	初版	港湾局海洋・環境課	港湾局海洋・環境課	我が国の港湾における船内廃棄物の適切な受入を確保するため、改正内容の詳細や港湾に求められる対応を整理する	港湾管理者	規制される船内廃棄物の種類及び規制内容 関係法令との関係 港湾において求められる対応	http://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk_6_000014.html http://www.mlit.go.jp/common/000233655.pdf
検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン	平成26年7月	初版	住宅局建築指導課	住宅局建築指導課	検査済証のない建築物について、その現況を調査し、法適合状況を調査するための方法を示す	指定確認検査機関	調査の流れ 法適合状況調査の実施 法適合状況調査結果の報告	http://www.mlit.go.jp/iutakukentiku/iutakukentiku_house_fr_000061.html
CRE戦略を実践するためのガイドライン	平成21年3月31日	初版:平成20年4月 改訂版:平成21年3月31日	土地・水資源局土地市場課	土地・水資源局土地市場課	CRE戦略の普及・啓発の促進、CRE戦略を推進する	不動産の有効活用を検討する企業	CRE戦略導入の必要性 CRE戦略における企業会計制度・会社法制への対応上の留意点 企業におけるCRE戦略実施体制の構築 CRE最適化マネジメントの実践 CRE戦略と不動産分析	http://www.mlit.go.jp/report/press/land03_hh_000042.html
不動産鑑定士が不動産に関する価格等調査を行う場合の業務の目的と範囲等の確定及び成果報告書の記載事項に関するガイドライン	平成21年8月	初版	国土交通省土地・水資源局地価調査課	国土交通省土地・水資源局地価調査課	価格等調査を行う場合に、不動産鑑定士が当該価格等調査の目的と範囲等に関して依頼者との間で確定すべき事項及び成果報告書の記載事項等について定める	不動産鑑定士	業務の目的と範囲等の確定 業務の目的と範囲等に関する成果報告書への記載事項 不動産鑑定士が直接不動産の鑑定評価に関する法律第3条第2項の業務を行う場合についての準用	http://www.mlit.go.jp/common/000037543.pdf
健康・医療・福祉のまちづくりの推進ガイドライン	平成26年8月1日	初版	都市局 まちづくり推進課、都市計画課、街路交通施設課	都市局 まちづくり推進課、都市計画課、街路交通施設課	改正都市再生特別措置法における立地適正化計画制度などの活用も図りながら、健康・医療・福祉の視点から必要な事業や施策へと大きく舵を切っていく	自治体の街づくり関係者 道路管理者、交通管理者、交通事業者、NPO、新たなコミュニティ等	更なる超高齢化を迎える都市政策の課題 健康・医療・福祉政策における取組 「健康・医療・福祉のまちづくり」の推進 取組効果のチェックと取組内容の改善	http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000055.html
建設汚泥の再生利用に関するガイドライン	平成18年6月12日	初版	建設汚泥再生利用指針検討委員会 総合政策局事業総括調整官室 大臣官房技術調査課、公共事業調査室、官庁営繕部設備・環境課	総合政策局事業総括調整官室 大臣官房技術調査課、公共事業調査室、官庁営繕部設備・環境課	建設汚泥の再生利用、適正処理を推進するための施策を整理する	地方支分部局 地方公共団体 関係特殊法人	基本方針 具体的実施方針 再生利用に当たっての手続き等 適正処理の確認 関係者の責務と役割	http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/01/010612.html
営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン	平成27年7月	初版	関東地方整備局 営繕部 営繕部 技術・評価課	関東地方整備局 営繕部 営繕部 技術・評価課	発注者と受注者間の適切な設計変更・手続き等を実施する	営繕工事受発注関係者(関東地方整備局管内)	設計変更に関する留意事項 設計変更が不可能なケース 設計変更が可能なケース 設計変更手続きフロー	http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000625027.pdf
港湾の事業継続計画(港湾BCP)策定ガイドライン	平成27年3月27日	初版	港湾局海岸・防災課災害対策室	港湾局海岸・防災課災害対策室	KPI「国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾における港湾の事業継続計画(港湾BCP)が策定されている港湾の割合」の確実な達成を図る	港湾管理者	港湾BCPの概要と必要性 分析・検討 方針の策定 対応計画の検討	http://www.mlit.go.jp/report/press/port07_hh_000067.html
構想段階における道路計画策定プロセスガイドライン	平成25年7月	初版:平成14年(別名称) 改訂版:平成25年7月	道路局	道路局	道路計画の構想段階に焦点を当て、計画策定プロセスの透明性、客観性、合理性、公正性の向上に資する	国、自治体の道路計画担当者	構想段階の概要 計画検討手順 コミュニケーションプロセス 技術・専門的検討 委員会等	http://www.mlit.go.jp/road/ir/ir-hyouka/pdf/ps_guideline.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン	平成26年11月	初版	国土交通省 土地・建設産業局	国土交通省 土地・建設産業局	外国人建設就労者受入事業の適正かつ円滑な実施を図る	特定監理団体、受入建設企業、外国人建設就労者及び外国の送出し機関	特定監理団体及び受入建設企業が行う手続等 外国人建設就労者の要件 特定監理団体の認定 適正監理計画の認定 等	http://www.mlit.go.jp/common/001059458.pdf
地下街の安心避難対策ガイドライン	平成26年4月25日	初版	都市局街路交通施設課	都市局街路交通施設課	規模地震時の公共用通路等公共施設を対象として、地下街が有する交通施設としての都市機能を継続的に確保していくために必要な非構造部材の点検要領、様々な状況を想定した避難計画検討の方法を助言する	地下街に係る関係企業、機関	安心避難対策が求められる背景 安心避難対策 資料編	http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi09_hh_000024.html
既存不適格建築物に係る是正命令制度に関するガイドライン	平成27年5月	初版	国土交通省住宅局建築指導課	国土交通省住宅局建築指導課	建築基準法上の既存不適格建築物について、「著しく保安上危険」及び「著しく衛生上有害」の判断の考え方を分かりやすい形で整理する	特定行政庁(都道府県知事及び建築主事を置く市等の長)	法第10条について 「著しく保安上危険」あるいは「著しく衛生上有害」であると認められる場合の是正命令の考え方 過去の事例	http://www.mlit.go.jp/common/001093989.pdf
運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン	平成22年3月(初版は平成18年4月)	平成22年3月(改訂版)	大臣官房運輸安全監理官	大臣官房運輸安全監理官	運輸事業者自身が経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築すること、その安全管理体制の実施状況を国が確認する	運輸事業者	安全管理体制の構築・改善の意義と目的 運輸事業者に期待される安全管理の取組	http://www.mlit.go.jp/common/000110883.pdf
岩手山火山防災ガイドライン(岩手河川国道事務所)	平成27年2月	初版:平成12年3月 改定版:平成27年2月	岩手河川国道事務所	岩手河川国道事務所	例えば起こっても被害を少なくするため、必要な対策をできることから実行し、火山と共生する防災先進地域をめざす	岩手県下自治体、防災関係機関	既往事例及び防災対策現況調査 仮想シナリオの作成と火山防災の概要整理 噴火警戒レベルと防災対応計画の関係 ガイドラインの構成 今後の取り組みに向けて	http://www.thr.mlit.go.jp/iwate/bousai/sonae/guide_line/index.htm
大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドライン	平成27年5月	(前身のガイドライン(別名)は平成18年9月、24年4月) 平成27年5月(構成等見直し)	都市・地域整備局都市計画課開発企画調査室	都市・地域整備局都市計画課開発企画調査室	実際に滑動崩落が発生した場合の一連の復旧対策の流れと調査・検討手法を示す	地方公共団体 宅地所有者	変動予測調査編 予防対策編 復旧対策編	http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou tk_000015.html
遊休不動産再生を活用したエリア価値向上手法に関するガイドライン	平成27年3月	初版	土地・建設産業局企画課	土地・建設産業局企画課	各地域において、遊休不動産の再生を活用し、立地するエリアの価値向上に結びつける取り組みを広げていく	遊休不動産の所有者、地権者等、地域住民、民間事業者、地方公共団体	リノベーション・エリアマネジメントの流れと地方公共団体の役割 エリアの価値を向上させるために必要な要素 エリアの価値向上につながる遊休不動産再生のポイント リノベーション・エリアマネジメントの先進事例 リノベーション・エリアマネジメントの展開	http://tochi.mlit.go.jp/itumu-jirei/areamanagement-guideline
高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に関するガイドライン	平成26年6月27日	初版	高齢者向け住宅等を対象とするヘルスケアリートの活用に関するガイドライン検討委員会 土地・建設産業局 不動産市場整備課	土地・建設産業局 不動産市場整備課	宅地建物取引業法に基づく取引一任代理等の認可申請等に際して整備すべき組織体制を示すとともに、ヘルスケア施設の取引に際し留意すべき事項を示す	ヘルスケア施設の取引を行うおとする資産運用会社、宅地建物取引業者	対象施設 整備すべき組織体制 ヘルスケア施設の取引に際し留意すべき事項 取引一任代理等の認可申請等における業務方法書への記載事項	http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensango05_hh_000039.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
官庁営繕事業における景観形成ガイドライン	平成24年3月	初版:平成16年5月 改定版:平成24年3月	大臣官房 官庁営繕部 整備課	大臣官房 官庁営繕部 整備課	官庁営繕事業の実施にあたって、周辺のまちなみや自然の景観に配慮した美しい景観の創造に資するために活用する	官庁営繕事業関係者	歴史・文化・風土への配慮 歴史的建築物、まちなみの保存・再生 関連計画との整合・調整 地域活性化・周辺施設との連携 敷地変更の最小・周辺の自然環境への配慮 周辺の都市環境への配慮 敷地緑化・建物緑化 水の利活用・親水性	http://www.mlit.go.jp/gobuild/sesaku_keikan_guide_keikan.htm
栃木県版自転車利用環境創出ガイドライン	平成26年 02月25日	初版	関東地方整備局	関東地方整備局	栃木県内の自転車利用環境の創出に向けた各種取り組みを推進す	栃木県内の自治体	自転車通行空間の計画 自転車通行空間の設計 利用ルールの徹底 自転車利用の総合的な取り組み	http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/utunomija_00000139.html
CAD製図基準に関する運用ガイドライン	平成17年8月	初版	大臣官房技術調査課	大臣官房技術調査課	電子納品運用ガイドラインのうち、CAD 製図基準(案)による CAD データの取扱いにかかる部分の統一的な運用を図る	国土交通省の業務、工事で電子納品を行う受発注者	共通編(CADデータの運用、ファイル形式等) 業務編(CADデータの流れ、作成上の留意点) 土木工事編 参考資料	http://www.mlit.go.jp/tec/it/cals/050831/img/05.pdf
河川定期縦横断データ作成ガイドライン	平成20年5月	初版	河川局		河川定期縦横断測量成果が、河川に関する基礎データとして適切にデータベース化されるよう、「測量成果電子納品要領(案)」を補足して、測量成果のデータフォーマットや記載内容を定める	国土交通省の業務、工事で河川定期縦横断測量成果の電子納品を行う受発注者	総説 河川定期縦横断データ作成要領	http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/gis/pdf_docs/juoudan/guideline0805.pdf
まちづくりのための公的不動産(PRE)有効活用ガイドライン	平成26年4月17日	初版	都市局都市計画課	都市局都市計画課	まちの特性に応じた公共機能の再配置を検討したり、まちに不足している生活サービス機能の整備に公有地を活用するなど、PREを用いて将来のまちのあり方を考えた先進事例を普及させる	地方公共団体	公的不動産活用に向けた検討 検討に当たっての留意事項	http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/PRE.html
ITを活用した重要事項説明に係る社会実験の広告に関するガイドライン	平成27年5月	初版	国土交通省 土地・建設産業局 不動産課	国土交通省 土地・建設産業局 不動産課	ITを活用した重要事項説明に係る社会実験を実施するにあたっての事業者における責務などを示す	ITを活用した重要事項説明に係る社会実験を実施する事業者	社会実験の対象 事業者登録 事業者の責務	http://www.mlit.go.jp/common/001089583.pdf
建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン	平成 23 年6月	初版:平成21年3月 改訂版:平成 23 年6月	調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会 大臣官房技術調査課	調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会 大臣官房技術調査課	建設コンサルタント業務等においても総合評価落札方式の運用を支援する	土木コンサル・測量・地質調査の発注者	プロポーザル方式及び総合評価落札方式の概要、実施手順、審査・評価	http://www.mlit.go.jp/common/000165858.pdf
地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン	平成26年2月3日	初版	中部地方整備局 建政部 都市整備課	中部地方整備局 建政部 都市整備課	中部圏の各市町村の地震・津波災害に強いまちづくりの参考書とする	中部地方整備局管内の市町村	中部圏の地震・津波災害に強いまちづくりに係る現状と課題 地震・津波災害に強いまちづくりの進め方 地震・津波災害に強いまちづくりに必要な基本認識 「地震・津波災害に強いまちづくり基本方針」の策定方法	http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/iutaku_seibika/guidelines_h2602.htm

24.気象庁

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称)	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
積乱雲に伴う激しい現象の住民周知に関するガイドライン	平成27年3月	初版平成25年4月	気象庁	気象庁	積乱雲がもたらす激しい現象からの身の守り方、「雷注意報」「竜巻注意情報」等の気象情報の利用方法、住民への伝達例文等をできるだけ具体的に記載する	国民	積乱雲がもたらす激しい現象からの身の守り方、「雷注意報」「竜巻注意情報」等の気象情報の利用方法、住民への伝達例文等をできるだけ具体的に記載する	http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/cb_guideline.pdf
緊急地震速報を適切に利用するために必要な受信端末の機能及び配信能力に関するガイドライン	平成23年4月22日	なし	気象庁	気象庁地震火山部管理課	端末利用者が目的に即して緊急地震速報(業)を利用するための参考となる事項を示すことで、緊急地震速報(業)の適切な利用の拡大を促進し、もって、地震災害の軽減に資することを目的とする	国民 メーカー	端末利用者においては、端末や配信を選択したり、緊急地震速報(業)を利用するにあたっての資料とする	http://www.jma.go.jp/jma/press/1104/22c/20110422_eew_guideline_siryou2.pdf
日本版改良藤田スケールに関するガイドライン	平成27年12月	なし	気象庁	気象庁	本ガイドラインは、「日本版改良藤田スケール」の特徴や、これを用いた評定手順等について解説しており、今後の日本国内における竜巻等突風の強さの評定を行うにあたっての技術的指針となるもの	気象担当者	「日本版改良藤田スケール」の特徴や、これを用いた評定手順等について解説	http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/data/bosai/tornado/kentoukai/kagigi/2015/1221_kentoukai/guideline.pdf

25.環境省

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称)	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
廃棄物情報の提供に関するガイドライン	平成25年6月6日	初版平成18年4月28日 改訂平成25年6月6日	環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	産業廃棄物の処理過程において、有害特性等の廃棄物情報が排出事業者から処理業者に十分に提供されないことに起因する事故や有害物質の混入等の課題に対応するため、産業廃棄物の処理を委託する際、廃棄物情報の提供に関して排出事業者と処理業者の参考となるよう、情報提供が必要な項目や契約書に添付できる廃棄物データシート(WDS)の様式例をとりまとめた	排出事業者	産業廃棄物の情報提供／情報共有 廃棄物情報の信頼性を高める方法	http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/
災害時におけるペットの救護対策ガイドライン	平成25年8月20日	なし	環境省	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	自治体等が地域の状況に応じた独自の対策マニュアルや動物救護体制を検討する際の参考となるよう災害時におけるペットの救護対策を示す	家庭動物等のうち主に犬及び猫などの飼い主、自治体、地方獣医師会、民間団体・企業、国	平常時及び災害時におけるそれぞれの役割 災害に備えた平常時の対策、体制の整備 災害発生時の動物救護対策 動物救護活動を支えるもの	https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2506.html
自治体職員のための土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン(案)	平成16年7月	なし	「土壌汚染リスクコミュニケーションのあり方に関する検討会」	環境省	土壌汚染対策法の要件に基づく土壌汚染調査ばかりではなく、事業者が行う自主調査も視野に入れ、地方自治体職員が利害関係者によるリスクコミュニケーションを支援する流れと対応方法について解説する	地方自治体職員	土壌汚染の特徴 土壌汚染対策法とは 土壌汚染とリスクコミュニケーション 土壌汚染に関する自治体の日常的な対応 土壌汚染における対応の流れ 第3条調査におけるリスクコミュニケーション 自主調査におけるリスクコミュニケーション 第4条調査におけるリスクコミュニケーション	https://www.env.go.jp/water/dojo/guide/index.html
油汚染対策ガイドライン	平成18年3月	なし	中央環境審議会土壌農薬部会 土壌汚染技術基準等専門委員会	環境省	油そのもの、油臭や油膜といった問題、あるいは土壌汚染の対策技術などに関する知識や技術情報に日ごろ触れることがない多くの事業者に、油漏れなどで油を含む土がで、その場所が油臭いとか敷地内の井戸水に油膜があるとかいうときの参考に、油汚染問題に対応する際の考え方や、油汚染問題が生じている現場で調査や対策を行う際に参考となる事項を取りまとめる	事業者	鉱油類を含む土壌に起因する油臭・油膜問題への土地所有者等による対応の考え方 技術的資料	https://www.env.go.jp/water/dojo/oil/index.html
射撃場に係る鉛汚染調査・対策ガイドライン	平成19年3月16日	なし	環境省水・大気環境局(射撃場に係る鉛汚染対策検討会)	環境省水・大気環境局土壌環境課	射撃場の設置者又は管理者が鉛汚染に関する調査・対策を行う際の参考を示す	射撃場の設置者又は管理者	射撃上に係る鉛汚染問題の有無の調査 鉛汚染問題を解消するための対策の検討について 鉛汚染問題を未然に防止するための対策の検討について 射撃上に係る鉛汚染対策について	https://www.env.go.jp/water/dojo/gl_range-1p/index.html
土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン	平成20年6月27日	なし	(財)日本環境協会(環境省が上記団体に検討会を設置)	環境省水・大気環境局土壌環境課	主に工場・事業場などの土地所有者又は汚染原因者であって土壌汚染対策を実施する事業者がリスクコミュニケーションを行う際の基本的な考え方や具体的な情報の伝え方などの内容について取りまとめる	工場・事業場などの土地所有者又は汚染原因者であって土壌汚染対策を実施する事業者	土壌汚染とは 土壌汚染の調査・対策と土壌汚染地の管理 土壌汚染に関するリスクコミュニケーション 土壌汚染に関するリスクコミュニケーションの進め方 住民説明会の開催について 参考となるリスクコミュニケーション事例	http://www.ieas.or.jp/dojo/business/promote/booklet/05.html http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=9903

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン	平成24年8月28日	初版平成22年7月23日 改訂平成23年8月2日 改訂平成24年8月28日	環境省水・大気環境局 土壌環境課	環境省水・大気環境局 土壌環境課	改正土壌汚染対策法が全面施行されたことを受け、実務に従事する地方公共団体及び事業者の方が改正法に基づく調査及び措置並びに汚染土壌の運搬及び処理を行えるよう参考を示す	汚染土壌の調査及び措置の実務に従事する地方公共団体及び事業者	土壌汚染対策法の概要 土壌汚染状況調査 要措置区域等の指定 指定の申請 汚染の除去等の措置	https://www.env.go.jp/water/dojo/gl_ex-me/index.html
汚染土壌の運搬に関するガイドライン	平成27年7月	初版平成22年7月23日 改訂平成23年8月5日 改訂平成24年5月31日 追補平成27年7月	環境省水・大気環境局 土壌環境課	環境省水・大気環境局 土壌環境課	改正土壌汚染対策法が全面施行されたことを受け、実務に従事する地方公共団体及び事業者の方が改正法に基づく調査及び措置並びに汚染土壌の運搬及び処理を行えるよう参考を示す	汚染土壌の運搬の実務に従事する地方公共団体及び事業者	汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令 運搬に関する基準 汚染土壌の処理の委託義務 措置命令 法対象外の基準不適合土壌の適正な運搬・処理について	https://www.env.go.jp/water/dojo/MAT01_Unpan_Guide2.pdf
汚染土壌の処理業に関するガイドライン	平成27年7月	初版平成22年7月23日 改訂平成23年8月5日 改訂平成24年5月31日 追補平成27年7月	環境省水・大気環境局 土壌環境課	環境省水・大気環境局 土壌環境課	改正土壌汚染対策法が全面施行されたことを受け、実務に従事する地方公共団体及び事業者の方が改正法に基づく調査及び措置並びに汚染土壌の運搬及び処理を行えるよう参考を示す	汚染土壌の処理業の実務に従事する地方公共団体及び事業者	汚染土壌処理業の許可 変更の許可等 改善命令 許可の取消し等 名義貸しの禁止 許可の取消し等の場合の措置義務 法対象外の基準不適合土壌の適正な運搬・処理について	https://www.env.go.jp/water/dojo/MAT03_Shori_Guide3.pdf
環境報告ガイドライン	平成24年4月26日	初版平成19年6月28日 (「環境報告書ガイドライン(2003年度版)」)及び「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン(2002年度版)」を統合) 改訂平成24年4月26日	環境省	環境省総合環境政策局 環境経済課	事業者が環境を利用するものとしての社会に対する説明責任を果たし、かつ環境報告が有用となるための指針を示す	環境報告を出す事業者および環境報告の利用者	環境報告の考え方・基本指針 環境報告の記載事項	http://www.env.go.jp/policy/report/h24-01/
PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン	平成23年8月	平成16年3月 平成23年8月改訂	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	環境省	PCB 廃棄物の保管事業者及びPCB 廃棄物の収集運搬業者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に定められているPCB廃棄物の収集・運搬に係る基準等を遵守するために必要な技術的方法及び留意事項を具体的に示す	PCB 廃棄物の保管事業者及びPCB 廃棄物の収集運搬業者	収集・運搬 運搬容器 安全管理及び運行管理 緊急時の対策	http://www.env.go.jp/recycle/poly/manual/
環境会計ガイドライン	平成17年2月15日	初版平成12年5月(「環境会計システムの導入のためのガイドライン(2000年版)」) 改訂平成14年3月28日 改訂平成17年2月15日	環境省	環境省総合環境政策局 環境経済課	企業等における環境会計の進展を踏まえながら改訂を行い、企業等における環境会計の導入、実践を支援する	企業等(公益法人、地方公共団体等の団体を含む。)	環境会計の基本事項 環境保全コスト 環境保全効果 環境保全対策に伴う経済効果 連結環境会計の取扱い 環境会計情報の開示 内部管理のための活用 環境会計の数値を用いた分析のための指標 環境会計の開示様式と内部管理表	http://www.env.go.jp/policy/kaikei/guide2005.html
生物多様性民間参画ガイドライン	平成21年8月20日	なし	環境省	環境省自然環境局自然環境計画課生物多様性地球戦略企画室	幅広い分野の事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むために必要な基礎的な情報や考え方をとりまとめる	事業者(企業、組合も作成いたしましたので、他の法人事業者及び個人事業者等)	現状認識の共有(生物多様性とは、生物多様性を育む社会づくり・・・) 指針(理念、取組の方向、と取組の進め方・・・)	https://www.env.go.jp/nature/biodi/c/gl_participation/download.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
低濃度PCB廃棄物の処理に関するガイドライン―焼却処理編―	平成25年2月	初版不明 改訂平成25年2月	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	環境省	低濃度PCB廃棄物の安全かつ確実な無害化を進めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に定められている焼却処理基準等の遵守に関する事項の他、処分状況や維持管理の状況に関する情報公開方法に関する事項などを具体的に示す	低濃度PCB 廃棄物の保管事業者及び低濃度PCB 廃棄物の焼却処理事業者	焼却処理(処理施設の構造等、処理施設の維持管理等・・・など) 円滑な処理のために必要な事項(平常時の処理の安全性確保に向けた取り組み事項・・・など)	http://www.env.go.jp/recycle/poly/guideline.html
微量PCB汚染廃電気機器等の処理に関するガイドライン―洗浄処理編―	平成25年12月	不明	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	環境省	洗浄処理方式による低濃度PCB廃棄物の安全かつ確実な無害化を進めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に定められてい洗浄却処理に係る基準等の遵守に関する事項の他、処分状況や維持管理の状況に関する情報公開方法に関する事項などを具体的に示す	低濃度PCB 廃棄物の保管事業者及び低濃度PCB 廃棄物の洗浄処理事業者	洗浄処理(処理施設の構造等、処理施設の維持管理等・・・など) 円滑な処理のために必要な事項(平常時の処理の安全性確保に向けた取り組み事項・・・など)	http://www.env.go.jp/recycle/poly/guideline.html
低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン	平成25年6月	不明	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部	環境省	低濃度PCB 廃棄物の保管事業者及び低濃度PCB 廃棄物の収集運搬業者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に定められているPCB廃棄物の収集・運搬に係る基準等を遵守するために必要な技術的方法及び留意事項を具体的に示す	低濃度PCB 廃棄物の保管事業者及び低濃度PCB 廃棄物の収集運搬業者	微量PCB汚染廃電気機器等の収集・運搬(収集・運搬、運搬容器、安全管理及び運行安全管理、緊急時の対策) 低濃度PCB含有廃棄物の収集・運搬	http://www.env.go.jp/recycle/poly/guideline.html
環境省ウェブサイト作成ガイドライン	平成23年11月9日	初版平成18年度改定 改定平成23年11月9日	大臣官房総務課環境情報室.	大臣官房総務課環境情報室.	日本工業規格(JIS X 8341-3:2010)をふまえ、環境省がホームページにおいて高齢者・障害者をはじめすべての人々の利用のしやすさに配慮した情報提供を行うため、ホームページの作成を行う際に注意すべき点について、詳しく解説する	環境省ホームページ(www.env.go.jp)をはじめ、環境省が運営する全てのホームページ及びウェブシステムの構築者	閲覧想定プラットフォームコンテンツ制作ガイドライン 情報を見やすくするために 情報を探しやすくするために ホームページ内を快適に移動できるようにするために 情報の内容を理解できるようにするために 情報を支障なく読みとれるようにするために 入力や操作を支障なく行えるようにするために 危害や苦痛を与えないために	http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/web_gl/index.html
エコアクション21ガイドライン	平成23年6月17日	初版(エコアクション21環境経営システム・環境活動レポートガイドライン2004年版) 改訂平成21年11月30日(エコアクション21ガイドライン2009年版) 改訂平成23年6月17日(エコアクション21ガイドライン 2009年版(改訂版))	環境省	環境省総合環境政策局環境経済課	エコアクション21の取組をさらに促進することによって、環境への取り組みを発展させることを目指す	中小事業者等の幅広い事業者	エコアクション21認証・登録制度の概要 環境経営システム 環境活動レポート 環境への負荷の自己チェックの手引き 環境への取組の自己チェックの手引き	https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html
光害対策ガイドライン	平成19年2月13日	初版平成10年3月 改訂平成18年12月	環境省(環境の街作り検討会光部会)	環境省水・大気環境局大気生活環境室調整係	屋外照明の適性化等により、良好な光環境の形成を図り地球温暖化防止に資する	すべての人	「光害」の定義 屋外照明等ガイドライン 地域の目的に沿った光環境の創造 ガイドラインの使い方	http://www.env.go.jp/press/files/jp/9158.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
環境表示ガイドライン	平成25年3月	初版平成20年1月16日 改訂平成21年11月 改訂平成25年3月	環境省	環境省総合環境政策局 環境経済課	環境表示が消費者にとって理解されやすく共感できる有益な情報として機能すること、各事業者及び団体が適切な環境情報を提供するための体制を構築し、様々な利害関係者(ステークホルダー)との環境情報に関する相互理解を深めていくことを目的に、グリーン購入を促進させる上で必要となる情報提供のあり方等について整理し、とりまとめる	自己宣言により環境表示を行う事業者及び事業者団体(製造事業者、輸入事業者、販売事業者及びその事業者団体)	環境表示に係る要求事項(環境表示に係る要求事項、自己宣言による環境表示の要求事項、国際規格(タイプII規格)の要求事項に係るチェックリスト)	https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/guideline.pdf
廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン	平成21年3月	なし	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部(廃棄物処理における新型インフルエンザ対策検討会)	環境省	新型インフルエンザ流行時においても安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、現時点で得られる新型インフルエンザに関する知見や、一般廃棄物の処理責任を有する市町村や産業廃棄物の処理を担う産業廃棄物処理業者等の廃棄物処理の関係者が取るべき措置等についてとりまとめる	一般廃棄物の処理責任を有する市町村や産業廃棄物の処理を担う産業廃棄物処理業者等の廃棄物処理の関係者	新型インフルエンザに関する基礎情報 廃棄物処理に関する一般的事項 廃棄物処理に関する一般的事項 廃棄物の適正処理確保の観点から留意すべき事項	http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/
最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドライン	平成18年4月	なし	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課	環境省	可能な限り維持管理費用の実績を調査した結果等を踏まえ、都道府県知事が維持管理費用について妥当性を判断し又は調整するにあたり参考となるよう、また処分場設置者が適正な維持管理費用を算定するにあたり参考となるよう情報を整理し策定する	維持管理積立金の積立てが義務づけられている産業廃棄物最終処分場	管理型最終処分場(維持管理積立金算定の基本的な考え方、維持管理費用構成費目と内容、埋立終了時に要する費用の算定、埋立終了後から廃止までの期間中に要する費用の算定・・・など) 安定型最終処分場	http://www.env.go.jp/recycle/misc/calc.cr.fds/
住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン	平成22年3月11日	なし	環境省	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	人と人との距離や人と犬や猫の距離が近く、人と犬や猫とが共生していくために種々の配慮が必要となってくる住宅密集地(集合住宅を含む)において、人と犬や猫が調和した快適な居住環境の維持向上、そして人と犬や猫が共生できる町づくりを図るための基本的なルールを示す	住宅密集地で犬や猫を飼育する飼い主(動物の所有者又は占有者(動物の飼育又は保管をする者))	飼い主の心構え 住宅密集地における犬及び猫の飼育	https://www.env.go.jp/nature/obutsu/aigo/2_data/pamph/h2202.pdf
放射能濃度等測定方法ガイドライン	平成25年3月	初版平成23年12月27日 改訂平成25年3月	環境省	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する規則に規定されている空間線量率及び放射能濃度の測定について、具体的な方法を説明する	規則において測定義務を有する者	測定機器 空間線量率 排ガス 粉じん 排水及び公共の水域の水 周縁地下水 燃え殻、ばいじん、排水汚泥、溶融スラグ、溶融飛灰 溶出量	https://www.env.go.jp/jishin/rmp.html http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14643
最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン	平成17年6月6日	なし	廃棄物最終処分場跡地形質変更に係る基準検討委員会	環境省	都道府県知事等や事業者が法の適正な執行に資するよう、廃棄物が地下にある土地の形質の変更に、指定区域の指定範囲と指定方法、届出事項、届出が不要な場合の考え方、施行基準等の具体的な内容を示す	都道府県知事等や事業者	指定区域について 土地の形質の変更に届出等 施行方法	http://www.env.go.jp/hourei/11/000146.html http://www.env.go.jp/recycle/misc/guide_wds/

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
飼い主のためのペットフード・ガイドライン	平成21年10月	初版不明 改訂平成21年10月	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	環境省自然環境局総務課動物愛護管理室	動物愛護管理法に則り、ペットの健康を保護し、動物の愛護に寄与するために、犬猫を対象としてペットフードの選び方や与え方、日ごろの健康管理などについて紹介し、飼い主の方々の理解と適切な飼育を支援する(ペットフードの製造業者、輸入業者及び販売業者については、2008年6月「愛がん動物用飼料の安全性を確保する法律(ペットフード安全法)」が成立した)	犬猫の飼い主	最初に知っておきたいことと人間・犬・猫の違い 市販のペットフードについて 手作りフードについて フードの保存方法 体調管理について	https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/petfood_guide.html
放射性物質による局所的汚染箇所への対処 ガイドライン	平成25年4月	初版平成24年3月12日 改訂平成25年4月	環境省	環境省除染チーム	放射性物質による環境汚染の確実かつ速やかな提言に資するため、局所的汚染箇所、特に放射性物質を含む雨水排水によって土壌などが汚染された箇所の効率的な発見方法や、発見後の詳細な調査方法等の具体的な方法のほか、その取組を実施する際の留意点等を整理する	地方公共団体等	局所的汚染箇所の発見方法 局所的汚染箇所が発見された場合の対処方法	https://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/kyokusho-gl_full.pdf
使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン	平成26年2月	初版平成25年3月 改訂平成26年2月	環境省 経済産業省	環境省	市町村や小売業者による使用済小型電子機器等の効率的な回収の実現に向けて、市町村や小売業者によって実施可能と考えられる回収方式や使用済小型電子機器等の回収の際に講じられるべき個人情報保護対策を整理する	市町村や小売業者	制度対象品目・特定対象品目について市町村内での効率的な回収方式について市町村内での回収における個人情報保護対策について	https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/index_rel.html
市町村－認定事業者の契約に係るガイドライン	平成26年4月	初版 改訂平成26年4月	環境省 経済産業省	環境省	市町村と認定事業者が、両者において、個々の事情に応じて契約を締結し、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することができるよう、市町村と認定事業者の間で結ばれる契約について、契約までの準備、契約書に記載すべき事項等を整理する	市町村と認定事業者	認定事業者との契約の準備 市町村と認定事業者の契約に記載する事項	https://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/index_rel.html
地中熱利用にあたってのガイドライン	平成27年4月14日	初版平成24年3月30日 改訂平成27年4月14日	環境省水・大気環境局 土壌環境課 (地中熱利用の普及方策構築検討会)	環境省水・大気環境局 土壌環境課地下水・地盤環境室	環境共有資源である地下水・地盤環境の持続可能な利用を行うとともに、地中熱利用の普及促進を図るため、地中熱利用ヒートポンプのメリットともに、想定される地下水・地盤環境に影響を及ぼす可能性と技術の導入における留意点を提示し、熱利用効率の維持や地下水・地盤環境の保全に資するモニタリング方法等についての基本的な考え方を整理する	地中熱利用に関する事業者、団体等	地中熱利用ヒートポンプの概要 地中熱利用ヒートポンプによる省エネ効果等および事例紹介 地中熱利用ヒートポンプの導入に関する配慮事項 地中熱利用による効果・影響とモニタリング方法 地中熱利用に関する新技術等の紹介	http://www.env.go.jp/press/files/jp/26796.pdf
除染関係ガイドライン	平成26年12月	初版平成23年12月14日 改訂平成25年5月 追補平成26年12月	環境省	環境省	「放射性物質汚染対処特措法」に、国が除染を実施する除染特別地域における取り組みのほか、市町村等が除染を実施する汚染状況重点調査地域が指定されていることを踏まえ、これらの過程を具体的にわかりやすく説明する	市町村、国	汚染状況重点調査地域内における環境の汚染状況の調査測定方法に係るガイドライン 除染等の措置に係るガイドライン 除去土壌の収集・運搬に係るガイドライン 除去土壌の保管に係るガイドライン	http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/josen-gl-full_ver2_supplement-201412.pdf
小規模火力発電に係る環境保全対策ガイドライン	平成26年10月3日	なし	環境省	環境省総合環境政策局 環境影響審査室	発電事業者において小規模火力発電所の計画に当たっての環境保全対策の検討の際の、また、地方公共団体の環境部局において発電事業者等から環境保全対策についての助言を求められた際の参考になることで、小規模火力発電所における環境配慮を促進する	発電事業者、地方公共団体の環境部局	小規模火力発電所の特徴と環境影響 小規模火力発電所における環境保全対策 その他の留意事項	https://www.env.go.jp/press/18440.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
カーボン・オフセットガイドライン	平成27年3月31日	なし	環境省	環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室	特に実務者の方々がカーボン・オフセットに取り組む上での実務と手続を中心に説明する	企業における環境に関する実務者	カーボン・オフセットについて カーボン・オフセットの取組の進め方 カーボン・オフセット制度及びカーボン・オフセット宣言	https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html
湧水保全・復活ガイドライン	平成22年6月14日	なし	環境省水・大気環境局地下水・地盤環境室(湧水保全・復活支援活動検討会)	環境省水・大気環境局地下水・地盤環境室	地域の貴重な共有財産である湧水の保全・復活活動が広がり、地域づくりやまちづくり、環境学習の進展へと発展していくよう、湧水の機能を踏まえ、湧水の実態把握の方法や保全・復活対策等について、先進的な取組み事例を紹介しつつ、わかりやすくまとめる	地域住民、行政、地元企業、大学、研究機関など	湧水の基本 ～湧水の基礎知識～ 湧水の現況把握 ～湧水を取り巻く環境を把握するには～ 湧水の保全・復活対策 ～湧水を保全・復活するには～ 湧水の保全・復活と環境教育・環境学習、地域づくり 湧水保全に関連する法令・条例等	https://www.env.go.jp/water/yusui/guideline.html
ヒートアイランド対策ガイドライン	平成25年3月	初版平成21年3月 改定平成25年3月	環境省(ヒートアイランド現象の計画的実施に関する調査検討会)	環境省	地方公共団体の担当者、都市計画等に携わる事業者や一般の方などがヒートアイランド対策を進める際の参考資料として、ヒートアイランド現象の基本的な知識を説明し、ヒートアイランド対策の効果を体系的に整理する	地方公共団体の担当者、都市計画等に携わる事業者や一般の方	ヒートアイランド現象とは 効果的なヒートアイランド対策の推進手法 対策技術等データシート	http://www.env.go.jp/air/life/heat_island/guideline.html
事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン(試案)	平成17年7月28日	初版平成15年7月8日 改定平成17年7月28日 (温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(Ver4.0)(平成27年5月)に引き継がれたと思われる)	環境省地球環境局	環境省	京都議定書の目標達成の観点から、また、特に大手の民間事業者を対象として、自らの事業活動に起因する温室効果ガス排出量の算定に当たっての枠組みと具体的な算定方法について標準的なものを示す	(大手の)民間事業者	排出量算定の枠組み 排出量算定方法	http://www.env.go.jp/earth/ondanka/santeiho/guide/
環境省所管事業分野における個人情報保護に関するガイドライン	平成27年4月1日	初版平成21年12月10日 改正平成27年4月1日	環境省	環境省大臣官房総務課	個人情報保護に関する法律に基づき、また「個人情報の保護に関する基本方針」を踏まえ、環境省が所管する分野における事業者等が、個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、当該分野の実情や特性等を踏まえ、環境省関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるよう具体的な指針を定める	環境省関係事業者、環境省	個人情報の利用目的に関する義務 個人情報の取得に関する義務 個人データの管理に関する義務 個人データの第三者への提供に関する義務 保有個人データの開示等に関する義務 苦情処理に関する義務(法第31条関係条関係) 法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応 勧告、命令等についての考え方 ガイドラインの見直しについて	http://www.env.go.jp/johokokai/index.html
臭気指数規制ガイドライン	平成13年3月	なし	環境省環境管理局	環境省	地方公共団体が苦情の現状に対応した臭気指数規制の導入を促進し、臭気対策の一層の推進が図られることを目指し、環境省が実施してきた条件整備を踏まえ、地方公共団体が臭気指数規制を導入する際の規制地域、規制基準の設定方法、その他必要事項について取りまとめる	地方公共団体	臭気指数規制導入の経緯・現状 法の基本構成 臭気指数規制の必要性 臭気指数規制の導入方法 臭気指数規制導入後の対策 臭気指数規制の導入参考事例 臭気指数規制導入のためのQ&A	http://www.env.go.jp/air/akushu/guide/ind/
廃棄物関係ガイドライン	平成25年3月	初版平成23年12月27日 改訂平成25年3月	環境省	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課産業廃棄物課	「放射性物質汚染対処特措法」の全面施行にあたり、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の調査、保管、収集・運搬、処分について、法及び関係政省令の規定や具体的な方法を、これらの廃棄物の排出者、市町村等を含む廃棄物処理を行う者等の関係者の方々に具体的にわかりやすく説明する	放射性物質汚染廃棄物の排出者、市町村等を含む廃棄物処理を行う者等	汚染状況調査方法ガイドライン 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物関係ガイドライン 指定廃棄物関係ガイドライン 除染廃棄物関係ガイドライン 放射能濃度等測定方法ガイドライン 特定廃棄物ガイドライン	https://www.env.go.jp/jishin/rmp.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン	平成21年11月19日	(平成8年度の「小規模燃焼機器の窒素酸化物排出ガイドライン」を見直しの上、新たに策定)	環境省	環境省水・大気環境局大気環境課	低NOx化の優良品推奨基準として「低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン」を示すことにより、関係業界における自主的取組等の推進や、利用者への低NOx機器の普及を図る	小規模燃焼機器購入検討者	低NOx型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン(数値) 排出ガス試験方法 推奨ガイドライン適合の宣言について 推奨ガイドライン適合の表示について	http://www.env.go.jp/air/osen/shokibo/
事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン	平成15年4月	初版平成13年2月 改定平成15年4月	環境省(事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会委員)	環境省	事業者における環境パフォーマンス指標においても環境パフォーマンス指標の望ましいあり方や共通の枠組みを示すと共に、環境への取組上重要で、かつ、実際に事業者が活用しうると考えられる指標を提示する	事業者(営利活動を行っている企業(法人単位のみならず、企業グループ単位、個別工場・事業場単位又はプロジェクト単位も含む))	環境パフォーマンス指標の目的 既存ガイドライン等との関係 環境パフォーマンス指標が備えるべき要件 環境パフォーマンス指標による評価 環境パフォーマンス指標の枠組み 個別指標の要点	https://www.env.go.jp/policy/report/h15-01/index.html
地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン	平成19年3月	初版平成5年8月 改訂平成15年6月 改訂平成19年3月	環境省地球環境局地球温暖化対策課(地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン改訂調査検討会)	環境省	都道府県、市区町村が地球温暖化対策地域推進計画を策定する際に、策定の手順や策定の内容について参照できるものを作成する	地方公共団体(都道府県、市区町村)	地域推進計画策定の背景、意義 温室効果ガス排出量の現況推計 温室効果ガス排出量の将来推計 温室効果ガス排出削減及び吸収源対策・施策について 計画目標の設定 対策推進の施策立案、推進体制	http://www.env.go.jp/earth/ondanka/suishin_g/index.html
特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン	平成22年3月(カワウ編平成25年10月)	(平成12年にイノシシ、カモシカ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ編「マニュアル」作成) (平成16年カワウ編「マニュアル」作成) 平成22年(ガイドブックとして改訂) 平成25年10月(カワウ編改訂)	環境省	環境省	特定鳥獣保護管理計画を都道府県が作成する際の技術的な参考となる資料を作成する	地方公共団体の担当者や関係者	共通編 種別編(イノシシ、カモシカ、クマ類、ニホンザル、ニホンジカ、カワウ)	https://www.env.go.jp/nature/choju/plan/plan3.html
温泉資源の保護に関するガイドライン	平成26年4月、平成26年12月	初版平成21年3月31日、平成24年3月27日(地熱発電関係) 改訂平成26年4月、改正平成26年12月(地熱発電関係)	環境省自然環境局	環境省自然環境局	温泉を将来の世代においても引き継ぎ利用できるよう、持続的な利用を可能とするための資源保護のあり方(温泉の掘削等の不許可事由の判断基準について)を示す	都道府県	掘削等の原則禁止区域の設定、既存源泉からの距離規制、温泉の採取量に関する取扱い 個別的許可判断のための影響調査等 温泉資源保護のためのモニタリング 公益侵害の防止 その他	https://www.env.go.jp/nature/onse/n/docs/
戦略的環境アセスメント導入ガイドライン	平成19年4月5日	なし	環境省総合環境政策局環境影響評価課	環境省総合環境政策局環境影響評価課	SEA(戦略的環境アセスメント)の実施を促す、事業に先立つ早い段階で、著しい環境影響を把握し、複数案の環境的側面の比較評価及び環境配慮事項の整理を行い、計画の検討に反映させることにより、事業の実施による重大な環境影響の回避又は低減を図るため、上位計画のうち事業の位置・規模等の検討段階のものについてのSEA(戦略的環境アセスメント)の共通的な手続、評価方法等を示すことにより、SEAの実施を促す	事業の計画策定者等	対象計画 実施主体 SEAに関する手続等 評価の実施方法	https://www.env.go.jp/press/press.php?serial=8247 http://www.env.go.jp/policy/assess/2-4strategic/

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
譲渡支援のためのガイドライン	平成18年3月	なし	環境省自然環境局 総務課 動物愛護管理室	環境省自然環境局 総務課 動物愛護管理室	各自治体の実情に応じて役立てられるよう、適切な飼養保管及び譲渡動物や譲渡者の選定について事例等をまとめる	犬及び猫の引取り業務を行う自治体	犬及びねこの引取り等について動物保護収容施設等における譲渡動物の飼養管理について譲渡動物の選定について譲渡者選定及び適正飼養の支援について譲渡動物の選定及び譲渡者選定実施のためのテストマニュアル	https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/support.html
国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン	平成25年3月29日	初版平成23年3月31日 改定平成25年3月29日	環境省	環境省自然環境局国立公園課	風力発電施設の設置に関する自然公園法上の許可基準である自然公園法施行規則第11条第11項における、「展望する場合の著しい妨げ」「眺望の対象に著しい支障」につならないよう、技術的観点から考え方を示す	風力発電施設の設置を計画する事業者	風力発電施設の景観影響審査の基本的流れ 技術的ガイドライン 実施例	https://www.env.go.jp/press/files/jp/21843.pdf
微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析ガイドライン	平成23年7月29日	なし	環境省 水・大気環境局	環境省	微小粒子状物質対策の推進に必要な知見の充実のために事務処理基準において言及されている成分分析の実施体制について示す	地方公共団体、国(微小粒子状物質(PM2.5)の成分分析の担当者)	成分分析の目的・必要性 調査項目 試料捕集地点(数) 調査時期(試料捕集期間) 測定方法及び分析方法 測定値の取扱い及び評価 精度管理及び保守管理 結果の報告	https://www.env.go.jp/air/osen/pm/ca.html
運用・証券・投資銀行業務ガイドライン	平成23年10月6日	なし	日本版環境金融行動原則起草委員会(起草委員会) (環境省事務局)	総合環境政策局環境経済課	「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」及びこの原則を実践するため、具体的な取組み取組事例の主な切り口	運用・証券・投資銀行業務に係る金融事業者	事業側面と持続可能な社会実現 具体的な取組み 取組事例の主な切り口	https://www.env.go.jp/press/14289-print.html
保険業務ガイドライン	平成23年10月6日	なし	日本版環境金融行動原則起草委員会(起草委員会) (環境省事務局)	総合環境政策局環境経済課	「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」及びこの原則を実践するため、具体的な取組み取組事例の主な切り口	保険業務に係る金融事業者	事業側面と持続可能な社会実現 具体的な取組み 具体的事例の参考文献	https://www.env.go.jp/press/14289-print.html
預金・貸出・リース業務ガイドライン	平成23年10月6日	なし	日本版環境金融行動原則起草委員会(起草委員会) (環境省事務局)	総合環境政策局環境経済課	「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」及びこの原則を実践するため、具体的な取組み取組事例の主な切り口	預金・貸出・リース業務に係る金融事業者	事業側面と持続可能な社会実現 具体的な取組み 取組事例の主な切り口	https://www.env.go.jp/press/14289-print.html
ハロン破壊処理ガイドライン	平成18年5月26日	なし	環境省地球環境局(旧)環境保全対策課フロン等対策推進室	環境省地球環境局(旧)環境保全対策課フロン等対策推進室	オゾン層保護法においてハロンの使用事業者は排出抑制・使用合理化に努めることとされていることから、ハロンの回収・破壊の取組の一層の推進と破壊処理技術の速やかな普及を目的として、適切なハロンの破壊処理を実施するために必要な事項を取りまとめる	ハロンの使用事業者	破壊処理技術の現状と要件 破壊処理の要件 主な破壊処理技術とその運転管理条件等	https://www.env.go.jp/press/7151.html
グリーン調達推進ガイドライン(暫定版)	平成24年3月	なし (暫定版のみ?)	環境省	環境省	サプライヤーのグリーン調達への対応と環境経営を促進するとともに、グリーン調達の更なる普及により、バリューチェーンマネジメントを推進する	企業	グリーン調達を推進する意味 グリーン調達の動向や効果 サプライヤーの視点 納入先の視点	http://www.env.go.jp/policy/env-disc/com/com-pr-rep/rep-ref06.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
人と動物の共通感染症に関するガイドライン	平成19年3月	なし	環境省	環境省自然環境局 総務課 動物愛護管理室	動物の所有者等が人と動物の共通感染症についての理解を深め、動物とのより良い関係を築くため、講習会や動物取扱責任者研修等の機会において、人と動物の共通感染症に関する知識を総合的に、わかりやすく伝えるための参考書を作成する	関係自治体職員や動物取扱業者	人と動物の共通感染症とは人と動物の共通感染症 人と動物の共通感染症の症状 人と動物の共通感染症の予防 手指、器具、ケージ、環境等の消毒方法 人と動物の共通感染症<各論>	https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/infection/guideline.pdf
特定調達物品等の表示の信頼性確保に関するガイドライン	平成26年3月	初版平成23年2月17日 改訂平成26年3月	環境省	環境省 総合環境政策局環境経済課 製品対策係	製造事業者等及び業界団体が、特定調達品目ごとの具体的な確認手法等を詳細に検討し、信頼性確保のための自主的な取組を推進できるよう、特定調達物品等である旨を表示する事業者による合理的根拠の確保に関する明確な指針を示す	特定調達物品等である旨を表示する環境物品等の製造事業者等及び業界団体(輸入・販売業者を含む)	特定調達物品等の製造事業者等に求められる取組関係者の対応	https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/trust/guideline/index.html
使用済自動車判別ガイドライン(報告書中・経産共管)	平成23年2月28日	なし	産業構造審議会 環境部会 廃棄物・リサイクル小委員会 使用済自動車判別ガイドラインWG 中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会 自動車リサイクル専門委員会 使用済自動車判別ガイドラインWG	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	使用を終えた自動車の適正な流通の確保や、不法投棄等の処理の迅速化を推進するため、下取り、オートオークション及び不法投棄に対する地方公共団体の対応等、場面毎の判断の際の拠り所となるよう使用済自動車か否かの判断基準などについて考え方を示す	使用済自動車の下取り、オートオークションに係る事業者、不法投棄に係る地方公共団体の担当者	使用を終えた自動車の適正な流通の確保に向けたガイドライン(使用済自動車の適正な流通の確保に向けた検討・・・など) 不法投棄及び不適正保管への対応に向けた使用済自動車判別ガイドライン(使用済自動車の該非判断の考え方の整理・・・など)	http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13528
浄化槽法定検査判定ガイドライン	平成14年2月	初版平成8年3月25日 改訂平成14年2月	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課浄化槽対策室	環境省	指定検査機関が法定検査結果を実際に判定する際に役立つように具体的な考え方を取りまとめる	浄化槽法定検査の指定検査機関	検査に当たっての基礎情報の把握 検査の項目ごとのチェック項目及びその判断方法 総合判定	https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/data/inspection/index.html
森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン	平成21年2月13日	なし	環境省	環境省総合環境政策局環境経済課	川上から川下までのすべての段階において、原料となる木材を適切に管理し、信頼性を高める取組を確実に推進するため、製紙メーカー各社が透明性・信頼性の確保を前提として森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合の管理をクレジット方式で適切に運用するために必要な事項を定める	製紙メーカー各社	運用方法 透明性・信頼性の確保及び情報開示・検証	https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/archive/bp/gl_cstw.html
環境報告書ガイドライン	平成16年3月	初版(?)平成13年2月 改訂平成16年3月 (その後「環境報告ガイドライン」に吸収)	環境省	環境省総合環境政策局環境経済課	環境報告書を作成・公表しようと考えている事業者の方々はもとより、既に環境報告書を作成・公表している事業者の方々にも、実務的な手引きとして、環境報告書に係る国内外の最新の動向を踏まえ、その望ましいと思われる方向及び内容を取りまとめる	環境報告書を作成・公表する事業者	環境報告書とは何か 環境報告書の記載項目 環境報告書の作成、及び環境報告書を理解するための参考資料	http://www.env.go.jp/policy/report/h15-05/
小売業者の引取義務外品の回収体制構築に向けたガイドライン	平成27年3月30日	なし	環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 企画課リサイクル推進室 廃棄物対策課	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室	小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物について、消費者の利便性の向上、不法投棄や違法な廃棄物回収業者への引渡し等の防止のため、市町村が小売業者の引取義務外品の回収体制を構築するに当たり、取り組むべき事項等について記載する	各市町村	小売業者の引取義務外品について 小売業者の引取義務外品の回収体制について 小売業者の引取義務外品の回収体制構築のための取組について	http://www.env.go.jp/press/files/jp/26672.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン	平成11年3月25日	初版平成11年3月(その後「環境会計ガイドブック」に吸収)	環境庁・環境保全コストの把握に関する検討会	環境庁企画調整局調査企画室	企業が環境保全コストを把握する際、参考となるよう、定義や範囲、集計の方法を示す	事業者	環境保全コストの把握・効用の意義と効果 環境保全コストの定義 環境保全の定義 集計に当たったの基本的考え方 環境保全の取組等との関係 環境保全コストの分類 環境保全コストの具体的分類	http://www.env.go.jp/policy/kaikei/plan/
ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン	平成23年3月31日	なし	環境省水・大気環境局土壌環境課	環境省水・大気環境局土壌環境課	ダイオキシン類基準不適合土壌の対策が円滑に推進されるよう、ダイオキシン類土壌環境基準の適用範囲で発見された法対象外のダイオキシン類基準不適合土壌について、どのように処理を行えばよいかなどに関する基本的な考え方と適正に処理を行うために必要な施設の構造及び維持管理等の措置を取りまとめる	ダイオキシン類土壌環境基準の適用範囲で発見された法対象外のダイオキシン類基準不適合土壌の処理担当者	概要 ダイオキシン類基準不適合土壌処理施設の構造 ダイオキシン類基準不適合土壌処理施設における維持管理等 ダイオキシン類基準不適合土壌処理施設の廃止について(参考:土対法処理業省令第13条第1項)	https://www.env.go.jp/water/dojo/gl_diox-ns.pdf
温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン	平成27年4月	初版平成23年10月 改訂平成27年4月	環境省地球環境局 地球温暖化対策課	環境省	改正後の「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行令に従い、都道府県及び市町村(以下「地方公共団体」という。)を対象に、実行計画に係る温室効果ガス総排出量の算定に関し、具体的な算定の対象、方法、留意事項等を示し、地方公共団体による取組を促進する	都道府県及び市町村(地方公共団体)	総排出量の算定に係る基本的な考え方 算定方法の解説	https://www.env.go.jp/policy/local/keikaku/jimu/pub/download.html
非特定汚染源対策の推進に係るガイドライン	平成26年12月25日	初版平成21年3月 改訂平成26年12月25日	環境省水・大気環境局水環境課	環境省水・大気環境局水環境課	湖沼等の水質保全のために非特定汚染源対策を全国的に推進する	地方自治体の担当者等	非特定汚染源負荷に関する基本的事項 非特定汚染源負荷の調査方法(総論) 非特定汚染源負荷の調査方法(各論) 非特定汚染源対策と期待される効果 非特定汚染源対策の持続的改善に向けて	http://www.env.go.jp/water/kosyou/hitokutei/index.html
有害大気汚染物質モニタリング地点選定ガイドライン	平成25年8月30日	なし	環境省水・大気環境局大気環境課	環境省水・大気環境局大気環境課	「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気の汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」が改正されたことを踏まえ、具体的なPRTR データの活用方法を補足する	各都道府県及び政令市	有害大気汚染物質モニタリング制度の背景等 モニタリング地点に係る定義の見直しについて 測定地点の再定義及び配置の見直しの方法 ケーススタディ	https://www.env.go.jp/air/osen/law/22_kijun/1308304b.pdf
CFC破壊処理ガイドライン	平成11年3月	初版不明 改訂平成11年3月	環境庁大気保全局	環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室	CFCの破壊処理技術の速やかな普及とCFCの回収・破壊への取組の一層の推進を目的として、適切なCFCの破壊処理を実施するために必要な事項を取りまとめる	CFC等の使用事業者	破壊処理技術の現状と要件 破壊処理の要件 主な破壊処理技術とその運転管理条件等	http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/guide.html
未査定液体物質テストガイドライン	不明	初版昭和62年 改訂不明(2007年1月ごろ)	環境省	環境省	「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づいて環境大臣が未査定液体物質の査定に係る審査を実施する際に必要となるデータの種別及びそのデータを得るために参考となる文献を示す	未査定液体物質を扱う事業者	未査定液体物質の査定に使用する有害性の評価項目 評価項目の詳細(生物蓄積性、生分解性、・・・など)	https://www.env.go.jp/water/kaiyo/nls/1tsuuchi/pdf/3_guide%20line.pdf

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
環境に配慮したOA機器の調達に関するガイドライン	平成22年度	不明	環境省	環境省	OA機器を調達する場面において、調達者が配慮すべき事項を整理することによって、国及び独立行政法人等においてOA機器による温室効果ガスの排出を削減する	国及び独立行政法人等	環境に配慮したOA機器調達の必要性と意義 OA機器実態調査 OA機器を調達する際の留意点 OA機器を調達する際に提示すべき項目(仕様書) OA機器を使用する際の留意点	http://www.env.go.jp/policy/ga/bp/mat/2015kaisetusriryo.pdf 159ページ～
海岸漂着物流出防止ガイドライン	平成25年3月	なし	環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室	環境省	漂着ごみの発生抑制対策を効果的に実施するために必要な施策及び関連する情報を提供することで、効果的な発生抑制対策の実施を支援する	都道府県の関係機関	総論 具体的な施策(環境部局が主体となる施策、森林管理部局・河川管理部局が主体となる施策、水産部局が主体となる施策)事例集	https://www.env.go.jp/water/marine/litter/umigomi/guideline.pdf
エコアクション21建設業者向けガイドライン	平成24年1月	なし (エコアクション21ガイドライン2009年版に準拠して「2009年版」が平成24年1月に作成された)	環境省	環境省	エコアクション21について、建設業者向けにわかりやすく取りまとめる	建設業者	エコアクション 21 ガイドライン2009年版の概要 エコアクション 21 の認証・登録制度の概要 環境経営システム 環境活動レポート 環境への負荷の自己チェックの手引き 環境への取組の自己チェックの手引き	https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/ea21/gl2009-1.pdf https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html
窒素酸化物排出削減対策技術の導入に係るガイドライン	平成26年3月	初版不明 改訂平成26年3月	環境省株式会社エクス都市研究所 公益財団法人国際環境技術移転センター	環境省	中国の地方政府環境保護局の担当官が、固定発生源に対して立ち入り検査や対策のアドバイスを行う際に役立つよう、窒素酸化物の削減対策技術・運転管理技術の種類、それらの特長、削減効果等の基礎知識を示す	中国の地方政府環境保護局の担当官	日本における窒素酸化物退出対策導入技術のポイント 中国における窒素酸化物退出対策導入技術のポイント 業種別Nox排出対策技術・運転管理技術 中国におけるNox排出対策技術導入事例	https://www.env.go.jp/air/tech/ine/asia/china/GuideCH.html
災害廃棄物の広域処理の推進について(東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン)	平成24年1月11日	平成23年8月11日 一部改訂平成23年10月11日 一部改訂平成23年11月18日 一部改訂平成24年1月11日	環境省	環境省	災害廃棄物の放射性物質による汚染に対する受入側の危惧等を背景に、広域処理の具体化が遅れていたため、災害廃棄物の広域処理における安全性の考え方、搬出側における安全性の確認方法等について示す	地方公共団体(?)	広域処理における安全性の考え方について 災害廃棄物の再生利用に関する評価 災害廃棄物の焼却処理に関する評価 災害廃棄物の広域処理における搬出側での確認方法等	http://www.env.go.jp/jishin/attach/memo20120111_shori.pdf
バイオガス関連事業のLCAに関する補足ガイドライン	平成22年3月	なし	環境省	環境省	今後、バイオ燃料の製造事業者や輸入事業者がLCAの観点から自らのバイオ燃料事業を評価する際に活用できるよう、CA(Life Cycle Assessment: ライフサイクルアセスメント)について、製品やサービスのライフサイクル通じた環境への影響を評価する手法を示す	バイオ燃料の製造事業者や輸入事業者	バイオ燃料のLCAの基本的な考え方 算定事業モデルの設定とプロセスフローの明確化 活動量データの収集・設定 温室効果ガス排出原単位データの収集・設定 温室効果ガス排出量の評価	http://www.env.go.jp/earth/ondanka/lca/
地中熱利用システムの温室効果ガス排出削減効果に関するLCAガイドライン	平成24年3月	なし	環境省	環境省	地中熱利用システムのLCAに関して、機能単位の設定方法やシステム境界の取り方などの特徴を示す	地中熱利用システムの製造・販売事業者、地中熱利用システムの導入事業者	LCA実施の目的と調査範囲の設定 活動量データの収集・設定 温室効果ガス排出原単位データの収集・設定 温室効果ガス排出量の評価	http://www.env.go.jp/earth/ondanka/lca/

26.原子力規制委員会

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
原子力事業者訓練の評価ガイドライン	平成24年10月10日	なし	原子力規制委員会	不明	原災法第28条により読み替え適用される災対法第48条の防災訓練(以下「事業者訓練」という。)に関して、事業者訓練の評価を行う場合の指針を示す	原子力事業者	目的 確認範囲 関連する法令等 訓練項目と確認方法 訓練結果の判断・評価方法	https://www.nsr.go.jp/data/000066001.pdf
放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第24条に規定する帳簿の記載等に関するガイドライン	平成22年1月7日	なし	文部科学省科学技術・学術政策局 原子力安全課放射線規制室	放射線規制室	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)に定められている記帳の内容や方法について解釈を示すとともに、より具体的に解説を加えることにより、放射性同位元素及び汚染物の管理と記帳を一体として捉え、各々の事業所等での放射性同位元素及び汚染物のより良い管理に役立てていただく	各々の事業所等	許可届出使用者の記帳 届出販売業者及び届出賃貸業者の記帳 許可廃棄業者の記帳 廃止措置中の記帳	http://www.nsr.go.jp/data/000045580.doc

27.防衛省

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称)	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
防衛省PBL導入ガイドライン	平成23年7月27日	なし	防衛省経理装備局	防衛省	PBL手法の定義や検討のアプローチなどについて整理し、今後、防衛省においてPBL導入方法の可視化、検討を行うに当たり解決すべき論点等の整理など、必要な事項を示す	各自衛隊をはじめ、関係機関	PBL手法導入の必要性 PBL手法導入の定義等 PBL実施における課題 PBL導入に向けたアプローチ パイロット・モデルの検討	http://www.mod.go.jp/j/approach/others/equipment/pdf/pbl_03.pdf
装備品等の調達に係る秘密保全対策ガイドライン	平成26年12月	不明	防衛省	防衛省	乙による秘密の保全又は保護を万全ならしめるために、秘密保全特約、特定秘密の保護に関する特約条項又は特別防衛秘密の保護に関する特約条項を補足する共通の事項を規定する	防衛省の建設工事発注者および請負者	秘密保全規則の取扱い、組織のセキュリティ、特定資料及び特定図面等の管理、人的セキュリティ、物理的及び環境的セキュリティ、通信及び運用管理、アクセス制御、検証・改善	http://www.mod.go.jp/asdf/4dep/4deposhirase/270121_guidelines.pdf
建設汚泥の活用に関するガイドライン	平成21年6月24日	なし (建設工事における再生資源の活用について(通知)21.6.24は改正23.3.29)	防衛省装備施設本部 (平成18年6月12日に国土交通省総合政策局事業総括調整官室で作成されたものを基に策定されているようです)	防衛省装備施設本部	建設工事に伴い副次的に発生する建設汚泥の処理に当たっての基本方針、具体的実施手順等を示すことにより、建設汚泥の再生利用を促進し、最終処分場への搬出量の削減、不適正処理の防止を図ることを目的とする	防衛省直轄工事(ただし、環境基本法に基づく土壌環境基準または土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有量基準に適合しない建設汚泥は対象外)	建設汚泥が発生する工事について「発生抑制の徹底」「再生利用の促進」「適正処理の推進」に努めることとした上で、具体的な実施方針を定める	http://www.mod.go.jp/epco/dfaa/jp/library/kensetsukijun/PDF/besshi2_odei.pdf (国土交通省のもの) http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/pdf/recyclehou/recycle_rule/gaido_odei.pdf
防衛施設の建設工事設計変更ガイドライン	平成20年7月29日	不明	防衛省装備施設本部施設設計課	防衛省装備施設本部施設設計課	建設工事請負契約書に基づき設計変更を行う際の手続き、発注者及び請負者双方の留意点及び設計変更を行う具体的な事例を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化や契約内容の透明性の向上を図るとともに、設計変更が適切に実施されることを目的とする	防衛省の建設工事発注者および請負者	設計変更を行う場合の手続き及び具体的な事例 発注者及び受注者双方の留意事項 設計変更ができる場合とできない場合	http://www.mod.go.jp/epco/dfaa/news/kensetsu/kensetukoujikankeihouki/kouji.html
建設工事等に係る秘密保全対策ガイドライン	平成21年8月15日	初版平成20年7月29日 改正平成23年3月29日	防衛省装備施設本部	防衛省装備施設本部	受注者による秘密(秘密保全に関する訓令(平成19年防衛省訓令第36号)第2条第1項に規定する秘密をいう。以下同じ)の保全又は保護(以下「秘密保全」という。)を万全ならしめるために、秘密の保全に関する特約条項(以下「特約条項」という。)を補足する事項を規定する	防衛省の建設工事受注者	秘密保全規則の取扱い、組織のセキュリティ、特定資料及び特定図面等の管理、パソコン等の管理、人的セキュリティ、物理的及び環境的セキュリティ、通信及び運用管理、アクセス制御、関連業務受注者に対する特定図面等の貸与、再委託等の措置、保全状況の点検、業務完了時の措置	http://www.mod.go.jp/epco/dfaa/jp/library/kensetsukijun/PDF/kensetsu_gaidlain.pdf
防衛施設に係る工事一時中止ガイドラインについて	平成23年3月29日	初版平成22年5月14日 改正平成23年3月29日	施設設計課長	施設設計課長	工事の中止条項の運用について、受発注者の適正な対応を行うために整理したものであり、設計変更ガイドラインと合わせて、設計変更が適切に実施されることを目的とした	防衛省の建設工事発注者	工事一時中止に係る基本フロー 発注者の中止指示義務 工事一時中止の検討 工事一時中止の指示・中止 現場管理計画書の作成 請負代金額又は工期の変更、増加費用の負担 増し分費用の考え方	http://www.mod.go.jp/epco/dfaa/news/kensetsu/kensetukoujikankeihouki/kouji.html

①ガイドラインの名称	② 策定・公表年月日(改版があれば最新のものの公表日)	③ 改版履歴等	④ 策定主体(行政機関(可能な限り部局名。など例えば「委員会」、「検討会」であれば、その名称))	⑤ 公表主体(行政機関(可能な限り部局名))	⑥ 目的(ガイドライン自体の目的もしくは、これを提供するWebページにおいて記載される目的などを基準に整理)	⑦ 対象となる者(例えば各行政機関部局もしくはその職員、地方公共団体もしくはその職員、民間企業・業界団体もしくはその職員、国民一般等、一定の情報を収集管理する者、研究事業を行う者等)	⑧ 概要(内容について、数行程度の要旨)	⑨ 公表形態(Web、紙媒体等の別。なおWeb公表の場合には、該当するURLもしくは提供Webページ)
新「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)	平成27年4月27日	初版昭和53年 改正平成9年9月 改正平成27年4月27日	防衛省	防衛省	日米両国が同盟の抑止力・対処力を一層強化するため、同盟の調整メカニズム、共同計画の策定など協力の基盤となる取組みを明記する	日米の防衛担当機関	防衛協力と指針の目的 基本的な前提及び考え方 強化された同盟内の調整 日本の平和及び安全の切れ目のない確保 地域の及びグローバルな平和と安全のための協力 宇宙及びサイバー空間に関する協力 日米共同の取組 見直しのための手順	http://www.mod.go.jp/j/publication/kohoshiryu/pamphlet/pdf/shishin.pdf
M&Sガイドライン	平成27年10月	初版平成18年11月 改訂平成27年10月	防衛装備庁	防衛装備庁	装備品等の効果的かつ効率的な研究開発実施の資とするためにM & S の積極的な利用の推進、今後装備庁において研究開発するM & S システムに係る知識・モデル等の資産の共有化、並びにこれらを実現するための体制整備の目標、指針及び基準を定める	防衛省装備庁等	総則 達成目標 指針 基準	http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/jfd/2015/jz20151001_00039_000.pdf
自衛隊施設の津波対策ガイドライン	平成25年7月9日	なし	経理装備局	経理装備局	沿岸地域に所在する駐屯地や基地等が津波の来襲を受けた際に、自衛隊施設の管理者が、津波対策計画を策定することで、隊員等の人命を確保し、自衛隊施設内の防衛施設及び装備品の被害を回避又は軽減することにより、自衛隊施設の機能を維持するほか、自衛隊施設外への被害の拡大を防止するための資とする	自衛隊施設の管理者	津波による浸水状況の把握 津波対策計画の策定 津波対策計画の反映	http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/afd/2013/az20130709_09535_000.pdf
業務改善に関するガイドライン	平成27年10月1日	初版22年3月25日 一部改正平成23年3月31日 一部改正平成27年10月1日	防衛省	防衛省	防衛省改革会議の報告書において「PDC A(Plan Do CheckAct:計画・実施・評価・改善)サイクルの確立」が提言されたことを踏まえ、部隊及び機関におけるPDCAサイクルを確立する	防衛省・自衛隊全体	本ガイドラインの導入要領 PDCAサイクルによる業務改善の実施要領 業務改善提案の実施要領 PDCAサイクルによる業務改善及び業務改善提案を円滑に機能させるための取組	http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/afd/2009/az20100325_03472_000.pdf
民生品等の活用のためのガイドライン	平成18年3月31日	なし	防衛省	防衛省	部隊運用上の必要性を確保しつつ、装備品等の調達価格の低減、供給ソースの多様化の追求、競争原理の強化等を図るため、民生品及び他国の軍隊や自衛隊で使用されている軍事量産品(民生品等)の活用のためのガイドラインを作成し、民生品等の活用に係る評価項目等を明示するとともに、装備品等の調達プロセスにおける民生品等活用の検討のための標準プロセスの導入を促進し、もって民生品等の適切な活用を促進する	防衛省	民生品の活用に係る基本認識の整理 民生品等活用の検討のための標準プロセスの導入及び民生品等の活用に係る評価項目の設定	http://www.clearing.mod.go.jp/kunrei_data/afd/2005/az20060331_03278_000.pdf